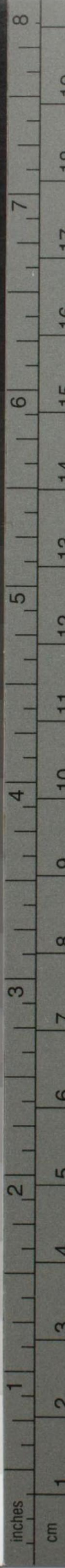


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



# 法務年鑑

昭和 29 年

法 務 省

F12W-33

20







# 法務年鑑

昭和 29 年

法 務 省



317.23 H617h

は し が き

- 1 本年鑑は昭和29年における法務省の全機構とその業務運営の状況とを概観するの  
に便利なように編さんしたものであつて、編集にはほほ次のような企図をもつ  
て当つた。  
 (1) 法務本省並びに所管各庁について組織・定員・会計・業務の内容及び実施の  
概要等を記述し、中央・地方を通じ総合的にその活動と業績を明かにする。  
 (2) 業務の実施状況は、各種の統計をあげて、できるだけ具体的に表現する。
- 2 本年鑑の取扱つた期間は、既刊年鑑の例に従い、原則として昭和29年1月1日  
から昭和29年12月31日までとした。
- 3 編集に際して各方面から賜つた御協力に対して、深く感謝の意を表するととも  
に、年鑑今後の向上に資するため、各位の一層腹藏のない批判をお願いする。

昭和30年10月

法務大臣官房調査課

法務省年鑑



K 9812



法務年鑑(昭和33年) 正誤表

頁	行	欄	誤	正
1	1		昭和22年12月17日 法律第193号 (法律庁)	昭和22年12月17日 法律第193号 (法務庁)
76	19		(4)法務省組織規則の一部を改正する省令……………	(4)法務省組織規程の一部を改正する省令……………
"	21		(6)法務省組織規則の一部を改正する省令……………	(6)法務省組織規程の一部を改正する省令……………
161	25	主な裁判	1、主な裁判	3、主な裁判
405	14	1 検察庁の数の表中高松高等検察庁相当欄の右端	33	34
407	19	⑤地方検察庁支部の表中左から第3欄越谷の項中裁判所の表示	申	乙
"	34	同表右端の欄明石の項同上	乙	乙
408	8, 9	同表左から第7欄地検名の表示	鹿兒島	鹿兒島
"	14, 15	同表左端の欄地検名の表示中	5	4
"	16, 17	"	4	3
"	18, 19	"	4	3

(見返し) …… 1

…………… 7

…………… 19

…………… 21

…………… 25

…………… 27

……………

…………… 29

…………… 29

…………… 29

…………… 30

…………… 30

…………… 31

…………… 31

…………… 32

…………… 33

…………… 33

…………… 34

…………… 35

…………… 35

…………… 36

…………… 37

…………… 38

…………… 38

…………… 40

…………… 41

…………… 51

179  
155  
99



# 法務年鑑（昭和29年）目次

◇ 法務省機構図（昭和29年12月31日現在）……………（見返し）

## I 組 織

1 法務省設置法……………	1
2 法務省組織令……………	7
3 法務省組織規程……………	19
4 法務省職員定数規程……………	21
5 国家行政組織法……………	25
6 行政機関職員定員法……………	27

## II 会 計

1 予 算……………	
(1) 法務省所管 昭和30年度政府職員予算定員および俸給額表……………	29
1 法務本省……………	29
2 法務研修所……………	29
3 法務局……………	30
4 最高検察庁……………	30
5 高等検察庁……………	31
6 地方検察庁……………	31
7 矯正管区……………	32
8 矯正研修所……………	33
9 刑務所……………	33
10 少年院……………	34
11 少年鑑別所……………	35
12 巢鴨刑務所……………	35
13 更生保護官署……………	36
14 地方入国管理官署……………	37
15 公安審査委員会……………	38
16 公安調査庁……………	38
(2) 法務省主管 昭和30年度一般会計歳入予算額……………	40
(3) 法務省所管 昭和30年度歳出予算項目別表……………	41
◇ 昭和29年度法務省営繕費……………	51



2 財 産	52
法務省国有財産現在額	52
(1) 行政財産(公用財産)	52
(2) 普通財産	54

### III 本 省

1 内 部 部 局	55
(1) 大 臣 官 房	55
イ 秘 書 課—広報連絡室	
ロ 人 事 課 ◇ 検 察 官 適 格 審 査 会	
ハ 調 査 課—法 規 室 統 計 室 *法務図書館	
ニ 経 理 部—管 理 課 主 計 課 営 繕 課—設 計 室	
任用関係取扱件数〔人事課〕	58
昭和29年度刊行法務資料書目〔調査課〕	63
昭和29年度刊行司法制度調査資料書目〔同上〕	64
各種組合及びその他法人登記の名称調〔統計室〕	70
登記の総数累年比較〔同上〕	84

\* 法務図書館 (国立国会図書館支部法務図書館) 85

目 的…沿革…業務の内容…蔵 書…職 員…予 算	
施 設…業務実施の概況…業務に関係ある法規・指示等について	
図書資料数	86
図書資料受入数	88
図書資料整理冊数	89
図書資料の閲覧及び館外貸出	90
新収図書資料その他通報	90

(2) 民 事 局	94
イ 第 一 課   ロ 第 二 課   ハ 第 三 課   ニ 第 四 課	
ホ 第 五 課   へ 参 事 官 室	
戸籍・住民登録事件表 (第1表~第7表)〔第二課〕	104
一般登記件数表〔第三課〕	109
土地台帳事務処理表〔同上〕	112
家屋台帳事務処理表〔同上〕	114
司法書士数調〔同上〕	116
司法書士受取事件年計表〔同上〕	118

土地家屋調査士取扱事件年計表〔第三課〕	122
供託金年計表〔第四課〕	127
供託有価証券年計表〔同上〕	129
(3) 刑 事 局	135
イ 総 務 課   ロ 刑 事 課   ハ 公 安 課   ニ 参 事 官 室	
(4) 矯 正 局	149
イ 総 務 課   ロ 矯 正 調 査 課   ハ 保 安 課   ニ 作 業 課	
ホ 医 療 分 類 課   へ 教 育 課	
昇格人員表〔総務課〕	151
矯正職員級別定数一覧表〔同上〕	152
29年度矯正関係予算〔同上〕	153
矯正施設の数並びに収容定員〔同上〕	154
最近における事故の趨勢〔保安課〕	158
昭和28年、29年中における刑務事故月別件数人員表〔同上〕	159
昭和28年、29年中における保護少年の逃走事故月別件数人員表	
〔同上〕	159
最近10年間の刑務所の経費と作業収入額〔作業課〕	161
作業製品の需要先別調〔同上〕	162
受刑者の就業状況〔同上〕	162
刑務所、少年院各月死亡数〔医療分類課〕	163
刑務所各月刑ならびに勾留執行停止数〔同上〕	163
刑務所月末患者調〔同上〕	163
分類級別施設数〔同上〕	165
各種分類調査別取扱人員〔同上〕	166
現在収容者級別人員〔同上〕	166
構外作業適格者調〔同上〕	167
分類級別による受刑者再入率調〔同上〕	167
保護少年精神状況調〔同上〕	167
鑑別受付及び終了者数〔同上〕	168
性別施設別覚醒剤使用者調〔同上〕	168
矯正施設における収容者栄養摂取量〔同上〕	169
指紋対照並びに前科発見その他10年比較〔同上〕	170
指紋対照による前科発見百分比10年比較〔同上〕	170
指紋対照及び前科発見並びに指紋原紙取扱最近10カ年比較表	
〔同上〕	171



(5) 保 護 局	174		
イ 総務課	ロ 調査連絡課	ハ 観察課	ニ 恩赦課
ホ 特別調査課			
地方更生保護委員会統計 (1~4)〔観察課〕	182		
保護観察所統計 (1~5)〔同上〕	185		
恩赦事件年表〔恩赦課〕	193		
巣鴨在所者異動状況〔特別調査課〕	196		
勧告並びに追加情報送付状況〔同上〕	197		
関係国の決定状況〔同上〕	197		
保護監督事件処理状況〔同上〕	198		
(6) 訟 務 局	199		
イ 第一課	ロ 第二課	ハ 第三課	ニ 第四課
ホ 第五課	ヘ 第六課		
手続別民事争訟事件一覧表	203		
民事事件各局別処理状況	204		
民事事件件数表	205		
一般行政事件地方裁判所別受理件数表	206		
一般行政事件高等裁判所別受理件数表	208		
一般行政事件最高裁判所受理件数表	208		
農地関係事件処理一覧表	209		
一般行政事件農地(関係を除く)処理一覧表	210		
税関係許訟事件処理一覧表	211		
(7) 人 権 擁 護 局	212		
イ 第一課	ロ 第二課	ハ 第三課	
人権擁護委員年次別委嘱状況〔第一課〕	213		
(8) 入 国 管 理 局	218		
イ 総務課	ロ 入国審査課	ハ 資格審査課	ニ 審判課
ホ 警備課	ヘ 登録課		
昭和29年度港別入港船舶数〔入国審査課〕	221		
資格審査件数〔資格審査課〕	223		
2 附 属 機 関	232		
(1) 法 務 研 修 所	232		
法規：イ) 法務省設置法(抜萃)	ロ) 法務研修所組織規程	232	
機構の概要	233		

業務の実施状況	234	
(2) 矯 正 研 修 所	238	
法規：イ) 法務省設置法(抜萃)	ロ) 矯正研修所組織規程	238
業務の内容	239	
研修の実施状況	241	
その他	242	
(3) 巣 鴨 刑 務 所	243	
法規：イ) 関係法規	ロ) 巣鴨刑務所組織規程	243
所在地	244	
(4) 入 国 者 収 容 所	244	
目的	244	
業務の内容	246	
業務の実施状況	247	
(5) 中 央 更 生 保 護 審 査 会	247	
業務の内容	247	
業務の実施状況	247	
(6) 法 制 審 議 会	247	
法規：法制審議会令	248	
業務の実施状況	251	
(7) 民 事 行 政 審 議 会	251	
法規：民事行政審議会令	251	
業務の内容及び実施状況	251	
(8) 矯 正 審 議 会	252	
法規：矯正審議会令	252	
目的	254	
業務の内容及び実施状況	254	
(9) 更 正 保 護 事 業 審 議 会	255	
法規：更正保護事業審議会令	255	
業務の内容	255	
業務の実施状況	256	
(10) 保 護 司 選 考 会	256	
組織及び目的	256	
(11) 副 検 事 選 考 審 査 会	257	
目的	257	



業務の実施状況	257
(12) 検察官特別考試審査会	257
目的	257
内容	257
業務の実施状況	257
(13) 公証人審査会	258
法規：公証人審査会令	258
業務の内容	259
業務の実施状況	259
(14) 土地家屋調査士試験委員	260
法規：土地家屋調査士試験委員令	260
業務の実施状況	260
3 地方支分部局	261
(1) 法務局及び地方法務局	261
法規：法務局及び地方法務局組織規程	261
全国法務局・地方法務局所在一覧表	折入
法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	263
法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数	266
(2) 矯正管区及び矯正施設	276
(イ) 矯正管区	276
法規：矯正管区組織規程	276
矯正管区の名称、所在地及び管轄区域	277
(ロ) 監獄	277
法規：1) 関係法規 2) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程	277
刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	281
刑務所の名称及び所在地	281
少年刑務所の名称及び所在地	283
拘置所の名称及び所在地	283
業務の状況	284
(ハ) 少年院及び少年鑑別所	285
法規：1) 関係法規 2) 少年院及び少年鑑別所組織規程	285
少年院及び少年鑑別所の数	286
少年院の名称及び所在地	286
少年鑑別所の名称及び所在地	288

(3) 地方更生保護委員会	289
法規：地方更生保護委員会事務局組織規程	289
業務の内容	290
地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域	291
(4) 保護観察所	291
法規：保護観察所組織規程	291
業務内容	293
保護観察所の名称、位置及び所在地	294
(5) 入国管理事務所	295
目的	295
業務の内容	295
入国管理事務所・港出張所所在地表・出入国指定港一覧表	297

#### IV 外 局

1 司法試験管理委員会	299
目的と内容	299
業務の実施状況	299
法規	299
2 公安審査委員会	301
組織及び職員	301
関係法規	301
業務の実施状況	301
3 公安調査庁	302
業務の内容	302
1 本 庁：(1) 総 務 部 (2) 調査第一部 (3) 調査第二部	
2 附属機関：公安調査庁研修所	
3 地方支部分局：公安調査局 地方公安調査局	
業務の実施状況	304
公安調査局及び地方公安調査局の名称、位置並びに管轄区域	305

#### V 検 察 庁

1 検 察 庁 法	307
2 検察庁の組織及び職員	311
検察庁の組織	311



(1) 検察庁の数	311
(2) 検察庁の名称及び所在地	311
イ 最高検察庁   ロ 高等検察庁   ハ 高等検察庁支部	
ニ 地方検察庁   ホ 地方検察庁支部   ヘ 区検察庁	
検察官政令(勅令)定員沿革	319
検察庁職員数	321
検察官の俸給	322
3 務業の状況	323
検察官事務総件数と検察官定員との比照累年比較	323
捜査事件被疑者の受理及び処理状況	326
(1) 被疑者受理累年比較	326
(2) 被疑者起訴累年比較	328
被疑者の受理及び処理状況	330
(1) 全被疑者の罪名別	330
(2) 全被疑者検察庁管内別	334
(3) 朝鮮人被疑者	338
(4) 少年被疑者	340
未処理被疑者の未済期間	344
労働関係事件統計	346
(1) 労働関係事件月別人員統計表	346
(2) 労働関係事件法令別月別人員統計表	347
公安関係事件統計	352
(1) 公安関係事件統計表〔月別〕	352
(2) 公安関係事件統計表〔法条別〕	353
違法争議行為事件統計	354
(1) 違法争議行為事件人員統計表	354
(2) 違法争議行為事件罪名別人員統計表	355
麻薬関係事件統計	356
(1) 麻薬関係法令違反事件受理並びに処理人員調	356
(2) 麻薬関係法令違反事件法令別受理並びに処理人員調	356
覚せい剤取締法違反事件罪種別受理並びに処理人員調	357
財政関係法令違反事件法令別受理並びに処理人員調	358
産業経済関係法令違反事件法令別受理並びに処理人員調	360
為替及び貿易関係法令違反事件法令別受理処理人員調	362
金融関係法令違反事件法令別受理並びに処理人員調	362

## I 組 織



# 1 法務省設置法 (昭和22年12月17日 法律第193号〔法務庁〕 同 24年5月31日 同 第136号〔法務府〕 同 27年7月31日 同 第268号〔法務省〕 同 28年3月31日 同 第23号)

本文 昭和29年1月1日現在  
改正 昭和29年6月1日 法律第133号

第1条 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規定に基いて、法務省を設置する。

法務省の長は、法務大臣とする。

第2条 法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 1 検察に関する事項
- 2 行刑に関する事項
- 3 恩赦及び更生保護に関する事項
- 4 国の利害に関係のある争訟に関する事項
- 5 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
- 6 人権の擁護に関する事項
- 7 出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
- 8 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の規定による破壊的団体の規制に関する事項
- 9 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項
- 10 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和27年法律第103号）の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項
- 11 前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項

第3条 法務省に、大臣官房及び左の7局を置く。

民 事 局  
刑 事 局  
矯 正 局  
保 護 局  
訟 務 局  
人 権 擁 護 局  
入 国 管 理 局

大臣官房に経理部を置く。

第4条 訟務局及び入国管理局に、次長各1人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第5条 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 1 皇統譜副本の保管に関する事項
- 2 機密に関する事項
- 3 大臣の官印及び省印の管守に関する事項



- 4 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 所管行政の考査に関する事項
- 6 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- 7 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 8 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- 9 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- 10 渉外事務に関する事項
- 11 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
- 12 司法試験に関する事項
- 13 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
- 14 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
- 15 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
- 16 営繕に関する事項
- 17 他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
- 18 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項
- 19 法務に関する統計に関する事項

経理部においては、前項第13号乃至第16号の事務を掌る。

第6条 民事局においては、左の事務を掌る。

- 1 国籍に関する事項
- 2 戸籍に関する事項
- 3 住民登録に関する事項
- 4 登記に関する事項
- 5 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- 6 供託に関する事項
- 7 公証に関する事項
- 8 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 9 民事に関する法令案の作成に関する事項
- 10 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第7条 刑事局においては、左の事務を掌る。

- 1 検察事務及び検察庁に関する事項
- 2 犯罪人の引渡に関する事項
- 3 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- 4 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 5 刑事に関する法令案の作成に関する事項
- 6 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

第8条 矯正局においては、左の事務を掌る。

- 1 犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
- 2 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
- 3 矯正職員の教養訓練に関する事項
- 4 犯罪人の指紋に関する事項
- 5 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- 6 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）により監置に処せられた者に関する事項
- 7 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第9条 保護局においては、左の事務を掌る。

- 1 恩赦に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 保護観察に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 6 保護司及び更生保護事業に関する事項
- 7 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 8 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
- 9 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

第10条 訟務局においては、左の事務を掌る。

- 1 民事に関する争訟に関する事項
- 2 行政に関する争訟に関する事項

第11条 人権擁護局においては、左の事務を掌る。

- 1 人権侵害事件の調査及び情報の収集に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人権擁護委員に関する事項
- 4 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項

第11条の2 入国管理局においては、左の事務を掌る。

- 1 出入国の管理に関する事項
- 2 本邦における外国人の在留に関する事項
- 3 外国人の登録に関する事項
- 4 入国者收容所及び入国管理事務所に関する事項

第11条の3 第5条乃至前条の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。

第11条の4 法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必



要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。

法務研修所はこれを東京都に置く。

法務研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第12条** 矯正の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する中央矯正研修所及び地方矯正研修所を置く。

中央矯正研修所は、これを東京都に置き、地方矯正研修所の名称及び位置は、別表1の通りとする。

中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条** 法務大臣の監督の下に、別表2の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令でこれを定める。

**第13条の2** 法務大臣の管理の下に、第6条第1号乃至第8号、第10条及び第11条の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

法務大臣は、法務局の長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表3の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

法務局に、訟務部民事行政部及び人権擁護部を置く。

法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務省令でこれを定める。

法務大臣は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。

支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第1項又は第6項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

**第13条の3** 法務大臣の管理の下に、監獄法（明治41年法律第28号）第1条第1項の規定による監獄を置く。

監獄の名称及び位置は、別表4の通りとする。

法務大臣は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。

監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の4** 少年院及び少年鑑別所については、少年院法（昭和23年法律第169号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表5の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年鑑別所の分所を置くことができる。

少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の5** 矯正局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少

年鑑別所の適切なる運営管理を図るため、法務大臣の管理に属する矯正管区を置く。

矯正管区の名称、位置及び管区の区域は、別表6の通りとする。

矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の6** 極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷により刑を科せられた者を收容するため、法務大臣の管理に属する巣鴨刑務所を置く。

巣鴨刑務所は、これを東京都に置く。

巣鴨刑務所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の7** 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第3条の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

**第13条の8** 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第12条の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表7の通りとする。

前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第18条の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表8の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。

保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の9** 出入国管理令（昭和26年政令第319号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を收容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者收容所を置く。

入国者收容所の名称及び位置は、別表9の通りとする。

入国者收容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の10** 法務大臣の管理の下に、第11条2の第1号及び第2号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表10の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表11の通りとする。

入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の11** 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

**第13条の12** 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和24年法律第140号）の定めるところによる。

**第13条の13** 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）の定めるところによる。

**第13条の14** 公安調査庁については、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）の定め



ることによる。

第13条の15 法務省及びその所管各庁におかれる職員については、他の法律に特例の定めのある場合を除く外、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところによる。

第13条の16 法務省及びその所管各庁に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。

附 則（省略）

別 表 1 III 本省 2 附属機関——矯正研修所の項参照

別 表 2

種 類	目 的
法 制 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議すること。
民 事 行 政 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。
矯 正 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、收容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について調査審議すること。
更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保 護 司 選 考 会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。
副 検 事 選 考 審 査 会	検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条第2項の規定に基づき、副検事の選考に関する事務を行うこと。
検 察 官 特 別 考 試 審 査 会	検察庁法第18条第3項に規定する検察官の特別考試を行うこと。
公 証 人 審 査 会	公証人法（明治41年法律第53号）に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。
土地家屋調査士試験委員	土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

別 表 3 III 本省 3 地方支分部局——法務局及び地方法務局の項参照

別 表 4~6 同 同 ——矯正管区及び矯正施設の項参照

別 表 7 同 同 ——地方更生保護委員会の項参照

別 表 8 同 同 ——保護観察所の項参照

別 表 9 同 2 附属機関 ——入国者收容所の項参照

別 表 10 同 3 地方支分部局 ——入国管理事務所の項参照

別 表 11 同 同 —— 同

改 正

昭和29年6月1日 法律第133号（省略）

2 法務省組織令 (昭和27年8月30日 政令第384号)

本 文 昭 和 2 9 年 1 月 1 日 現 在

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条第3項及び第4項の規定に基づき、この政令を制定する。

目 次

第1章 本 省

第1節 大臣官房（第1条—第8条）

第2節 民事局（第9条—第15条）

第3節 刑事局（第16条—第20条）

第4節 矯正局（第21条—第27条）

第5節 保護局（第28条—第33条）

第6節 訟務局（第34条—第41条）

第7節 人権擁護局（第42条—第45条）

第8節 入国管理局（第46条—第52条）

第2章 外 局

第1節 公安調査庁（第53条—第69条）

第2節 公安審査委員会の事務局（第70条—第72条）

附 則

第1章 本 省

第1節 大臣官房

（大臣官房の分課）

第1条 大臣官房に、経理部を置くものの外、左の3課を置く。

秘 書 課

人 事 課

調 査 課

2 経理部に左の3課を置く。

管 理 課

主 計 課

営 繕 課

（秘書課）

第2条 秘書課においては、左の事務をつかさどる。

1 皇統譜副本の保管に関する事項

2 機密に関する事項

3 大臣の官印及び省印の管守に関する事項

4 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項

5 所管行政の考査に関する事項

6 最高裁判所との連絡交渉に関する事項



- 7 公文書類の接受、審査、発送、編さん及び保存に関する事項
- 8 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- 9 本省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- 10 外務省その他関係各庁との渉外事務の連絡交渉に関する事項
- 11 公文書類の翻訳に関する事項
- 12 渉外関係資料の収集、編さん及び保存に関する事項

(人事課)

第3条 人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の定員に関する事項
- 2 職員の任免、分限及び懲戒に関する事項
- 3 職員の試験及び選考に関する事項
- 4 職員の職階及び給与に関する事項
- 5 職員の人事記録に関する事項
- 6 職員の服務及び能率に関する事項
- 7 職員の研究及び研修に関する事項
- 8 栄典及び表彰に関する事項
- 9 恩給及び公務災害補償に関する事項
- 10 司法試験管理委員会に関する事項
- 11 検察官適格審査会、検察官特別考試審査会及び副検事選考審査会に関する事項

(調査課)

第4条 調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 司法制度その他他の部局の所管に属しない事項に関する法令案の作成に関する事項
- 2 司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行に関する事項
- 3 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項
- 4 内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項
- 5 法令集等の編さん及び刊行に関する事項
- 6 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
- 7 民事統計、刑事統計その他法務に関する統計に関する事項
- 8 統計資料の編さん及び刊行に関する事項

(所掌の課の定まらない事務)

第5条 大臣官房の所掌に属する事務(経理部の所掌に属する事務を除く。)で、前3条の規定により所掌の課が定まらないものは、(法務大臣の定めるところにより、秘書課、人事課又は調査課がつかさどる。

(管理課)

第6条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 本省の歳入徴収に関する事項
- 2 本省の支出に関する事項
- 3 本省の物品会計に関する事項

- 4 共済組合に関する事項
  - 5 職員の厚生に関する事項
  - 6 庁内の警備及び保安に関する事項
  - 7 運輸に関する事項
  - 8 経理部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの
- (主計課)

第7条 主計課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 2 会計の監査に関する事項

(営繕課)

第8条 営繕課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 営繕の企画及び経理計画に関する事項
- 2 営繕工事の設計及び実施に関する事項
- 3 本省及びその所管各庁の管理に属する国有財産に関する事項
- 4 電気通信施設に関する事項

## 第2節 民事局

(民事局の分課)

第9条 民事局に左の5課及び1室を置く。

- 第 一 課
  - 第 二 課
  - 第 三 課
  - 第 四 課
  - 第 五 課
- 参事官室

(第一課)

第10条 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公訟に関する事項
- 2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- 3 民事局の所掌に係る事項で他の課及び室の所掌に属しないもの

(第二課)

第11条 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 戸籍に関する事項
- 2 住民登録に関する事項
- 3 文教及び厚生に関する民事に関する事項

(第三課)

第12条 第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 不動産登記その他の登記に関する事項(第四課の所掌に属するものを除く。)
- 2 土地台帳及び家屋台帳に関する事項



- 3 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 4 外事及び農林に関する民事に関する事項

(第四課)

第13条 第四課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 商事に関する事項
- 2 非訟事件に関する事項
- 3 商業登記に関する事項
- 4 法人の登記に関する事項
- 5 供託に関する事項
- 6 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項

(第五課)

第14条 第五課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国籍に関する事項
- 2 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項
- 3 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)附則第4項に規定する財産の管理及び処分に関する事項

(参事官室)

第15条 参事官室においては、民事に関する重要な法令案の作成に関する事務をつかさどる。

### 第3節 刑事局

(刑事局の分課)

第16条 刑事局に左の3課及び1室を置く。

- 総務課
- 刑事課
- 公安課
- 参事官室

(総務課)

第17条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 検察庁の組織及び運営に関する事項
- 2 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- 3 ファイル制による書類の分類整理方法の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事項
- 4 犯罪人の引渡に関する事項
- 5 刑の執行指揮に関する事項
- 6 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 7 刑事局の所掌に係る事項で他の課及び室の所掌に属しないもの

(刑事課)

第18条 刑事課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 一般刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 2 財政経済関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(公安課)

第19条 公安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公安関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 2 労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 3 麻薬関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(参事官室)

第20条 参事官室においては、刑事に関する重要な法令案の作成に関する事務をつかさどる。

### 第4節 矯正局

(矯正局の分課)

第21条 矯正局に左の6課を置く。

- 総務課
- 矯正調査課
- 保安課
- 作業課
- 医療分類課
- 教育課

(総務課)

第22条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 矯正(法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)の規定による監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による刑の執行を含む。以下同じ。)に関する一般的企画に関する事項
- 2 矯正に関する人事、予算その他一般的管理の整理改善に関する事項
- 3 矯正職員(巢鴨刑務所の職員を含む。以下同じ。)の研修及び福利に関する事項
- 4 局内の事務の総合調整に関する事項
- 5 矯正局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(矯正調査課)

第23条 矯正調査課においては、右の事務をつかさどる。

- 1 矯正に関する法令案の作成に関する事項
- 2 矯正施設(巢鴨刑務所を含む。以下同じ。)の巡閲及び調査に関する事項
- 3 矯正審議会に関する事項
- 4 巢鴨刑務所の一般的運営に関する事項

(保安課)

第24条 保安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被收容者の紀律、警備その他矯正施設の保安に関する事項
- 2 被收容者の收容、拘禁、処遇、移送及び釈放に関する事項



3 矯正職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

(作業課)

第25条 作業課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被收容者の作業及び職業教育の企画、指導及び運営に関する事項
- 2 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

(医療分類課)

第26条 医療分類課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被收容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項
- 2 被收容者の鑑別、分類及び保護に関する事項
- 3 指紋その他個人識別に関する事項

(教育課)

第27条 教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被收容者の教科教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項
- 2 被收容者の厚生及び教化に関する事項

#### 第5節 保 護 局

(保護局の分課)

第28条 保護局に左の5課を置く。

総 務 課  
調 査 連 絡 課  
観 察 課  
恩 赦 課  
特 別 調 査 課

(総務課)

第29条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 2 更生保護に関する一般的企画に関する事項
- 3 更生保護に関する法令案の作成に関する事項
- 4 保護司、更生保護会及び更生保護事業に従事する職員の表彰に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、更生保護事業審議会及び保護司選考会に関する事項
- 6 保護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(調査連絡課)

第30条 調査連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- 2 更生保護に関する資料の整備に関する事項
- 3 保護司の設置区域及び組織に関する事項
- 4 更生保護会その他更生保護事業に関する事項
- 5 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 6 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

(観察課)

第31条 観察課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 保護観察に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項
- 5 刑の執行終了者等の更生保護に関する事項

(恩赦課)

第32条 恩赦課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 恩赦制度の調査研究に関する事項
- 2 特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項
- 3 政令による恩赦の立案及び実施に関する事項
- 4 前科のまつ消に関する事項

(特別調査課)

第33条 特別調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所の調査に関する事項
- 2 中央更生保護審査会が行う赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する連絡及び関係書類の整備に関する事項
- 3 仮出所中の者の保護監督に関する事項
- 4 赦免、刑の軽減、仮出所又は一時出所に関する決定の執行に関する事項

#### 第6節 訟 務 局

(訟務局の分課)

第34条 訟務局に左の6課を置く。

第 一 課  
第 二 課  
第 三 課  
第 四 課  
第 五 課  
第 六 課

(第一課)

第35条 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国籍に関する争訟に関する事項
- 2 選挙に関する争訟に関する事項
- 3 出入国の管理に関する争訟に関する事項
- 4 国の利害に係るある訴訟に関する調査並びに資料の収集及び整備に関する事項
- 5 訟務局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しない

(第二課)



第36条 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国家賠償に関する争訟に関する事項
- 2 不法行為に基く損害賠償に関する争訟に関する事項
- 3 社会保障に関する争訟に関する事項

(第三課)

第37条 第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 契約に基く民事に関する争訟に関する事項
- 2 国の債権の回収に関する争訟に関する事項

(第四課)

第38条 第四課においては、農業、漁業、鉱業その他産業及び経済関係の行政に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(第五課)

第39条 第五課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国家公務員に関する争訟に関する事項
- 2 労働関係の争訟に関する事項
- 3 国税滞納処分及び間接税の賦課処分に関する争訟その他第六課の所掌に属しない税務に関する争訟に関する事項
- 4 財政及び金融関係の行政に関する争訟に関する事項

(第六課)

第40条 第六課においては、所得税、法人税その他直接税の賦課処分に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(所掌事務に関する特例)

第41条 訟務局の各課は、特に必要があるときは、訟務局長の定めるところにより、臨時に、訟務局の他の課の所掌に関する事務をつかさどることができる。

#### 第7節 人権擁護局

(人権擁護局の分課)

第42条 人権擁護局に左の3課を置く。

- 第一課
- 第二課
- 第三課

(第一課)

第43条 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人権擁護に関する企画に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人権擁護委員に関する事項
- 4 人権擁護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(第二課)

第44条 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人権侵犯事件の調査に関する事項
- 2 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項

(第三課)

第45条 第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人身保護その他人権に対する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項
- 2 貧困者の訴訟援助に関する事項
- 3 自由人権思想の啓もう活動に関する事項

#### 第8節 入国管理局

(入国管理局の分課)

第46条 入国管理局に左の6課を置く。

- 総務課
- 入国審査課
- 資格審査課
- 審判課
- 警備課
- 登録課

(総務課)

第47条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項
- 2 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項
- 3 本邦における外国人の在留に関する一般事項
- 4 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項
- 5 入国者收容所及び入国管理事務所に関する事項
- 6 入国管理局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(入国審査課)

第48条 入国審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項
- 2 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項
- 3 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項

(資格審査課)

第49条 資格審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新に関する事項
- 2 外国人の永住許可に関する事項
- 3 外国人の再入国の許可に関する事項

(審判課)

第50条 審判課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 違反審査に関する事項
- 2 收容令書及び退去強制令書の発付に関する事項



- 3 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- 4 通報者に対する報償金の交付に関する事項
- 5 出入国の管理に関する法令案の作成に関する事項  
(警備課)

第51条 警備課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 違反調査に関する事項
- 2 收容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- 3 水難から救護された外国人の送還に関する事項
- 4 入国者收容所、收容場その他の施設の警備並びに被收容者の仮放免及び処遇に関する事項
- 5 保証金の納付、返還及び没収に関する事項
- 6 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関する事項  
(登録課)

第52条 登録課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の登録に関する事項
- 2 出入国及び外国人登録に関する記録の整理及び保管に関する事項

## 第2章 外 局

### 第1節 公安調査庁

(総務部の分課)

第53条 総務部に左の4課を置く。

- 総 務 課
- 職 員 課
- 資 料 課
- 審 理 課

(総務課)

第54条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 長官及び次長の官印並びに庁印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- 4 各部の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 地方支分部局の一般的監督に関する事項
- 6 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事項
- 7 行政財産及び物品の管理に関する事項
- 8 総務部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの  
(職員課)

第55条 職員課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の定員に関する事項
- 2 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項

- 3 職員の厚生及び教養に関する事項
- 4 所掌事務に関する一般的企画に関する事項
- 5 行政の考査及び監察に関する事項  
(資料課)

第56条 資料課においては、所掌事務に関する内外の資料の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。

(審理課)

第57条 審理課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求に関する事項
- 2 所掌事務に関する法令の整備に関する事項  
(調査第一部の分課)

第58条 調査第一部に左の5課を置く。

- 第 一 課
- 第 二 課
- 第 三 課
- 第 四 課
- 第 五 課

(第一課)

第59条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる内乱に関する暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第二課)

第60条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる外患に関する暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第61条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第62条 第四課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第五課)

第63条 第五課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(調査第二部の分課)

第64条 調査第二部に左の4課を置く。

- 第 一 課
- 第 二 課
- 第 三 課
- 第 四 課



(第一課)

第65条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ及びハ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第二課)

第66条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第67条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第68条 第四課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(所掌事務に関する特例)

第60条 第41条の規定は、調査第一部及び調査第二部の各課に準用する。この場合において、同条の規定中「訟務局長」とあるのは、「調査第一部長」又は「調査第二部長」と読み替えるものとする。

第2節 公安審査委員会の事務局

(分課)

第70条 公安審査委員会の事務局に左の2課を置く。

総務課

審査課

(総務課)

第71条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 委員長の官印及び委員会の公印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- 4 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事項
- 5 行政財産及び物品の管理に関する事項
- 6 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項
- 7 事務局の所掌に係る事項で審査課の所掌に属しないもの

(審査課)

第72条 審査課においては、破壊活動防止法の規定による処分の請求の審査に関する事務をつかさどる。

附則〔省略〕

### 3 法務省組織規程 (昭和27年8月30日 法務省令第18号) (同 28年11月25日 同 第84号)

本文 昭和29年1月1日現在

(この規程の趣旨)

第1条 法務省の内部組織は、法務省組織令(昭和27年政令第384号、以下「令」という。)に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

(秘書課の事務)

第2条 秘書課においては、令第2条に掲げる事務の外、左の事務をつかさどる。

- 1 本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項
- 2 他の部局の所掌に属しない事項

(広報連絡室)

第3条 秘書課に広報連絡室を置く。

2 広報連絡室においては、令第2条第8号から第12号までの事務をつかさどる。

(人事課の事務)

第4条 人事課においては、令第3条に掲げる事務の外、公証人、人権擁護委員及び保護司の身分に関する事務をつかさどる。

(調査課の事務)

第5条 調査課においては、令第4条に掲げる事務の外、法制審議会に関する事務をつかさどる。

(法規室、統計室及び法務図書館)

第6条 調査課に法規室、統計室及び法務図書館を置く。

2 法規室においては、令第4条第4号及び第5号の事務を、統計室においては、同条第6号から第8号までの事務を、法務図書館においては、同条第2号の事務のうち図書の収集及び整備に関する事務並びに同条第3号の事務をつかさどる。

(設計室)

第6条の2 経理部営繕課に設計室を置く。

2 設計室においては、令第8条第2号の事務をつかさどる。

(民事局第一課の事務)

第7条 民事局第一課においては、令第10条に掲げる事務の外、法務局及び地方法務局に関する事務をつかさどる。

2 前項の事務で他の局の所掌事務と関連するものについては、その局と協議しなければならない。

(特別な職)

第8条 民事局及び刑事局の参事官室に参事官を、広報連絡室、法規室、統計室及び設計室に主幹法務図書館に館長を置く。

(顧問及び参与)

第9条 矯正局及び保護局に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 矯正局顧問は、法務省設置法(昭和22年法律第193号)第8条第7号の事務につい



て、保護局顧問は、同法第9条第9号の義務について、それぞれ局長の諮問に答え、又は局長に意見を述べる。

3 矯正局参与は、法務省設置法第8条第7号の事務について、保護局参与は、同法第9条第9号の事務について、それぞれ局務に参与する。

4 矯正局及び保護局の顧問及び参与は、非常勤とする。

附 則〔省略〕

#### 4 法務省職員定数規程 (昭和27年8月1日 法務省令第8号) (同 28年8月5日 同 第62号)

本文 昭和29年1月1日 現在

改正 昭和29年6月29日 法務省令第78号

1 法務省に置かれる職員の各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局並びに検察庁の定数は、法務事務官、法務技官、法務教官、検察官、検察事務官、検察技官及びその他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

本省

区 分	定 数	備 考	
内 部 部 局	大 臣 官 房	503人	うち6人は、国立国会図書館支部法務図書館の職員とし、359人は経理部の定数とする。
	民 事 局	73人	
	刑 事 局	70人	
	矯 正 局	47人	
	保 護 局	28人	
	訟 務 局	59人	
	人 権 擁 護 局	14人	
	入 国 管 理 局	136人	
	計	930人	
附 属 機 関	法 務 研 修 所	56人	
	矯 正 研 修 所	29人	
	巢 鴨 刑 務 所	343人	
	入 国 者 収 容 所	527人	
	計	955人	
地 方 支 分 部 局	法 務 局 (地 方 法 務 局 を 含 む)	8,338人	
	監 獄	16,917人	
	少 年 院	2,326人	
	少 年 鑑 別 所	1,124人	
	矯 正 管 区	240人	
	地 方 更 生 保 護 委 員 会	256人	
	保 護 観 察 所	953人	
	入 国 管 理 事 務 所	713人	
	計	30,867人	
検 察 庁		10,907人	
合 計		43,659人	



司法試験管理委員会（外局）

区	分	定数	備考
		一人	

公安審査委員会（外局）

区	分	定数	備考
内部部局	事務局	10人	

公安調査庁（外局）

区	分	定数	備考
内部部局	総務部	145人	
	調査第一部	176人	
	調査第二部	141人	
	計	462人	
附属機関	公安調査庁研修所	一人	
地方支部分局	公安調査局	620人	
	地方公安調査局計	620人	1,240人
合	計	1,702人	

2 各矯正研修所，各入国者收容所，各法務局，各地方法務局，各監獄，各少年院，少年鑑別所，各矯正管区，各地方更生保護委員会，各保護観察所，各入国管理事務所，各検察庁，各公安調査局及び各地方公安調査局別の定数は，前項に規定する当該附属機関又は地方支部局別並びに検察庁の定数の範囲内において法務大臣又は外局の長が別に定める。

附 則（省略）

改 正

昭和29年6月29日法務省令第78号

行政機関職員定員法（昭和24年法律第126号）第3条の規定に基づき，法務省職員定数規程（昭和27年法務省令第8号）の一部を次のように改正する。

第1項の表を次のように改める。

本 省

区	分	定数	備考
内部部局	大臣官房	450人	うち6人は，国立国会図書館支部法務図書館の職員とし，327人は経理部の定数とする。
	民事局	62人	
	刑事局	59人	
	矯正局	41人	
	保護局	25人	
	訟務局	54人	
	人権擁護局	13人	
附属機関	入国管理局計	124人	
	法務研修所	55人	
	矯正研修所	29人	
	巣鴨刑務所 入国者收容所計	238人 480人	802人
地方支部分局	法務局 (地方法務局を含む)	8,107人	
	監獄	16,290人	
	少年院	2,234人	
	少年鑑別所	1,073人	
	矯正管区	201人	
	地方更生保護委員会	245人	
	保護観察所	878人	
	入国管理事務所計	709人	29,737人
検察庁		10,451人	
合	計	41,818人	

司法試験管理委員会（外局）

区	分	定数	備考
		一人	



公安審査委員会(外局)

区	分	定数	備考
内部部局	事務局	10人	

公安調査庁(外局)

区	分	定数	備考
内部部局	総務部	137人	
	調査第一部	167人	
	調査第二部	135人	
	計	439人	
附属機関	公安調査庁研修所	一人	
地方支分部局	公安調査局		
	(地方公安調査局を含む) 計	1,198人	
合計		1,637人	

附則

- この省令は公布の日から施行し、昭和29年6月17日から適用する。
- 各内部部局、各附属機関又は各地方支分部局において、この省令で定める定数をこえの員数の職員は、昭和30年6月30日までの間は、定数の外に置くことができる。

5 国家行政組織法 (昭和23年7月10日 法律第120号) 抄  
同 28年5月30日 同 第36号

本文 昭和29年1月1日 現在  
改正 昭和29年6月9日 法律第64号  
同 29年7月1日 同 第205号

(行政機関の設置、廃止、所掌事務等)

第3条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 委員会及び庁は、総理府、又は各省の外局として置かれるものとする。

4 第2項の行政機関として置かれるものは、別表第1にこれを掲げる。

第4条 前条の行政機関の所掌事務の範囲及び権限は、別に法律でこれを定める。

(内部部局及び機関)

第7条 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。

官房  
局  
課

2 庁には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことができる。

官房  
部  
課

3 前2項の官房、局及び部の設置並びに所掌事務の範囲は、法律でこれを定め、課(室その他課に準ずるものを含む。以下本項において同じ。)の設置及び所掌事務の範囲はその法律の範囲内で、政令でこれを定める。但し、課を置く場合においては、予算上の措置がこれに伴っていないなければならない。

4 委員会に事務局を置く、前2項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する。

第8条 第3条の各行政機関には、前条の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会(諮問的又は調査的なもの等第3条に規定する委員会以外のものを云う。)及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。

第9条 第3条の各行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

第24条 当分の間、第7条第1項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第2上欄に掲げる府又は省の官房又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。



別表 第1

府 又 は 省	委 員 会	庁
法 務 省	司法試験管理委員会 公安審査委員会	公 安 調 査 庁

別表 第2

府又は省の官房又は局	部
法 務 省 大 臣 官 房	経 理 部

## 6 行政機関職員定員法 (昭和24年5月31日 法律第126号) (同 28年7月31日 同 第95号)

本 文 昭 和 29 年 1 月 1 日 現 在  
改 正 昭 和 29 年 6 月 9 日 法 律 第 164 号  
同 29 年 6 月 17 日 同 第 186 号  
同 29 年 7 月 1 日 同 第 205 号

(定 義)

第1条 この法律において、「行政機関」とは、総理府、各省、及びこれらの外局をいい、「職員」とは、附則第4項及び第6項から第10項までに規定する場合を除き、行政機関に常時勤務する国家公務員で一般職に属する者（2月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）をいう。

(各行政機関の職員の定員)

第2条 各行政機関の職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関の区分	定 員	備 考	
(略)	(略)	(略)	
法 務 省	本 省 司法試験管理委員会 公安審査委員会 公 安 調 査 庁 計	43,659人 一人 10人 1,702人 45,371人	うち10,907人は、検察庁の職員とする。
(略)	(略)	(略)	

(内部部局、地方支分部局及び附属機関別の職員の定数)

第3条 各行政機関に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局及び各附属機関別の定数は、前条第1項に掲げる当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ総理府令又は省令で定める。但し、法律に別段の定のある場合は、この限りでない。

附 則 (省略)

改 正

昭和29年6月9日法律第164号

(省略)

昭和29年6月17日法律第186号

行政機関職員定員法(昭和24年法律第126号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。



行政機関の区分		定員	備考
(略)		(略)	(略)
法務省	本省	41,818人	うち10,451人は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会	一人	
	公安審査委員会	10人	
	公安調査庁	1,637人	
	計	43,465人	
(略)		(略)	(略)

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。(以下省略)  
 (2ないし8省略)
- 9 各行政機関の職員の数は、昭和30年7月1日(中略)において、新法第2条第1項の定員(中略)をこえないように、施行日から昭和30年6月30日までの間(中略)に整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。
- 10 各行政機関においては、この法律の施行に伴い施行日(中略)において新法第2条第1項の定員(中略)又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和29年7月15日までの間(中略)において、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその職員の申出に基いて臨時待命を承認することができる。

(以下省略)

昭和29年7月1日法律第205号

(省略)

## Ⅱ 会 計



# 1 予 算

## 〔1〕 法務省所管 昭和30年度政府職員予算定員および俸給額表

法務省所管の昭和30年度における政府職員の予算定員および俸給額は

特別職の職員	3人	1,434,000円
一般職の職員	43,571人(外1,161人2ヵ月)	7,094,137,000円
一般俸給表の適用を受けるもの	22,989人(外636人2ヵ月)	3,294,588,000円
特別俸給表の適用を受けるもの	20,582人(外525人2ヵ月)	3,799,549,000円
内 訳		
検 察 官	1,717人	850,710,000円
矯 正 職 員	18,018人(外490人2ヵ月)	2,853,672,000円
警 備 官	847人(外35人2ヵ月)	95,167,000円

であつて、その各組織内の職名別、級別の内訳は、下記のとおりである。

1. 法 務 本 省	831人(外65人2ヵ月)	185,445,000円
特別職の職員	3人	1,434,000円
大 臣	1人	1,056,000円
政 務 次 官	1人	0円
秘 書 官	1人	378,000円
一般職の職員	828人(外65人2ヵ月)	184,011,000円
一般俸給表の適用を受けるもの		

職 名 別	定 数(人)	俸 給 額(円)	級 別	内 訳
検 事	(79)	52,140,000		
事 務 次 官	1	730,800	15級1人	
局 長	7	2,031,600	15級2人, 14級5人	内4人は検事をもつて充てることができる
部 長, 局 次 長	3	0	14級2人, 13級1人	内3人は検事をもつて充てることができる
課 長, 室 主 幹	44	6,489,800	13級12人, 12級29人, 11級3人	内30人は検事をもつて充てることができる
課 長 補 佐	80	24,028,800	12級6人, 11級~10級74人(11級21人, 10級53人)	
係 長	214	42,156,800	10級20人, 9級~7級194人(9級48人, 8級90人, 7級56人)	
調 査 官	2	585,600	11級~10級2人(11級1人, 10級1人)	
技 術 員	33	6,177,600	9級~8級33人(9級8人, 8級25人)	
研 修 指 導 員	5	1,353,600	12級1人, 11級~10級2人(11級1人, 10級1人)	9級~8級2人(9級1人, 8級1人)



職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
翻訳職	25	6,158,400	11級～10級14人(11級2人, 10級12人) 9級～7級11人(9級4人, 8級6人, 7級1人)
法務専門職	26	9,168,000	13級3人, 12級10人, 11級～10級13人(11級3人, 10級10人)
法規専門職	45	1,425,000	13級4人, 12級9人, 11級32人 内42人は検事をもつて充てることができる
一般職員	348	31,565,200	8級30人, 7級～2級313人(7級50人, 6級128人, 5級110人, 4級25人)
計	828	184,011,000	

### 2. 法務研修所

一般職の職員 55人 14,302,000円  
一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
検事	(10)	7,440,000	
所長	1	0	14級1人 内1人は検事をもつて充てることができる
部長	3	0	13級3人 内3人は検事をもつて充てることができる
事務局長	1	0	13級1人 内1人は検事をもつて充てることができる
課長	4	1,315,200	12級2人, 11級2人
課長補佐	4	964,800	11級1人, 10級3人
係長	8	1,584,000	10級1人, 9級～8級7人(9級3人, 8級4人)
教官	5	0	12級3人, 11級2人 内5人は検事をもつて充てることができる
翻訳職	2	528,000	11級～10級2人(10級2人)
一般職員	27	2,470,000	8級1人, 7級～2級26人(7級4人, 6級8人, 5級8人, 4級4人, 3級2人)
計	55	14,302,000	

### 3. 法務局

一般職の職員 8,151人(外142人2ヵ月) 1,094,703,000円  
一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
検事	(17)	9,996,000	
法務局局长	8	570,000	14級2人, 13級6人 内7人は検事をもつて充てることができる
部長	24	5,836,800	13級4人, 12級14人, 11級6人 内10人は検事をもつて充てることができる
課長	80	21,120,000	11級～9級80人(11級16人, 10級43人, 9級21人)

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
地方法務局局长	41	14,568,000	13級3人, 12級24人, 11級14人
同課長	287	75,768,000	11級～9級287人(11級9人, 10級73人, 9級205人)
支局长	238	62,832,000	11級～9級238人(11級6人, 10級67人, 9級165人)
(甲)出張所長	323	68,720,400	11級1人, 10級～8級322人(10級69人, 9級153人, 8級100人)
(乙)出張所長	1,478	241,209,600	9級～6級1,478人(9級325人, 8級659人, 7級336人, 6級158人)
係長	668	110,747,600	10級10人 9級～6級658人(9級70人, 8級171人, 7級～241人, 6級176人)
一般職員	5,004	483,334,600	8級52人, 7級～2級4,952人(7級153人, 6級1,192人, 5級1,833人, 4級1,159人, 3級550人, 2級65人)
計	8,151	1,094,703,000	

### 4. 最高検察庁

一般職の職員 120人(外2人2ヵ月) 31,280,000円  
一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
事務局長	1	475,200	13級1人
課長	9	2,376,000	11級～9級9人(11級2人, 10級5人, 9級2人)
係長	15	2,808,000	9級～7級15人(9級7人, 8級4人, 7級4人)
翻訳職員	3	792,000	11級～10級3人(11級2人, 10級1人)
一般職員	74	9,648,800	8級2人, 7級～2級72人(7級13人, 6級22人, 5級22人, 4級10人, 3級5人)
計	外2人2ヵ月 102	16,100,000	

特別俸給表の適用を受けるもの  
検察官

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
検事総長	1	1,056,000	
次長検事	1	876,000	
検事	16	13,248,000	
計	18	15,180,000	

### 5. 高等検察庁

一般職の職員 681人(外15人2ヵ月) 176,525,000円  
一般俸給表の適用を受けるもの



職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
事務局長	8	3,393,600	13級3人, 12級5人
課長	45	11,880,000	11級~9級45人(11級5人, 10級20人, 9級20人)
支部課長	6	1,274,400	10級~8級6人(10級1人, 9級4人, 8級1人)
係長	75	14,121,400	10級1人, 9級~7級74人(9級12人, 8級23人, 7級39人)
翻訳職員	24	5,216,800	11級1人, 10級~8級23人(10級10人, 9級8人, 8級5人)
一般職員	394	42,093,800	8級8人, 7級~2級386人(7級41人, 6級100人, 5級130人, 4級93人, 3級13人, 2級9人)
計	外15人2ヵ月 552	77,984,000	
特別俸給表の適用を受けるもの 検 察 官			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
検事長	8	7,068,000	
検事	121	91,476,000	
計	129	98,544,000	
6. 地方検察官署 一般職の職員 9,670人(外258人2ヵ月) 1,822,480,000円 一般俸給表の適用を受けるもの			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
事務局長	49	15,691,200	13級2人, 12級18人, 11級~10級29人(11級18人, 10級11人)
地検課長	284	74,976,000	11級~9級284人(11級6人, 10級40人, 9級238人)
支部課長	182	40,960,800	11級20人, 10級~8級162人(10級24人, 9級37人, 8級101人)
区検課長	283	60,109,200	10級~8級283人(10級33人, 9級33人, 8級217人)
係長	673	110,864,000	10級6人, 9級~6級667人(9級9人, 8級91人, 7級369人, 6級198人)
捜査主任	515	103,406,400	10級81人, 9級~7級434人(9級62人, 8級151人, 7級221人)
翻訳職員	25	5,310,000	10級~8級25人(10級10人, 9級8人, 8級7人)
一般職員	6,089	674,176,400	8級49人, 7級~2級6,040人(7級193人, 6級1,539人, 5級2,805人, 4級715人, 3級753人, 2級35人)
計	外258人2ヵ月 8,100	1,085,494,000	

特別俸給表の適用を受けるもの 検 察 官			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
検事	853	440,148,000	
副検事	717	296,838,000	
計	1,570	736,986,000	
7. 矯正管区 一般職の職員 240人(外39人2ヵ月) 52,824,000円 一般俸給の適用を受けるもの			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
管区長	8	4,086,000	14級3人, 13級5人
部長	10	4,180,800	13級3人, 12級7人
一般職員	64	5,327,200	8級1人, 7級~2級63人(7級5人, 6級7人, 5級5人, 4級19人, 3級24人, 2級3人)
計	82	13,594,000	
特別俸給表の適用を受けるもの 矯 正 職 員			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
部長	14	3,964,800	8級~7級14人(8級8人, 7級6人)
課長	56	15,859,200	8級~6級56人(8級1人, 7級11人, 6級44人)
係長	42	8,920,800	6級~4級42人(6級7人, 5級23人, 4級12人)
矯正専門職	22	4,672,800	6級~4級22人(6級2人, 5級12人, 4級8人)
研修所教頭	8	1,968,000	7級~6級8人(7級1人, 6級7人)
研修所教官	16	3,844,400	6級~4級16人(6級1人, 5級9人, 4級6人)
計	外39人2ヵ月 158	39,230,000	
8. 矯正研修所 一般職の職員 29人 5,328,000円 一般俸給表の適用を受けるもの			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
所長	1	475,200	13級1人
課長	2	528,000	11級~10級2人(11級1人, 10級1人)
係長	5	816,000	9級~7級5人(9級1人, 8級2人, 7級2人)



職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
教頭	1	393,600	12級1人
教官	12	2,548,800	10級~8級12人(10級4人, 9級5人, 8級3人)
一般職員	8	566,400	7級~2級8人(7級3人, 6級2人, 5級2人, 4級1)
計	29	5,328,000	

9. 刑務所  
 一般職の職員 16,426人(外347人2ヵ月) 2,541,812,000円  
 一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
所長	46	19,669,200	14級1人, 13級17人, 12級28人
部長	15	6,393,600	13級6人, 12級9人
課長	8	3,148,800	12級8人
支所長	1	393,600	12級1人
係長	26	4,867,200	9級~7級26人(8級26人)
矯正専門職	2	787,200	12級2人
一般職員	1,193	123,188,400	8級32人, 7級~2級1,161人(7級152人, 6級85人, 5級287人, 4級237人, 3級298人, 2級102人)
計	外23人2ヵ月 1,291	158,448,000	

特別俸給表の適用を受けるもの  
 矯正職員

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
所長	25	7,080,000	8級~7級25人(8級15人, 7級10人)
部長	173	48,993,600	8級~7級173人(8級18人, 7級79人, 6級76人)
課長	573	142,285,200	8級14人, 7級~5級559人(7級61人, 6級105人, 5級393人)
支所長	109	27,098,400	8級3人, 7級~5級106人(7級19人, 6級32人, 5級55人)
支所課長	99	21,392,400	7級4人, 6級~4級95人(6級6人, 5級43人, 4級46人)
課長補佐, 係長	1,251	288,209,800	7級6人, 6級~3級1,245人(6級29人, 5級168人, 4級571人, 3級477人)
矯正専門職	641	120,645,600	8級9人, 7級25人, 6級~3級607人(6級28人, 5級273人, 4級201人, 3級105人)
一般職員	12,264	1,787,659,000	5級125人, 4級~1級12,139人(4級1,395人, 3級4,099人, 2級4,394人, 1級2,251人)
計	外34人2ヵ月 15,135	2,383,364,000	

10. 少年院  
 一般職の職員 2,234人(外92人2ヵ月) 326,341,000円  
 一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
院長	23	9,542,400	13級6人, 12級17人
次長	2	787,200	12級2人
一般職員	371	32,771,400	8級4人, 7級~2級367人(7級23人, 6級53人, 5級90人, 4級114人, 3級87人)
計	外9人2ヵ月 396	43,101,000	

特別俸給表の適用を受けるもの  
 矯正職員

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
院長	33	9,345,600	8級~7級33人(8級17人, 7級16人)
次長	54	15,292,800	8級~6級54人(8級3人, 7級23人, 6級28人)
分院長	7	1,816,800	8級1人, 7級~6級6人(7級3人, 6級3人)
課長	224	55,578,000	8級5人, 7級~4級219人(7級39人, 6級44人, 5級125人, 4級11人)
主任	408	74,302,400	7級2人, 6級~3級406人(6級8人, 5級136人, 4級133人, 3級129人)
一般職員	1,112	126,904,400	5級21人, 4級~1級1,091人(4級147人, 3級326人, 2級398人, 1級220人)
計	外83人2ヵ月 1,838	283,240,000	

11. 少年鑑別所  
 一般職の職員 1,073人(外51人2ヵ月) 158,361,000円  
 一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
所長	7	2,836,899	13級1人, 12級6人
一般職員	274	23,635,200	8級2人, 7級~2級272人(7級8人, 6級12人, 5級61人, 4級68人, 3級96人, 2級27人)
計	外12人2ヵ月 281	26,472,000	

特別俸給表の適用を受けるもの  
 矯正職員

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
所長	42	11,894,000	8級~7級42人(8級10人, 7級32人)
次長	2	566,400	8級2人



職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
課長	158	38,868,000	7級～5級158人(7級20人, 6級43人, 5級95人)
分所長	2	492,000	7級2人
主任	123	22,495,000	7級1人, 6級～3級122人(6級4人, 5級17人, 4級74人, 3級27人)
一般職員	465	57,573,600	5級12人, 4級～1級453人(4級51人, 3級182人, 2級157人, 1級63人)
計	外39人2ヵ月 792	131,889,000	

12. 巢鴨刑務所  
一般職の職員 99人(外5人2ヵ月) 17,022,000円  
一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
所長	1	475,200	13級1人
次長	1	393,600	12級1人
一般職員	2	204,200	7級～5級2人(6級1人, 5級1人)
計	4	1,073,000	

特別俸給表の適用を受けるもの  
矯正職員

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
部長	4	1,132,800	8級～7級4人(8級2人, 7級2人)
課長	12	2,952,000	7級～5級12人(7級3人, 6級6人, 5級3人)
課長補佐	6	1,777,000	6級～5級6人(6級1人, 5級5人)
係長	16	3,936,000	6級～4級16人(6級1人, 5級9人, 4級6人)
一般職員	57	6,151,200	4級～1級57人(3級27人, 2級20人, 1級10人)
計	外5人2ヵ月 95	15,949,000	

13. 更生保護官署  
一般職の職員 1,123人(外69人2ヵ月) 196,941,000円  
一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
検事	(6)	4,536,000	
委員	44	16,683,600	14級1人, 13級19人, 12級24人, 内6人は検事をもつて充てることができる。
所長	49	16,065,600	13級5人, 12級16人, 11級～10級28人(11級77人, 10級2人)
部長	16	5,260,800	12級8人, 11級8人

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
地方更生保護委員会課長	33	8,712,000	11級～9級33人(11級4人, 10級24人, 9級5人)
保護観察所課長	157	34,268,400	11級8人, 10級～8級149人(10級67人, 9級69人, 8級13人)
地方更生保護委員会係長	32	5,222,400	9級～7級32人(9級14人, 8級21人, 7級8人)
保護観察所係長	59	10,261,800	9級～6級59人(9級2人, 8級21人, 7級17人, 6級19人)
地方更生保護委員会保護観察官	55	10,296,000	10級～7級55人(10級5人, 9級14人, 8級16人, 7級20人)
保護観察所保護観察官	353	57,830,400	10級2人, 9級～6級351人(9級21人, 8級116人, 7級110人, 6級104人)
地方更生保護委員会一般職員	65	4,650,000	7級～2級65人(7級3人, 6人9級, 5級23人, 4級18人, 3級10人, 2級2人)
保護観察所一般職員	260	23,154,000	7級～2級260人(6級10人, 5級80人, 4級98人, 3級72人)
計	1,123	196,941,000	

14. 地方入国管理官署  
一般職の職員 1,195人(外35人2ヵ月) 154,467,000円  
一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
所長	12	4,108,800	13級2人, 12級4人, 11級6人
次長	12	3,427,200	12級2人, 11級～9級10人(11級2人, 10級4人, 9級4人)
部長	2	528,000	11級～10級2人(11級1人, 10級1人)
課長	26	5,522,400	10級～8級26人(10級4人, 9級12人, 8級10人)
課長補佐, 係長	40	7,574,400	10級1人, 9級～7級39人(9級4人, 8級7人, 7級28人)
出張所長	31	7,262,400	11級～10級19人(11級7人, 10級12人) 9級～7級12人(9級4人, 8級4人, 7級4人)
入国審査官	84	16,902,000	11級1人, 10級12人, 9級～7級71人(9級15人, 8級21人, 7級35人)
入国管理専門職	11	2,336,400	10級～8級11人(10級4人, 9級1人, 8級6人)
一般職員	130	11,638,400	8級6人, 7級～2級124人(7級24人, 6級36人, 5級23人, 4級26人, 3級13人, 2級2人)
計	348	59,300,000	

特別俸給表の適用を受けるもの  
警備官



職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
部長	1	340,800	8級1人
課長	15	3,783,800	8級1人, 7級~6級14人(7級7人, 6級7人)
課長補佐, 係長	68	14,790,800	7級3人, 6級~4級65人(6級8人, 5級22人, 4級35人)
主任	50	9,060,000	6級~3級50人(6級1人, 5級2人, 4級5人, 3級42人)
一般職員	713	67,190,600	4級~1級713人(3級95人, 2級353人, 1級265人)
計	外35人2ヵ月 847	95,167,000	

15. 公安審査委員会

一般職の職員

10人

2,208,000円

一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
事務局長	1	475,200	13級1人
課長	2	657,600	12級1人, 11級1人
専門職	3	792,000	11級~9級3人(10級2人, 9級1人)
一般職員	4	283,200	7級~2級4人(6級1人, 5級1人, 4級1人, 2級1人)
計	10	2,208,000	

16. 公安調査庁

一般職の職員

1,637人(外41人2ヵ月)

315,532,000円

一般俸給表の適用を受けるもの

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
検事	(2)	14,868,000	
長官	1	730,800	15級1人
次長	1	570,000	14級1人
部長	3	1,615,200	14級2人, 13級1人
参事官	4	1,737,600	13級2人, 12級2人
課長	13	2,294,400	13級4人, 12級9人 内8人は検事をもつて充てることができる。
課長補佐	26	5,764,800	12級2人, 11級~9級24人(11級6人, 10級8人, 9級10人)内7人は検事をもつて充てることができる。
係長	63	13,176,000	10級16人, 9級~8級47人(9級29人, 8級18人)
調査官	210	39,312,000	9級~6級210人(9級38人, 8級61人, 7級43人, 6級68人)
教官	2	721,200	12級1人, 11級1人

職名別	定数(人)	俸給額(円)	級別内訳
公安調査専門職	13	3,432,000	10級~8級13人(10級1人, 9級3人, 8級9人)
一般職	103	16,548,000	8級1人, 7級~2級102人(7級8人, 6級16人, 5級41人, 4級25人, 3級12人)
局長	8	2,660,400	14級3人, 13級5人 内3人は検事をもつて充てることができる
課長	24	6,844,800	12級8人, 11級~10級16人(11級6人, 10級10人)内2人は検事をもつて充てることができる。
課長補佐	35	8,010,000	11級5人, 10級~9級30人(10級11人, 9級19人)
地方局長	42	12,364,800	13級3人, 12級7人, 11級~10級32人(11級17人, 10級15人)内1人は検事をもつて充てることができる。
地方課長	84	18,532,800	11級6人, 10級~8級78人(10級31人, 9級31人, 8級16人)
地方課長補佐	6	1,274,400	10級~9級6人(10級2人, 9級4人)
係長	224	43,573,200	10級16人, 9級~7級208人(9級97人, 8級93人, 7級18人)
調査官	565	92,208,000	9級~6級565人(9級47人, 8級152人, 7級159人, 6級207人)
一般職	210	29,293,600	8級4人, 7級~2級206人(7級15人, 6級40人, 5級74人, 4級60人, 3級10人, 2級7人)
計	1,637	315,532,000	



[2] 法務省主管 昭和30年度一般會計歳入予算額 (單位千円)

部 款 項 目	昭和30年度 見込額	前年度予算額	比較増△減額	備 考
政府資産整理収入				
回收金等収入				
特別會計整理収入				
解散団体財産収入金				
特別會計整理収入	64,977	59,266	5,711	
雜 収 入	3,076,976	3,197,792	△ 120,816	
国有財産利用収入				
国有財産貸付収入	13,569	8,184	5,385	
土地及水面貸付料	266	261	5	
建物及物件貸付料	2,282	561	1,721	
公務員宿舍貸付料	11,021	7,362	3,659	
諸 収 入	3,063,407	3,189,608	△ 126,201	
恩給法納金及特別會計 等恩給負担金				
恩給法納金	120,084	95,556	24,528	
懲罰及沒收金	578,696	623,400	△ 44,704	
罰金及科料	354,226	415,718	△ 61,492	
過 料	3,817	3,366	451	
沒 收 金	220,653	204,316	16,337	
弁償及返納金	34,990	27,164	7,826	
辯償及違約金	34,030	26,382	7,648	
返 納 金	960	782	178	
刑務作業収入				
刑務作業収入	1,825,496	1,937,681	△ 112,185	
物品売払収入	67,156	58,987	8,169	
少年院製品売払代	26,330	24,175	2,155	
不用物品売払代	40,826	34,812	6,014	
雜 入	436,985	446,820	△ 9,835	
保險料保險者負担金	23	8	15	
延滞金及期滿後収入	750	512	238	
雜 收	436,212	446,300	△ 10,088	
計	3,141,953	3,257,058	△ 115,105	

[3] 法務省所管 昭和30年度歳出予算項目別表

項 目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
法 務 本 省	1,612,758,000	1,587,566,000	25,192,000
2 職 員 俸 給	185,445,000	183,475,000	1,970,000
3 扶 養 手 当	9,011,000	11,363,000	△ 2,352,000
3 勤 務 地 手 当	39,082,000	40,388,000	△ 1,306,000
3 職 員 諸 手 当	3,386,000	3,696,000	△ 310,000
3 職 員 特 別 手 当	38,698,000	40,313,000	△ 1,615,000
4 超 過 勤 務 手 当	14,497,000	14,068,000	429,000
5 委 員 手 当	3,632,000	2,093,000	1,539,000
5 待 命 職 員 給 与	48,000	2,584,000	△ 2,536,000
5 常 勤 勞 務 者 給 与	5,775,000	5,775,000	0
5 非 常 勤 職 員 手 当	2,665,000	2,325,000	340,000
5 休 職 者 給 与	93,000,000	98,152,000	△ 5,152,000
5 公 務 災 害 補 償 費	18,847,000	28,731,000	△ 9,884,000
5 退 官 退 職 手 当	394,457,000	350,916,000	43,541,000
5 臨 時 定 員 外 職 員 給	1,140,000	2,077,000	△ 937,000
6 諸 謝 金	6,144,000	5,229,000	915,000
7 報 償 費	1,606,000	2,005,000	△ 399,000
8 職 員 旅 費	6,631,000	7,090,000	△ 459,000
8 赴 任 旅 費	1,007,000	1,118,000	△ 111,000
8 會 計 職 員 講 習 旅 費	1,307,000	1,634,000	△ 327,000
8 人 權 侵 犯 事 件 調 査 旅 費	295,000	327,000	△ 32,000
8 國 籍 関 係 調 査 旅 費	693,000	462,000	231,000
8 外 國 旅 費	1,939,000	2,154,000	△ 215,000
8 委 員 旅 費	1,405,000	1,170,000	235,000
8 参 考 人 等 旅 費	41,000	42,000	△ 1,000
9 庁 費	72,497,000	72,224,000	273,000
9 図 書 購 入 費	22,777,000	24,110,000	△ 1,333,000
9 國 會 図 書 館 支 部 庁 費	595,000	456,000	139,000
9 正 規 入 國 審 査 費	1,105,000	1,227,000	△ 122,000
9 在 留 資 格 変 更 審 査 費	1,288,000	966,000	322,000
9 通 信 專 用 料	120,657,000	119,657,000	1,000,000
9 土 地 建 物 借 料	4,561,000	4,561,000	0
9 各 所 修 繕	211,086,000	207,826,000	3,260,000
14 更 生 保 護 研 究 委 託 費	95,000	100,000	△ 5,000
14 法 務 統 計 委 託 費	501,000	501,000	△ 12,000
14 解 散 団 体 財 産 管 理 都 道 府 県 委 託 費	329,000	329,000	△ 777,000



項 目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
15 不動産購入費	17,688,000	0	17,688,000
16 国家公務員共済組合負担金	299,408,000	319,200,000	△ 19,792,000
16 国際私法会議分担金	1,188,000	1,188,000	0
16 私法統一国際協会分担金	169,000	167,000	2,000
16 更生保護会補助金	23,307,000	23,924,000	△ 617,000
17 交際費	1,556,000	1,944,000	△ 388,000
18 賠償償還及払戻金	3,000,000	610,000	2,390,000
18 解散団体債務償還金	100,000	500,000	△ 400,000
19 保証金	100,000	100,000	0
訟務費	32,611,000	26,863,000	5,748,000
6 諸謝金	4,500,000	4,500,000	0
8 訟務旅費	12,966,000	10,660,000	2,336,000
9 庁費	5,615,000	5,003,000	612,000
9 訴訟用印紙類購入費	1,500,000	2,000,000	△ 500,000
14 訟務調査委託費	1,900,000	2,200,000	△ 300,000
18 賠償償還及払戻金	100,000	500,000	△ 400,000
19 保証金	6,000,000	2,000,000	4,000,000
外国人登録事務費	85,116,000	123,258,000	△ 38,142,000
5 常勤労務者給与	1,211,000	0	1,211,000
8 職員旅費	48,000	300,000	△ 252,000
9 庁費	233,000	286,000	△ 53,000
9 外国人登録庁費	6,327,000	23,918,000	△ 17,591,000
14 外国人登録事務地方公共団体委託費	77,297,000	98,754,000	△ 21,457,000
法務官署施設費	133,710,000	25,810,000	107,900,000
6 諸謝金	64,000	8,000	56,000
8 職員旅費	1,808,000	413,000	1,395,000
9 庁費	1,557,000	389,000	1,168,000
15 検察庁庁舎其他新営費	125,781,000	25,000,000	100,781,000
15 各所新営	4,500,000	0	4,500,000
法務收容施設費	313,614,000	277,995,000	35,619,000
6 諸謝金	123,000	90,000	33,000
8 職員旅費	4,892,000	4,616,000	276,000
9 庁費	4,040,000	4,344,000	△ 304,000
15 刑務所施設整備費	136,013,000	156,000,000	△ 19,987,000
15 少年院施設整備費	73,598,000	93,945,000	△ 20,347,000
15 浄化槽施設整備費	10,000,000	10,000,000	0
15 汽缶施設整備費	9,000,000	9,000,000	0

項 目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
15 四国少年院施設火災復旧費	1,321,000	0	1,321,000
15 法務收容施設整備費	35,000,000	0	35,000,000
15 入国者收容所新営費	39,627,000	0	39,627,000
衆議院議員総選挙及地方選挙取締諸費	502,000	0	502,000
7 報償費	80,000	0	80,000
8 職員旅費	214,000	0	214,000
9 庁費	208,000	0	208,000
法務研修所	46,027,000	47,925,000	△ 1,898,000
2 職員俸給	14,302,000	15,420,000	△ 1,118,000
3 扶養手当	714,000	676,000	38,000
3 勤務地手当	3,004,000	3,220,000	△ 216,000
3 職員諸手当	310,000	310,000	0
3 職員特別手当	3,005,000	3,224,000	△ 219,000
4 超過勤務手当	270,000	300,000	△ 30,000
5 待命職員給与	0	36,000	△ 36,000
6 諸謝金	1,131,000	1,131,000	0
8 職員旅費	339,000	398,000	△ 59,000
8 赴任旅費	162,000	180,000	△ 18,000
8 研修生旅費	13,705,000	13,705,000	0
8 法務研究旅費	628,000	628,000	0
8 検察研究旅費	3,429,000	3,429,000	0
9 庁費	4,543,000	4,768,000	△ 225,000
9 建物借料	200,000	200,000	0
14 検察研究委託費	285,000	300,000	△ 15,000
計	2,224,338,000	2,089,417,000	134,921,000
法務局	1,843,612,000	1,711,041,000	132,571,000
2 職員俸給	1,094,703,000	1,018,379,000	76,324,000
3 扶養手当	79,617,000	78,469,000	1,148,000
3 勤務地手当	79,806,000	73,311,000	6,495,000
3 職員諸手当	81,812,000	79,934,000	1,878,000
3 職員特別手当	208,874,000	195,355,000	13,520,000
4 超過勤務手当	39,278,000	34,964,000	4,314,000
5 待命職員給与	81,000	3,166,000	3,085,000
5 常勤労務者給与	108,720,000	90,097,000	18,623,000
6 諸謝金	677,000	677,000	0
7 報償費	80,000	100,000	20,000
8 職員旅費	13,388,000	14,326,000	938,000



項 目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
8 赴任旅費	17,313,000	19,986,000	△ 1,773,000
8 人権侵犯事件調査旅費	2,222,000	2,142,000	80,000
8 国籍関係調査旅費	3,348,000	2,478,000	870,000
8 委員旅費	559,000	576,000	△ 17,000
9 庁費	83,266,000	71,424,000	11,842,000
9 土地建物借料	14,855,000	12,004,000	2,851,000
13 渡切費	9,953,000	10,410,000	△ 457,000
17 交際費	176,000	220,000	△ 44,000
18 人権擁護委員実費弁償金	4,883,000	3,923,000	960,000
登記諸費	253,614,000	187,315,000	66,299,000
8 登記登録旅費	14,344,000	13,178,000	1,166,000
9 庁費	183,270,000	174,137,000	9,133,000
25 供託金利息	56,000,000	0	56,000,000
計	2,097,226,000	1,898,356,000	198,870,000
最高検察庁	53,580,000	54,650,000	△ 1,070,000
2 職員俸給	31,280,000	31,352,000	△ 72,000
3 扶養手当	1,226,000	1,245,000	△ 19,000
3 勤務地手当	6,504,000	6,520,000	△ 16,000
3 職員諸手当	617,000	452,000	165,000
3 職員特別手当	6,362,000	6,391,000	△ 29,000
4 超過勤務手当	591,000	569,000	22,000
5 待命職員給与	0	150,000	△ 150,000
6 諸謝金	27,000	27,000	0
7 報償費	1,440,000	1,800,000	△ 360,000
8 職員旅費	444,000	521,000	△ 77,000
8 赴任旅費	360,000	400,000	△ 40,000
9 庁費	3,525,000	3,718,000	△ 193,000
14 検察調査委託費	880,000	1,100,000	△ 220,000
17 交際費	324,000	405,000	△ 81,000
高等検察庁	276,877,000	277,610,000	△ 733,000
2 職員俸給	176,525,000	172,093,000	4,432,000
3 扶養手当	7,634,000	7,252,000	382,000
3 勤務地手当	31,713,000	33,140,000	△ 1,427,000
3 職員諸手当	6,539,000	6,298,000	241,000
3 職員特別手当	35,453,000	37,020,000	△ 1,567,000
4 超過勤務手当	3,135,000	3,205,000	△ 70,000
5 待命職員給与	39,000	1,034,000	△ 995,000
6 諸謝金	112,000	112,000	0
計	8,749,965,000	3,671,569,000	78,396,000

項 目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
矯正管区	93,953,000	87,733,000	6,220,000
2 職員俸給	52,824,000	48,994,000	3,830,000
3 扶養手当	4,119,000	4,061,000	58,000
3 勤務地手当	9,453,000	8,808,000	645,000
3 職員諸手当	5,706,000	5,634,000	72,000
3 職員特別手当	11,067,000	10,312,000	755,000
4 超過勤務手当	2,688,000	2,295,000	393,000
5 委員手当	94,000	94,000	0
6 諸謝金	45,000	45,000	0
7 報償費	160,000	200,000	△ 40,000
8 職員旅費	1,546,000	1,818,000	△ 272,000
8 赴任旅費	1,260,000	1,400,000	△ 140,000
8 委員旅費	78,000	80,000	△ 2,000
9 庁費	4,913,000	3,592,000	921,000
矯正研修所	29,360,000	29,973,000	△ 613,000
2 職員俸給	5,328,000	5,684,000	△ 356,000
3 扶養手当	418,000	442,000	△ 24,000
3 勤務地手当	1,150,000	1,266,000	△ 76,000
3 職員諸手当	396,000	368,000	28,000
3 職員特別手当	1,151,000	1,226,000	△ 75,000
4 超過勤務手当	203,000	216,000	△ 13,000
5 非常勤職員手当	972,000	972,000	0
6 諸謝金	662,000	662,000	0
8 職員旅費	52,000	61,000	△ 9,000
8 赴任旅費	95,000	105,000	△ 10,000
8 研修生旅費	16,973,000	16,973,000	0
9 庁費	1,960,000	2,038,000	△ 78,000
刑務所	4,590,114,000	4,570,039,000	20,025,000
2 職員俸給	2,541,812,000	2,460,005,000	81,807,000
3 扶養手当	278,212,000	292,299,000	△ 14,087,000
3 勤務地手当	345,105,000	346,079,000	△ 974,000
3 職員諸手当	101,325,000	102,845,000	△ 1,520,000
3 職員特別手当	527,116,000	523,794,000	3,322,000
4 超過勤務手当	596,283,000	612,905,000	△ 16,622,000
5 待命職員給与	1,378,000	16,790,000	△ 15,412,000
5 非常勤職員手当	5,530,000	5,530,000	0
6 諸謝金	519,000	519,000	0



項	目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
7	報 償 費	880,000	1,100,000	△ 220,000
8	職 員 旅 費	11,356,000	13,359,000	△ 2,003,000
8	赴 任 旅 費	20,868,000	20,878,000	△ 10,000
9	庁 費	82,544,000	87,210,000	△ 4,666,000
9	看守等被服費	74,216,000	83,476,000	△ 9,260,000
9	警備用器具費	2,970,000	3,300,000	△ 330,000
刑務所收容費		3,063,277,000	2,962,461,000	100,816,000
6	諸 謝 金	6,073,000	5,728,000	345,000
6	收容者作業賞与金	58,161,000	52,258,000	5,903,000
8	護 送 旅 費	212,521,000	225,941,000	△ 13,420,000
8	帰 住 旅 費	3,131,000	3,131,000	0
9	收 容 諸 費	635,049,000	668,349,000	△ 33,300,000
9	收容者被服費	192,848,000	213,681,000	△ 20,833,000
9	收容者食糧費	1,786,555,000	1,665,689,000	120,866,000
10	原 材 料 費	114,000	100,000	14,000
18	都道府県警察実費弁償費	168,825,000	127,584,000	41,241,000
刑務所作業費		935,581,000	964,420,000	△ 28,839,000
8	職 員 旅 費	13,336,000	13,748,000	△ 412,000
9	作 業 諸 費	226,628,000	234,340,000	△ 7,712,000
9	作業場等借料	670,000	2,557,000	△ 1,887,000
9	物 品 税	750,000	938,000	△ 188,000
9	木 材 引 取 税	300,000	337,000	△ 37,000
10	原 材 料 費	693,797,000	712,500,000	△ 18,703,000
18	賠償償還及払戻金	100,000	0	100,000
少 年 院		583,765,000	570,541,000	13,224,000
2	職 員 俸 給	326,341,000	320,808,000	5,533,000
3	扶 養 手 当	28,614,000	31,820,000	△ 3,206,000
3	勤 務 地 手 当	33,762,000	33,764,000	△ 2,000
3	職 員 諸 手 当	27,082,000	26,583,000	499,000
3	職 員 特 別 手 当	64,695,000	67,400,000	△ 2,705,000
4	超 過 勤 務 手 当	52,314,000	53,971,000	△ 1,657,000
5	常 勤 勞 務 者 給 与	17,229,000	0	17,229,000
5	非 常 勤 職 員 手 当	634,000	634,000	0
6	諸 謝 金	252,000	252,000	0
7	報 償 費	280,000	350,000	△ 70,000
8	職 員 旅 費	2,428,000	2,856,000	△ 428,000
8	赴 任 旅 費	4,230,000	3,405,000	825,000
9	庁 費	16,659,000	17,541,000	△ 882,000

項	目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
9	看守等被服費	8,722,000	11,157,000	△ 2,435,000
9	警備用器具費	523,000	0	523,000
少年院收容費		530,177,000	520,783,000	9,394,000
6	諸 謝 金	5,032,000	4,672,000	360,000
6	職業補導賞与金	3,743,000	3,743,000	0
8	護 送 旅 費	22,590,000	22,902,000	△ 312,000
8	帰 住 旅 費	228,000	228,000	0
9	收 容 諸 費	158,636,000	162,644,000	△ 4,008,000
9	收容者被服費	44,464,000	49,267,000	△ 4,803,000
9	收容者食糧費	277,026,000	261,188,000	15,838,000
10	原 材 料 費	18,458,000	16,139,000	2,319,000
少 年 鑑 別 所		292,444,000	299,061,000	△ 6,617,000
2	職 員 俸 給	158,361,000	160,198,000	△ 1,837,000
3	扶 養 手 当	13,499,000	14,297,000	△ 798,000
3	勤 務 地 手 当	22,000,000	23,906,000	△ 1,906,000
3	職 員 諸 手 当	21,021,000	20,833,000	188,000
3	職 員 特 別 手 当	32,266,000	33,067,000	△ 801,000
4	超 過 勤 務 手 当	24,151,000	24,475,000	△ 324,000
5	常 勤 勞 務 者 給 与	5,750,000	5,750,000	0
5	非 常 勤 職 員 手 当	476,000	476,000	0
6	諸 謝 金	90,000	90,000	0
7	報 償 費	160,000	200,000	△ 40,000
8	職 員 旅 費	1,702,000	2,002,000	△ 300,000
8	赴 任 旅 費	1,883,000	2,092,000	△ 209,000
9	庁 費	8,143,000	8,280,000	△ 137,000
9	看守等被服費	2,942,000	3,395,000	△ 453,000
少年鑑別所收容費		132,576,000	138,105,000	△ 5,529,000
6	諸 謝 金	2,067,000	2,067,000	0
8	護 送 旅 費	26,228,000	26,814,000	△ 586,000
8	帰 住 旅 費	45,000	45,000	0
8	收 容 諸 費	40,335,000	42,802,000	△ 2,467,000
9	收容者被服費	7,166,000	7,940,000	△ 774,000
9	收容者食糧費	56,735,000	58,437,000	△ 1,702,000
巢 鴨 刑 務 所		114,508,000	167,185,000	△ 52,677,000
2	職 員 俸 給	17,022,000	36,614,000	△ 19,592,000
3	扶 養 手 当	1,061,000	2,337,000	△ 1,276,000
3	勤 務 地 手 当	3,618,000	7,714,000	△ 4,096,000
3	職 員 諸 手 当	454,000	454,000	0



項 目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
3 職員特別手当	3,575,000	8,410,000	△ 4,835,000
4 超過勤務手当	4,797,000	5,445,000	△ 648,000
5 常勤労務者給与	6,522,000	6,832,000	△ 310,000
6 待命職員給与	0	5,628,000	△ 5,628,000
6 諸謝金	189,000	189,000	0
6 作業賞与金	7,690,000	9,610,000	△ 1,920,000
7 報償費	40,000	50,000	△ 10,000
8 職員旅費	47,000	55,000	△ 8,000
8 赴任旅費	878,000	1,085,000	△ 207,000
8 護送旅費	3,558,000	4,913,000	△ 1,355,000
8 一時出所者旅費	2,662,000	3,592,000	△ 930,000
8 帰宅旅費	350,000	625,000	△ 275,000
9 庁費	1,557,000	1,736,000	△ 179,000
9 收容諸費	31,074,000	34,411,000	△ 3,337,000
9 看守等被服費	606,000	1,495,000	△ 889,000
9 收容者被服費	1,031,000	1,381,000	△ 350,000
9 物品税	9,000	9,000	0
9 收容者食糧費	27,450,000	34,219,000	△ 6,769,000
10 原材料費	285,000	340,000	△ 55,000
17 交際費	33,000	41,000	△ 8,000
計	10,365,755,000	10,310,351,000	55,404,000
更生保護官署	350,396,000	351,434,000	△ 1,038,000
2 職員俸給	196,941,000	197,713,000	△ 772,000
3 扶養手当	14,780,000	15,795,000	△ 1,015,000
3 勤務地手当	31,284,000	30,201,000	1,083,000
3 職員諸手当	27,769,000	27,884,000	△ 115,000
3 職員特別手当	40,450,000	40,713,000	△ 263,000
4 超過勤務手当	6,525,000	6,492,000	32,000
5 待命職員給与	120,000	880,000	△ 760,000
6 諸謝金	300,000	300,000	0
7 報償費	200,000	250,000	△ 50,000
8 職員旅費	2,381,000	2,800,000	△ 419,000
8 赴任旅費	2,991,000	3,323,000	△ 332,000
8 仮釈放等審査旅費	10,863,000	11,077,000	△ 214,000
8 委員旅費	173,000	0	173,000
9 庁費	14,183,000	13,496,000	687,000
9 土地建物借料	1,437,000	510,000	927,000
補導援護費	227,671,000	233,579,000	△ 5,908,000

項 目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
6 諸謝金	1,167,000	1,155,000	12,000
8 補導援護旅費	18,951,000	20,150,000	△ 1,199,000
9 庁費	19,893,000	22,074,000	△ 2,181,000
14 更生保護委託費	40,180,000	31,696,000	8,484,000
18 保護司実費弁償金	147,480,000	158,504,000	△ 11,024,000
計	578,067,000	585,013,000	△ 6,946,000
地方入国管理官署	290,423,000	290,204,000	219,000
2 職員俸給	154,467,000	145,203,000	9,264,000
3 扶養手当	12,394,000	18,107,000	△ 5,713,000
3 勤務地手当	22,193,000	27,292,000	△ 5,099,000
3 職員諸手当	5,968,000	5,212,000	756,000
3 職員特別手当	31,488,000	36,217,000	△ 4,729,000
4 超過勤務手当	14,731,000	12,727,000	2,004,000
5 常勤労務者給与	2,585,000	0	2,585,000
5 待命職員給与	0	800,000	△ 800,000
6 諸謝金	22,000	22,000	0
7 報償費	396,000	495,000	△ 99,000
8 職員旅費	3,585,000	2,875,000	710,000
8 赴任旅費	3,632,000	2,823,000	809,000
8 証人旅費	238,000	245,000	△ 7,000
8 参考人旅費	53,000	54,000	△ 1,000
9 庁費	9,048,000	9,031,000	17,000
9 正規入国審査費	3,484,000	3,511,000	△ 27,000
9 警備艇費	3,090,000	1,485,000	1,605,000
9 装備用器具費	7,708,000	9,664,000	△ 1,956,000
9 土地建物借料	6,341,000	6,341,000	0
15 警備艇建造費	9,000,000	8,100,000	900,000
護送收容費	122,479,000	132,697,000	△ 10,218,000
5 常勤労務者給与	1,254,000	0	1,254,000
5 非常勤職員手当	438,000	438,000	0
6 諸謝金	788,000	788,000	0
8 職員旅費	3,262,000	3,658,000	△ 396,000
8 護送旅費	40,782,000	42,572,000	△ 1,790,000
8 海難救助旅費	108,000	108,000	0
8 証人等旅費	78,000	80,000	△ 2,000
9 收容諸費	17,422,000	18,956,000	△ 1,534,000
9 護送備船費	26,484,000	23,877,000	2,607,000
9 收容者被服費	2,557,000	2,964,000	407,000



項 目	昭和30年度要求額(円)	前年度予算額(円)	比較増△減(円)
9 海難外国人送還庁費	484,000	509,000	△ 25,000
9 護送收容者食糧費	28,822,000	38,747,000	△ 9,925,000
計	412,902,000	422,901,000	△ 9,999,000
公安審査委員会	6,730,000	6,965,000	△ 235,000
2 職員俸給	2,208,000	2,306,000	△ 98,000
3 扶養手当	170,000	172,000	△ 2,000
3 勤務地手当	476,000	495,000	△ 19,000
3 職員諸手当	284,000	316,000	△ 32,000
3 職員特別手当	477,000	496,000	△ 19,000
4 超過勤務手当	61,000	64,000	△ 3,000
5 委員手当	2,261,000	2,261,000	0
8 職員旅費	71,000	71,000	0
8 委員旅費	99,000	102,000	△ 3,000
9 庁費	551,000	592,000	△ 41,000
17 交際費	72,000	90,000	△ 18,000
公安調査庁	802,010,000	723,998,000	78,012,000
2 職員俸給	315,532,000	297,274,000	18,258,000
3 扶養手当	26,247,000	26,903,000	△ 656,000
3 勤務地手当	53,935,000	51,755,000	2,180,000
3 職員諸手当	26,023,000	25,211,000	812,000
3 職員特別手当	65,901,000	62,820,000	3,081,000
4 超過勤務手当	6,900,000	6,056,000	844,000
5 常勤労務者給与	2,585,000	0	2,585,000
5 待命職員給与	0	1,600,000	△ 1,600,000
6 諸謝金	147,000	27,000	120,000
8 職員旅費	1,010,000	1,188,000	△ 178,000
8 赴任旅費	3,771,000	2,890,000	881,000
8 団体等調査旅費	51,628,000	53,224,000	△ 1,596,000
8 研修生旅費	4,623,000	4,052,000	571,000
8 参考人等旅費	33,000	34,000	1,000
9 庁費	47,016,000	39,393,000	7,623,000
9 公安調査官調査活動費	192,000,000	147,000,000	45,000,000
9 土地建物借料	4,594,000	4,490,000	104,000
17 交際費	65,000	81,000	16,000
合計	20,236,933,000	19,708,570,000	528,423,000

## ◇ 昭和29年度法務省施設費

△印は建設省經由

事 項	昭和29年度予算額(円)	昭和30年度予算額(円)	備 考
法 務 本 省	△ 74,575,000	0	
検 察 庁	25,000,000	△ 70,307,000	55,474,000
法 務 局	△ 43,017,000	△ 58,573,000	4,535,000
刑 務 所	160,645,000	136,013,000	
少 年 院	89,300,000	74,919,000	
公安調査庁	△ 5,910,000	△ 10,000,000	8,642,000
入国管理局	0	40,304,000	
各 所 新 営	0	4,500,000	
法務收容施設整備費	0	35,000,000	
浄化槽施設整備費	10,000,000	10,000,000	
汽缶施設整備費	9,000,000	9,000,000	
計	△ 123,502,000	△ 138,880,000	
	293,945,000	378,387,000	
合 計	417,447,000	517,267,000	



## 2 財 産

### 法 務 省 國 有 財

#### 〔1〕 行 政 財 産 (公 用 財 産)

所名	土 地		立 木 竹		建 物	
	数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格
法 務 本 省	坪	円	本 石 東 東	円	坪 延坪	円
			1,460	266,581,640	15,528	
			0	0	403	
	92,783	69,192,841,940	0	0	25,637	
			0	0	403	242,305,688,160
検 察 庁			1,072	621,949,070	51,044	
	214,734		31	8,676,500	356	
	15	188,426,462,090	0	0	69,212	
			0	0	176	1,351,664,515,530
法 務 局			1,139	207,683,930	36,710	
	174,658		0	0	544	
	1	107,361,322,490	0	0	45,993	
			0	0	904	598,895,675,040
矯正管区及び矯正研修所			27	9,470,000	3,370	
	15,818	20,034,796,200	0	0	0	
			0	0	4,797	78,497,160,790
刑 務 所			24,435	459,923,300	213,178	
	10,145,445		55,967	355,707,750	514	
	405	133,087,082,160	25	35,000,000	368,619	
			1,000	35,000,000	829	1,728,705,258,040
少 年 刑 務 所			504	4,237,350	33,474	
	665,310		0	0	877	
	107	7,933,944,720	0	0	40,495	125,534,752,080
			0	2,688,500	602	
拘 置 所			592	0	32,378	
	166,739	45,768,072,160	0	0	0	
			0	0	43,200	157,495,602,660
少 年 院			2,829	922,040,870	72,532	
	1,429,272	58,132,132,070	3,766	1,679,873,660	18	
			79	0	83,869	1,075,911,328,190
			0	0	655	
少 年 鑑 別 所			125	22,450,000	15,523	
	83,530	53,219,784,610	0	0	969	
			0	0	18,420	359,731,770,140
地方更生保護委員会 事務局及び保護観察所			65	25,130,000	4,286	
	16,871	21,114,345,280	0	0	105	
			0	0	5,780	83,169,939,430
			0	0	43	
公 安 調 査 所			0	0	913	
	2,955	7,491,622,930	0	0	75	21,210,161,180
			0	0	1,338	
入 国 者 収 容 所 及 び 入 国 管 理 事 務 所			4	400,000	2,841	
	31,591		0	0	7	
	83	3,666,992,320	0	0	4,251	29,800,604,180
			0	0	7	
計	13,039,707		32,252	2,542,561,660	581,782	
	592	715,429,403,970	59,765	2,044,257,910	398	
			04	0	711,617	5,852,922,455,440
			1,000	35,000,000	418	

- (備考) 1 法務本省のうちには、在京裁判所使用の物及び在京検察庁、在京法務局、同支局同出張所を含む。  
 2 検察庁のうち、浦和、大阪、神戸、山口、札幌、函館は、いずれも裁判所庁舎、一部借用。  
 3 法務局は全庁分。  
 4 矯正管区は、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の8カ所及び地方矯正研修所を含む。  
 5 刑務所は全庁分。  
 6 少年刑務所は川越、水戸、松本、姫路、奈良、盛岡、函館、岩国、佐賀の9カ所。  
 7 拘置所は東京、京都、大阪、神戸、広島、名古屋の6カ所。  
 8 少年院は、多摩、東京、愛光、茨城、千葉、宇都宮、赤城、榛名、印旛、八街、水府、関東、小田原、久里

### 産 現 在 額

(昭和29年3月31日現在)

工作物	法第2條第1項第5号に掲げる権利		船 船		機 械 器 具		合 計
	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	
	円	坪	円	噸	円	円	円
				噸			
54,862,819,320		124	7,472,400	0	0	0	366,635,403,460
				0	0	0	
260,537,375,930		21	1,267,000	0	0	0	1,801,260,246,640
				0	0	0	
61,804,227,440		0	0	0	0	0	768,268,908,900
				0	0	0	
11,726,355,310		0	0	0	0	0	110,267,789,300
				0	0	0	
498,526,867,090		0	0	5	2,830,000	63,913,262,390	2,425,085,930,730
				0	0	0	
48,653,732,110		0	0	3	89,174	153,615,660	182,282,535,020
				4	2,253,100	0	
96,206,005,410		0	0	0	0.5	2,264,000	299,474,632,730
				0	0	0	
227,757,107,050		0	0	2	12,848	181,600,000	1,365,315,654,840
				4	8	89,470,000	
76,249,199,930		0	0	0	0	0	489,223,204,680
				0	0	0	
10,147,404,420		0	0	0	0	0	114,456,819,130
				0	0	0	
3,521,499,540		0	0	0	0	0	32,223,283,650
				3	30	13,195,600,000	
14,131,870,350		0	0	0	0	0	60,795,471,850
				0	0	0	
1,364,124,463,900		145	8,739,900	6	43.3	13,379,464,000	8,015,289,880,930
				7	97.17	243,085,660	
				13	13	6,683,100	

- 浜、神奈川、静岡、有明、新潟、浪速、交野、宇治、京都、神戸、鈴蘭台、加古川、河内、和泉、奈良、四国、丸亀、瀬戸、豊ヶ岡、明德、豊浦、三島、宮川、岐阜、湖南、富山、広島、貴船原、美保、福岡、大分、盛岡、千歳、松山、新光、愛知、筑紫、佐世保、入吉、東北、青葉、置賜、北海の56カ所。  
 9 鑑別所は全庁分。  
 10 観察所は全庁分。地方更生保護委員会事務局は関東、近畿、中部、九州、東北の5カ所。  
 11 公安調査庁は関東、近畿、中部、中国、九州、東北、北海道、四国の8カ所。  
 12 入国者収容所は横浜、大村の2カ所。入国管理事務所は、東京、名古屋、下関、松江、仙台、札幌の6カ所。



〔2〕普通財産

区分 庁名	土地		建物		工作物	合計	
	数量	価 格	数量	価 格	価 格	価 格	価 格
法務本省	4615	1,116,581,600	坪 0	円 0	円 0		1,116,581,600
法務省民事局	1,0819 38	391,131,600	6,818 805 15,431 561	円 0	円 0	0	192,568,867,300
法 務 局	2105	24,871,290	0	0	15000		24,886,290
刑 務 所	2015	49,657,500	0	0	2200		49,659,700
計	1,9624 38	1,582,241,990	6,818 805 15,431 561	円 0	円 17200		193,759,994,890

Ⅲ 本 省



# 1 内部部局

〔局課分掌業務の目的及び実施概要〕

## (1) 大臣官房

法務省設置法第3条, 第5条  
法務省組織令第1条~第8条

### イ 秘書課

法務省組織令第1条, 第2条  
法務省組織規程第2条

#### 目的

皇統譜副本の保管, 機密に関する事項, 大臣の官印及び省印の管守, 各部局の所掌事務の連絡調整, 所管行政の考査, 本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項, 最高裁判所との連絡交渉, 公文書類の接受, 審査, 発送, 編さん及び保存の外他の部局の所掌に属しない事務を行う。

#### 業務の実施状況

公文書類の接受件数	7,277
同 発送件数	21,864
法務省専用電信取扱接受件数	121,157
同 発送件数	121,933

#### 会 同

- (1) 3月4日検事長会同  
協議事項 人事に関する事項等
- (2) 6月10日11日検事長, 検事正会同  
6月12日検事長会同  
協議事項 現下の検察運営上特に考慮すべき事項, 人事に関する事項等
- (3) 8月28日検事長会同  
協議事項 人事に関する事項等
- (4) 12月16日検事長会同  
協議事項 人事に関する事項等

### 秘書課・広報連絡室

法務省設置法第5条  
法務省組織規程第3条, 第4条

#### 業務の実施状況

##### イ 広報事務について

法令の成立, 公布その他法務省所管事務全般についてこれを国民に周知徹底させる



ために法務省における広報活動の中心となり、普及及び宣伝啓発について企画、実施に当る。

29年中には左記の事業を行った。

- 1 法務大臣各局課係官の談話の発表
- 2 特殊案件の新聞発表 49件
- 3 新聞放送記者との定期会見 52回
- 4 外務省における情報担当官連絡会議 31回
- 5 内閣審議室における広報課長会議（含官報資料版編集会議） 32回
- 6 省内広報連絡会議 2回
- 7 人権相談所 823回
- 8 放送キャンペーン会議（含社会福祉の手引委員会、皆さんの法律委員会） 26回
- 9 刊行物
  - ポスター 「憲法記念」 30,000枚
  - 「社会を明るくする運動」 30,000枚
  - 「住民登録」 150,000枚
  - 「人権週間」 30,000枚
  - パンフレット 「保護観察の話」 10,000部
  - 「不正金融の話」 10,000部
  - 「検察と刑事政策」 3,000部
  - 「婦人と法律」 5,000部
  - リーフレット 「社会を明るくする運動」 50,000枚
  - 「人権週間」 50,000枚
  - スライド 「社会を明るくする運動」 300枚
  - フィルム・ストリップ 「社会を明るくする運動」（向学への導き） 100本
  - 「人権週間」（河童のベック） 100本
  - 映画 「明日は美しく」（更生保護の話） 4巻もの
- 10 講演会
  - 憲法記念講演会 中央1回 地方21回
  - 社会を明るくする運動講演会 1回
  - 人権擁護講演会 中央1回 地方1,097回
  - 法律相談と講演の会 中央5回 地方3回
  - 検察文化の会 1回
  - 学生法律討論会 1回
  - 展示会（少年保護展・名土色紙展） 2回
- 11 ラジオ放送（NHK） 中央91回 地方1,156回  
（民間放送）回数不明なるもNHKとほぼ同数と推定する。

□ 渉外事務連絡について

駐留軍及び外国公館との渉外事務連絡、日米安全保障条約に基づく行政協定による合同委員会裁判管轄権分科委員会に関する事務、国連等の国際機関及び国際会議との連絡事務及び海外渡航手続についての円滑化を図っており、又渉外関係資料特に法務省所管各法令の英文資料を作成している。

- 1 日米合同委員会裁判管轄権分科委員会 14回
- 2 国際会議及び海外渡航手続

と き	旅 行 先	旅 行 の 目 的	渡 航 者 名
3 月	オ ラ ン ダ	国際私法会議特別委員会出席	民事局参事官 石 井 良 三
3 月	比 島	太平洋一周観光団上陸審査	入国審査官 田 中 要 之 助
4 月	米 国	行刑施設の視察及び北米空軍司令官の招へいによる柔道指導	法務教官 小 谷 澄 之
5 月	米 国	移民帰化局の業務活動調査	入国管理局総務課長 武 野 義 治
5 月	米 国	〃	入国管理局審査課長 田 村 坂 雄
8 月	米 国	国連奨学生として麻薬犯罪の検察、裁判等の調査研究	東京高等検察庁検事 神 山 欣 治
9 月	米 国	事件捜査のため	東京高検 桃 山 全 司 東京地検 長 谷 多 郎
10 月	ビ ル マ	犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国連ゼミナール会議	検 事 長 花 井 忠
12 月	オ ラ ン ダ	ヘーグ国際私法会議特別委員会出席	訟務局次長 青 木 義 人

□ 人 事 課

法務省組織令第1条、第3条、第5条  
法務省組織規程第4条

目的及び内容

法務省及び同所管官庁である法務研修所、矯正研修所、巣鴨刑務所、入国者収容所、検察庁、法務局、地方法務局、矯正管区、拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会、保護観察所及び入国管理事務所並びに公安審査委員会及び公安調査庁の職員に対する進退、身分、給与、規律及び定員配置等に関する事務その他人事行政全般の事務を遂行し、また、公証人、人権擁護委員及び保護司の身分に関する事務をつかさどり、併せて司法試験管理委員会、副検事選考審査会、検察官特別考試審査会及び検察官適格審査会の庶務に関する事項をもつかさどっている。



**業務の実施状況**

改正国家公務員法の実施後5年を経過し、民主的運営を目標とする人事管理制度も一応その形態を整えるに至つたのであるが、新制度は総ての場面において複雑化したため、事務量は、昭和23年以前に比較すると著しく増加している。昭和29年度においては、この激増した経常的な事務を適正に処理したほか、行政機関職員定員法の改正（前出）に伴う行政整理、法務局職員の待遇改善問題等に多くの努力が払われた。

**任用関係取扱件数** （但本省及び附属機関並びに入国管理事務所及び入国者收容所においては雇、傭人以上、その他は職務の級9級以上のもの）

（自昭和29年1月1日  
至昭和29年12月31日）取扱件数

項 目	件 数	項 目	件 数
採 用	105	辞 職	71
昇 任	85	退 職（死 亡）	1
転 任	37	同（停 年）	—
配 置	215	失 職	—
任 官	20	免 職	—
併 任	61	外 国 出 張	3
併 任 解 除	25	事 務 代 理	4
出 向	13	同 解 除	3
休 職	36	事 務 取 扱	4
休 職 復 職	5	同 解 除	—

**その他の事務**

恩給請求書調査	1,475件
公務災害報告事件	422件
法務大臣表彰	30人（右の外部外者8人）
懲戒事件	219人
公証人の任免	任命 31 辞職 13

◇ **検 察 官 適 格 審 査 会**

**目 的**

検察庁法第23条第2項に規定する検察官の適格審査を行う。

**事 務 の 内 容**

(1) 検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査するが、すべての検察官について3年ごとに行う定時審査と、法務大臣の請求又は職権で行う随時審査がある。

検察官適格審査会は、内閣総理大臣の監督に属し、国会議員、検察官、法務省の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選任された11人の委員を以て組織され、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員が置かれている。委員及び予備委員とな

る国会議員は衆議院及び参議院において選出された衆議院議員各4人、参議院議員各2人であり、国会議員以外の委員は検事総長、法務事務次官、最高裁判所判事1人（最高裁判所判事の互選による）日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員1人（日本学士院会員の互選による）であるが、この委員の予備委員は、検事総長につき次長検事、法務事務次官につき法務省刑事局長、日本弁護士連合会の会長につき日本弁護士連合会の副会長のうち年長者1名、最高裁判所判事及び日本学士院会員につき各同一の資格ある者となつている。国会議員以外の委員及び予備委員については、内閣総理大臣が任命する。

審査会の会議は委員9人以上出席しなければ開くことができない。議事は出席委員の過半数によつて決し、可否同数のときは、委員のうちから互選された会長がこれを決する。

審査会の庶務は大臣官房人事課において処理している。

(2) **関係法規**

(イ) 検察庁法（昭和22年4月16日法律第61号）

(ロ) 検察官適格審査会令 （昭和23年9月16日 政令第292号  
同 26年5月8日 政令第134号  
同 27年7月31日 政令第305号）

**業務の実施状況**

昭和29年中においては不適格と判定された者はない。

ハ **調 査 課**

法務省組織令第4条、第5条  
法務省組織規程第5条、第6条

**目 的**

1 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない事項に関する法令案の作成  
裁判所法、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律、裁判官の報酬等に関する法律、検察官の俸給等に関する法律、裁判所職員定員法、弁護士及び執行吏に関する法令等司法制度に関する法令及び法務に関する法令中他の部局の所管に属しない事項に関する法令案については、当課が主管部局としてその作成の事務をつかさどる。

すなわち、そのための調査研究、案文の起草、各方面との連絡折衝、法令案の国会提出及び国会における説明等の任に当る。

なお、裁判所、検察庁及びその支部の設置及び管轄区域の変更については、請願及び陳情も多く、また行政区画の変更がひんぴんに行われ、交通その他の状況もたえず変化しているため、全国各地（全国の下級裁判所は676箇所、支部をあわせると1,152箇所ある）の関係事情及び関係各方面の意向等について常時調査連絡に当つている。

2 司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行

(1) 資料の調査

a 調 査

司法制度及び法務に関する事項について、学者その他の権威者に対し、調査を委



嘱し又は自ら調査するもので、当面は主として各国の基本法制の調査及び所管の法令の立案につき特に必要と思われるものに重点を置いている。

#### b 翻 訳

司法制度及び法務に関する英・独・仏その他の外国語資料につき翻訳を部外の専門家に委嘱するもので、司法省以来約40年の伝統を有し、現在は主として最新の外国の基本法の翻訳に重点を置いている。

#### (2) 資料の収集、整備、編さん及び刊行

当課資料系の担当事務として司法制度及び法務全般に関する調査研究の資料を収集整備するとともに、法務資料（内外の諸法制並びにその運用状況に関連ある諸事項の調査研究を収録するもので、司法資料を前身とし、30余年の刊歴を有する。）司法制度調査資料（諸外国の現行司法制度に関する諸調査をまとめ、主として、制度改革の立法に備えて刊行する。）法務年鑑（法務本省及び管下各庁の組織、定員、会計、業務の実態、諸統計等を取りまとめ、法務省全般の業績を歴年的に記録したもの。司法一覧、法務一覧を前身として50余年の刊歴を有する。）等の各種の資料を編さん刊行し、部内各局部課及び関係各庁等に配布し法令立案の資料に供するほか、執務上の参考に供している。また管下各庁の執務参考用に既成の図書資料を配付する事務も併せて行っている。

#### 3 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（この事項については法務図書館の項参照）

#### 4 法制審議会に関する事項

法制審議会は民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について法務大臣の諮問に応じて、調査審議をする附属機関であつて、法務大臣を会長とし、最高裁判所裁判官その他の関係各庁の職員及び学識経験のある者のうちから任命された30名の委員のほか専門別の部会毎に別に任命される部会委員及び幹事多数（現在は部会委員61名、幹事39名）で組織されている。当課はこの法制審議会に関する事務を掌っている。（この事項については法制審議会の項参照）

#### 5 内外の法令及び判例の収集及び整備、法令集等の編さん及び刊行

これらの事務処理のためには、当課内に法規室が設けられている。（この事務の詳細については、法規室の項参照）

#### 6 法務に関する統計の整備、改善及び企画、刑事統計、民事統計、矯正統計その他法務に関する統計及び統計資料の編さん及び刊行

これらの事務処理のためには、当課内に統計室が設けられている。（この事務の詳細については、統計室の項参照）

#### 業務の実施状況

#### 1 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない事項に関する法令案の作成

司法制度に関する諸法令の立案の外、他の部局の所管に属しない事項に関する法令案の立案をつかさどるため、対象とする法令の数も多く、基本的な調査を必要とする重要法案も少なくない。現在基本的調査研究を行つている重要案件としては、次の3問題があ

る。

#### (1) 裁判所の制度の改善

わが国の裁判制度は、昭和22年5月新憲法の施行と共に、新発足したのであるが、昭和25年頃から最高裁判所の未済事件が増加したことに伴つて、同裁判所の機構の改革の要否が問題となつたため、昭和28年3月この問題を含めて裁判所の制度全般の改革の要否について法制審議会に諮問を發した。法制審議会における審議状況については別項法制審議会の項に掲記するとおりであるが、この問題は、わが国裁判所制度の基本的構造に関する重要かつ困難な問題であり、この点に関する各方面の見解も根本的に対立しているため、最終的結論を得るまでにはなお慎重な検討を要するものと思われる。

調査課においては、鋭意これらの審議の基礎となるべき資料の調査及び問題の検討等を行うとともに、法制審議会における審議の円滑な進展を図るための努力を重ねている。

#### (2) 執行吏制度の改善

現在の執行吏制度は、明治23年に施行された執達吏規則により、その基礎が定められたまま、ほとんど実質的な改正を加えられることなく今日に及んでいるのであるが、時勢の変遷と各分野にわたる法律制度の改革とによつて、今日においては社会の実情に適しない部分が少なくないとして、国会その他の各方面からこの制度の再検討及びこれに関する法制の整備を要望する声が高い。そのため、当課では、昭和28年度から裁判所、弁護士会及び学界に対する意見の照会、外国法制の調査等この制度の改善のための準備的調査に着手していたが、昨年7月にはこの制度の改善について法務大臣から法制審議会に諮問を發し、目下同審議会の強制執行制度部会において、強制執行及び競売に関する制度の改善の問題とともに、この問題を検討中である。当課としては、更に諸外国の執行吏制度及びこれに関連する強制執行等の制度について研究を深めるとともに、執行吏制度の実態について広く調査を行い、この制度の改善に関する具体策を考究している。

#### (3) 裁判官任用制度、判事補制度等の改善

周知のように新憲法の制定に伴い、裁判所法及び検察庁法の制定、弁護士法の改正等が行われ、これによつてわが国の司法制度は重要な変容を遂げ、新憲法に基く司法制度は一応その整備を終つたのであるが、法曹の中心たる裁判官の任用制度については、なお検討を要する点があると思われる。この裁判官の任用制度については、旧制度の下においても種々の議論がなされ、その改正はいわば多年の懸案ともいふべき問題であつたのであるが、ことに英米の司法制度の強い影響を受けた新憲法下の司法制度においては、裁判官は、その任務に一段と重きを加えるとともに、その全法曹の間において占める地位も旧制度に比して非常に高められるに至つた。その結果、裁判官については、法曹としての出発当初から一貫してその途を歩むという従来のやり方をやめて英米にみられるように、広く検察官、弁護士等を含めた法曹を打つて一丸として、ここに裁判官の供給源を求めること（いわゆる法曹一元化）とすべきであるとの



論(たとえば、昭和29年3月日本弁護士連合会決議)も強よくなっているのである。いずれにせよ裁判官任用制度の問題は在朝、在野の法曹全体を対象としてのみ解決し得る問題であり、従つて法曹養成、司法試験制度等法曹全般に関する問題にわたる研究を必要とするのであるが、他方目下内閣の公務員制度調査会においては公務員制度の全面的改正を検討中で、こういう面から裁判官、検察官の給与等の法制についても改正を加えようとする動きもある。当課としては、種々な観点からこの裁判官、検察官任用制度、司法試験制度等について調査研究を進めている。

次に本年度において司法制度に関する法令案及び他の部局に属しない法令案を立案し、公布したものをみると次のとおりである。

### 法律の部

#### 第19回国会に提出のもの

- (1) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭29.4.6 法律第63号)
- (2) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭29.4.1 法律第56号)
- (3) 裁判所法の一部を改正する法律(昭29.5.27 法律第126号)
- (4) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭29.6.17 法律第187号)

#### 政令及び省令の部

- (1) 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令(昭29.4.24 政令第87号)
- (2) 執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令(昭29.10.18 政令第284号)
- (3) 法制審議会令の一部を改正する政令(昭29.12.27 政令第322号)
- (4) 地方検察庁支部設置規則の一部を改正する省令(昭29.4.24 法務省令第46号)

## 2 司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行

### (1) 資料の調査

#### a 本年中に調査を委嘱した主なものは

- (イ) ドイツ民主主義共和国裁判所構成法(1952年10月2日の法律)
- (ロ) ドイツ民主主義共和国刑事訴訟法(1952年10月2日の法律)
- (ハ) ドイツ民主主義共和国検察庁法(1952年10月2日の法律)
- (ニ) デンマーク刑法、ブラジル刑法、ユーゴスラビヤ刑法及びギリシャ刑法(人身売買関係の部分)

#### b 翻訳

昭和29年中に翻訳を終了した主なものは

- (イ) イギリス、プロベーション規則及び監獄規則
- (ロ) ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国刑法典(続)
- (ハ) イギリス監獄法
- (ニ) エメリー・A・ブラウネル：合衆国における訴訟上の救助
- (ホ) 米国における弁護士試験に関する委員会の報告(一部)

- (ケ) 現行イタリア刑法典「公德及び良俗に対する犯罪に関する規定」中改正部分
- (ク) ベルリン司法修習法
- (コ) バイエレン高等司法行政官修習試験法
- (カ) 北ライン・ヴェストファーレン司法修習法

### (2) 資料の収集整備

a 法務省各部局等及び他官庁ならびに各種団体等から、その刊行した資料であつて、法務上の参考となるものを常時収集している。昭和29年中におけるこれらの収集中冊子は123種、5,530冊で、これらを本省各局部課、検察庁、法務局、矯正並びに保護関係各庁へ配布し、事務の参考に資した。

なお、資料収集業務のうち、図書収集については、当課に置かれている法務図書館(国立国会図書館法により、国立国会図書館の支部になつている)が主としてこれに當つており、その実施状況については、便宜上別項法務図書館の項に一括掲記した。

b 本省各部局及び所管各地方庁の執務上必要とする図書資料を選択し、配布する。昭和29年中に配布した総部数は90種、129,656冊(雑誌を含む)、その内本省へは4種、882冊、検察庁関係へは33種、102,444冊、法務局関係へは40種、23,036冊、矯正関係へは13種、3,294冊となつている。

### (3) 資料の編さん及び刊行

下記の資料を刊行し、主として本省各局部課及び所管各地方庁へ配布し執務の便に供したが、なお、その一部は、また裁判所、国会、各行政官庁並びに大学その他学術研究団体等にも配布して参考に資した。刊行の内訳は次の通り。

#### a 法務資料

種別	題名	著訳者	頁数	刊行年月	体裁
法務資料第329号	ドイツ刑法典	篠塚春世 訳	204	昭29.2	A5活版
"第330号	白カラー犯罪—アメリカにおける会社犯罪—	サザランド 富田 豊 訳	280	"	"
"第331号	本邦戦時・戦後の犯罪現象(第一編)	小野清一郎外(刑事学研究会)	294	昭29.3	"
"第332号	イギリス1949年プロベーション規則及び監獄規則並びに1952年監獄法	小川太郎 訳	182	昭29.5	"
"第333号	終戦後における国際私法に関するヘーグ条約案(一) —所有権移転、裁判管轄特別委員会の審議を中心として—	石井良三	296	昭29.10	"



b 司法制度調査資料

種別	題名	著訳者	頁数	刊行年月	体裁
第六卷	上訴制度関係資料	小野清一郎外	198	昭29.2	A5活版
第七卷	ドイツ・フランス等における民事上告制度関係論文集	菊井 維大外	212	昭29.3	〃

a 法務年鑑 昭和28年版法務年鑑(370頁)を昭和29年11月刊行した。

調査課・法規室

法務省組織令第4条第4号,第5号  
法務省組織規程第6条,第8条

業務の内容

当室は、もと法規課として、昭和23年法務庁設置とともに発足したのであるが、その後法務庁は法務府となり、更に昭和27年8月1日法務省と組織が変更して法規室となつたけれども、当室のつかさどる事務は、現在の法務省設置法、法務省組織令及び法務省組織規程にあるように、「内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項、法令集等の編さん及び刊行に関する事項」ということに一貫している。しかして、ここに、いわゆる法令、判例の「整備」の事務は、単なる形式的機械的な整備に止るものでなく、実質的内容的な整備を行つているのである。

業務の実施状況

1 法令の整備

(1) 法令整備カードの作成

新らしく制定せられる法律以下告示、訓令、指令に至るすべての法令を正確迅速に整備することはもち論、従前のすべての法令について、その制定、改正、廃止の経過を明らかにして整備する詳細な仕事を行つている。これがために、慶応3年以降現在までに制定された全法令、数十万件について、その現行たると非現行たるとを問わず、徹底的に究明して拾い上げ、一法令毎にその新制定、改正、廃止に応じて、その公布、施行、改廃経過、根拠法、他法令との関係を記入した基礎カードを作成し、これを50音別及び法令別に分類し、キャビネットに収納して法令の一大戸籍とも称すべきものを完成しつつある。昭和29年末までにおいて、この事業は、(イ)現行法令及び全法令中の法律については完了し、(ロ)政令、勅令以下省令、訓令、通達については、カード作成は一応完了し、個々の再検討を為しつつあり、(ハ)告示等については、右(ロ)の事業の完了を待つて取りかかる予定である。

(2) 検察庁等配布用法令整備カードの作成

上記の法令整備カードは、基礎的なものとして法規室において完ぺきに整備して利用に資するが、直接法令の運用に当る検察庁等の利便に資するため、上記カード中現行法令に関するもの約6,000件について、上記カードを基礎として昭和29年8

月1日現在内容の配布用カード(総数634,158枚)を作成し印刷配布した。配布を受けた各庁は、当室が日々公布される法令に基づき整備するものを基礎として、年数回に分けて印刷配布する追録カードにより加除式によつて整備して行くものである。目下第1回追録カード配布準備中である。

(3) 法令の過誤不統一の是正

法令整備の上から各種法令について、その立法技術上の不統一、立法上の過誤をとり上げて、これを旧来の法令の改廃及び将来の立法に資すべく材料を整備し、法令整備意見を作成する外、随時法令立案当局に連絡して法令の完ぺき化に資している。

2 法令の編さん

(1) 現行日本法規編さん刊行

これは、従来の各種法規集が種々不正確不完全であるので、当室の責任において、権威ある法令集を作成し、あまねく一般の利便に供しようとするもので、この編集は、現行の全法令を遺漏なく収録し、条文の正確性を確保し、改廃等の経過につき法令自体の沿革にとどまらず各条文毎に全部改正、一部改正、追加、削除、条文繰上、繰下その他の経過及び根拠を各条に互り逐一註記したのであり、編成配列についても、新憲法の実施による法制の一大変革に応じて新しい方法をとつた。昭和25年9月に17編21巻21,741頁、索引1巻660頁の全巻を完成し、その後加除式によつて引継ぎ法令の制定改廃に伴う迅速なる追録を編集、印刷配布しているが、平和条約の発効に伴う法制の変革と新法令の増加とに応じて編成を若干新たにするとともに各巻の分冊を行い、今や台本は、18編21巻31冊約40,000頁になつている。

(2) 国会制定法律の印刷配布

国会制定の法律について、これを速報すべく各会期毎に一纏めにして印刷配布することも行事となつており、昭和9年末までには第20回国会法律集まで完了した。

3 条令の整備

地方公共団体の条例規則もこれをすべて収集し、事項別、府県別に分類整理し、その立法技術、特に法定刑その他の点について整備上の問題として、これを検討し、その完全正確化につき協力助言する仕事もしている。

4 判例の整備

(1) 判決、決定の収集整備

最高裁判所及び高等裁判所の刑事、民事事件の判決、決定をすべて収集して、これを分類整理している。

(2) 判例要旨カードの印刷配布

検察庁及び法務局に対し、最高裁判所及び高等裁判所の民事及び刑事の判例につき、その判示事項、裁判要旨、反対意見、適用条文、事件番号、事件名、被告人の氏名、言渡年月日、上告結果等を記入した判例要旨カードを印刷し、整備用キャビネットと共に配布し、これを年別、法条別等に整理せしめ、法令運営に供している。



(3) 判例資料の配布

最高裁判所判例集, 高等裁判所判例集, 大審院判例集その他の判例関係の資料の印刷配布を行つている。

調査課・統計室

法務省組織令第4条第6号～第8号  
法務省組織規程第6条, 第8条

業務の内容

統計室の業務の内容は, 法務省組織規程第6条に定められているが, それは次のとおりである。

- 1 法務に関する統計の整備, 改善及び企画に関する事項
- 2 民事統計, 刑事統計, 矯正統計その他法務に関する統計に関する事項
- 3 統計資料の編さん及び刊行に関する事項

業務の実施状況

1 法務に関する統計の整備, 改善等に関する事項

(1) 民事統計の整備改善

民事統計の報告様式については, 事務簡捷の見地から逐年漸進的に簡素化の実を挙げてきたのであるが, 本年においても新法令の施行に伴う改正を加えるとともに, 報告様式に新たなる工夫を施す等一層簡素化し実施した。

(2) 刑事統計の整備改善

現行の検察統計年報は, 旧司法省時代に制定されたものであるが, 裁判所の分離に伴い, その内容が著しく跛行的なものとなつたばかりでなく, 調査項目自体新時代の要求にそわない点が多々存する実状で, 根本的な改正が必要となつている。当室においては, 数年前よりこの改正を企画し, 昭和28年上半期までに大体の骨子を取りまとめることができたので, 同年8月から10月までの間6回にわたり調査課内部において, その骨子に基き改正に関する準備会を開催し, 続いて, 翌29年7月までの間, 数回にわたり刑事局との打合せを行い, 一応の改正草案を作成した。この草案については同年11月5日省外における関係者を交えた法務統計協議会の協議にかけて検討を加え, ここに改正に関する準備は概ね終了することとなるのであるが, 昭和30年においては更に最後のな検討を加え, 同31年から実施することを目途とし, その準備を行う予定である。

2 民事統計, 刑事統計, 矯正統計その他法務に関する統計に関する事項

(1) 民事統計

a 調査の対象

民事統計に関する調査は, 主として登記所において取り扱う登記を対象とし, 登記の件数箇数及び登録税・手数料額等の調査を行う。

b 調査の時期

年間の調査及び会計年度の調査の2種がある。登記の件数箇数及び登録税手数料(総額のみ)調査は前者であり, 登録税法による登録税額・法令による登録税免除件数及び登記簿謄抄本交付手数料等の調査は後者に属する。

c 調査事項

(イ) 年間の調査を行うもの

- 不動産及び船舶登記
- 農業用動産抵当登記
- 商業登記
- 組合その他の法人の登記
- 登録税及び手数料の総額

(ロ) 会計年度の調査を行うもの

- 登録税額……登録税法の各条項号別に区分した調査
- 登録税免除件数……法令により登録税を免除されたものに限り調査
- 手数料額……登記簿の謄本, 抄本, 閲覧, 証明, 印鑑証明等の手数料調査

(2) 刑事統計

a 調査の対象

刑事統計に関する調査は, 主として, 検察庁において取つた被疑者を対象としているが, 刑の執行猶予, 本刑通算の未決拘留, 保釈の取消等被疑者以外のものを対象としているものもある。

b 調査の時期

臨時に行う場合を除いては, 年1回行う年次調査と毎月又は4半期, 上下2半期に行う調査の4種類に区分している。

c 調査事項

定期に行うものの調査事項は, 概ね次のとおりである。

(イ) 毎月行うもの

- 被疑者の総人員及びその受理並びに処理状況(主要罪名別)
- 被疑者の未済期間
- 月末現在における勾留人員
- 被疑者の処遇(逮捕区分, 身柄の処置, 拘留期間)
- 被疑者の性別
- 被疑者の国籍別
- 保釈中の犯罪及び保釈の取消

(ロ) 4半期毎に行うもの

- 少年被疑者の総数及びその受理並びに処理状況(主要罪名別)
- 少年被疑者の年令別(主要罪名別)
- 少年被疑者の性別(年令別)

(ハ) 2半期毎に行うもの

- 朝鮮人被疑者の総数及びその受理並びに処理状況(主要罪名別)



朝鮮人被疑者の性別

(ニ) 年1回行うもの

被疑者の全法令別、受理及び処理状況

被疑者の捜査の端緒

被疑者の処理期間

公訴の取消理由

起訴猶予者の性別、年令、犯時及び教育程度(罪名別)

起訴者のうち起訴猶予の再犯者及び再犯期間(罪名別)

刑執行猶予者の刑及び猶予期間(罪名別)

刑執行猶予の取消理由及び取消までの期間(罪名別)

本刑に通算した未決勾留日数(刑名刑期等の別)

(3) 矯正統計

a 調査の対象

拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所の収容状況並びに収容者についての統計調査である。

調査は次の規程にもとづいてなされている。

(イ) 行刑関係

行刑統計月表報告例及び様式……昭和27年8月矯保甲第79号訓令

行刑統計年表報告例及び様式……昭和16年7月調第201号訓令

行刑統計小票取扱規程及び様式……昭和15年11月調第239号訓令

刑務作業年表報告例及び様式……昭和26年2月調第136号訓令

刑執行事件年表報告例及び様式……昭和16年4月調第99号訓令

(ロ) 少年院関係

在院者月表報告例及び様式……昭和24年11月矯保甲第1,064号訓令

少年院年表報告例及び様式……昭和24年12月矯保甲第1,243号訓令

(ハ) 少年鑑別所関係

観護月表報告例及び様式……昭和24年12月矯保甲第972号訓令

b 調査の時期及び調査事項

(イ) 月表はいずれも月間における施設の入出所の状況及び月末日に収容中の者について罪名、年令、犯数その他の調査を内容とし、翌月の12日迄に各所分を収集して全国集計を行い、製表の上法務統計月報に登載している。ちなみに、行刑統計月表で調査する入出監者の種別は、「受刑者(成人・少年)」、「死刑確定者」、「被告人」、「被疑者」、「労役場留置者」、「引致状による留置者」、「監置者」、「観護措置の仮収容者」及び「携帯乳児」である。

(ロ) 行刑統計年表は、刑務所職員、収容者の懲罰事犯及び累進処遇による階級別人員等についての調査、少年院年表は、年間の新収容者について、行為、年令、職業、境遇、教育、処分及び非行原因等についての調査を内容とし、前者は翌年の1月末日迄に、後者は2月末日迄に各所分を収集して、全国集計の結果を

それぞれ行刑統計年報・少年矯正統計年報に登載している。

(イ) 行刑統計小票は、受刑者入監小票、受刑者出監小票、再入受刑者小票及び病者小票の4種類あつて、それぞれ入監時、出監時、再入時及び病者の転帰時に各人1枚ずつ作成し、月毎に各所より一括提出することとしているが、年間総数約20万枚が当係に収集され、35種類の調査項目に分類集計され、行刑統計年報の主要な資料となつている。

(ロ) その他刑務作業年表は、年間の刑務作業の実施状況及び収支の関係を調査し刑執行事件年表は、各検察庁における自由刑、死刑、罰金刑及び科料刑の執行件数並びに金額等について調査するもので、いずれも集計結果を行刑統計年報に登載している。

3 統計資料の編さん及び刊行に関する事項

(1) 法務統計月報

法務統計月報は、昭和27年8月法務省の発足と同時にこの題名をもつて刊行したものである。その意図するところは、これを機会に省内全般にわたる諸統計を掲載して各界の利用に寄与しようとするところにある。現在収録している統計は、民事、刑事、矯正、保護、訟務、出入国管理及び人権擁護の7種類に上つている。

(2) 統計年報

当室刊行の登記統計年報は民事、刑事、及び矯正の3種であるが、少年矯正統計年報を除いては、いずれも創刊以来50年以上継続して刊行されている。本年度中に編さん刊行のものは次のとおりであり、広く官庁、学校、図書館等に配付をした。

a 民事関係

第66登記統計年報(昭和27年) 昭和29年3月刊行

第67登記統計年報(同 28年) 同 年12月刊行

b 刑事関係

第78検察統計年報(昭和27年) 同 29年3月刊行

第79検察統計年報(同 28年) 同 年11月刊行

c 矯正関係

第54行刑統計年報(昭和27年) 昭和29年2月刊行

第55行刑統計年報(同 28年) 同 年11月刊行

少年矯正統計年報No.1(同28年) 同 年8月刊行



各種組合及びその他の

番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
1	産業組合登記	明治33. 3. 7 法 37号	産業組合法
2	産業組合連合会登記	明治42. 4. 6 法 27号	産業組合法中改正
3	産業組合中央会登記	同上	同上
4	産業組合中央金庫登記	大正12. 4. 9 法 42号	産業組合中央金庫法
5	農林中央金庫登記	昭和18. 3.11 法 46号	農林中央金庫法
6	産業組合監査連合会登記	昭和13. 3.18 法 15号	産業組合自治監査法
7	農業団体監査連合会登記	昭和18. 3.11 法 46号	農業団体自治監査法
8	農業協同組合監査連合会登記	昭和22.11.19 法133号	農業協同組合自治監査法
9	森林組合登記	明治40. 4.23 法 43号	森林法
10	森林組合連合会登記	昭和14. 3.12 法 18号	森林法中改正
11	森林組合登記	昭和26. 6.26 法249号	(新) 森林法
12	森林組合連合会登記	同上	同上
13	漁業組合登記	明治43. 4.12 法 58号	漁業法
14	漁業組合連合会登記	同上	同上
15	水産業団体登記 (漁業会, 製造業会, 道府県) (水産業会, 中央水産会)	昭和18. 3.11 法 47号	水産業団体会法
16	水産協同組合登記 (漁業協同組合) (漁業生産組合) (漁業協同組合連合会) (水産加工業協同組合) (水産加工業協同組合連合会) (水産業協同組合共済会)	昭和23.12.15 法242号	水産協同組合法
17	住宅組合登記	大正10. 4.12 法 66号	住宅組合法
18	海外移住組合登記	昭和 2. 3.30 法 25号	海外移住組合法
19	海外移住組合連合会登記	同上	同上
20	家畜保険組合登記	昭和 4. 3.28 法 19号	家畜保険法
21	養蚕実行組合登記	昭和 6. 3.30 法 24号	蚕糸業組合法
22	牧野組合登記	昭和 6. 4. 1 法 37号	牧野法
23	工業組合登記	昭和 6. 4. 2 法 62号	重要輸出品工業組合法 中改正(工業組合法に 改める)
24	工業組合連合会登記	同上	同上
25	工業組合中央会登記	昭和 8. 3.28 法 20号	工業組合法中改正

法人登記の名称等調

(昭和29年12月31日調)

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
廃止	昭和23. 7.30 法200号	消費生活協同組合法		1
同上	同上	同上		2
同上	同上	同上		3
改称	昭和18. 3.11 法 46号	農業団体会法附則120条	「農林中央金庫法」と改称	4
				5
同上	同上	農業団体会法附則121条	「農業団体自監査法」と改称	6
同上	昭和22.11.19 法133号	農業協同組合法の制定に伴う農業団体等の整理に関する法律附則25条	「農業協同組合自治監査法」と改称	7
解散	昭和24. 5.25 法104号	農業協同組合自治監査法を廃止する法律		8
廃止	昭和26. 6.26 法249号	(新) 森林法		9
同上	同上	同上		10
				11
				12
同上	昭和18. 3.11 法 47号	水産業団体会法		13
同上	同上	同上		14
同上	昭和23.12.15 法243号	水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体等の整理に関する法律		15
				16
				17
同上	昭和25. 4. 1 法 93号	海外移住組合法廃止に関する法律		18
同上	同上	同上		19
同上	昭和22.12.15 法185号	農業災害補償法		20
同上	昭和22.11.19 法133号	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理に関する法律		21
同上	昭和25. 5.20 法194号	(新) 牧野法		22
同上	昭和18. 3.11 法 53号	商工組合法		23
同上	同上	同上		24
同上	同上	同上		25



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
26	工業小組合登記	昭和14.4.4 法65号	工業組合法中改正
27	商業組合登記	昭和7.9.6 法25号	商業組合法
28	商業組合連合会登記	同上	同上
29	商業組合中央会登記	昭和15.4.4 法97号	商業組合法中改正
30	商業小組合登記	同上	同上
31	商工組合登記 (統制組合, 施設組合)	昭和18.3.11 法53号	商工組合法
32	商工組合中央会登記	同上	同上
33	商工協同組合登記	昭和21.11.11 法51号	商工協同組合法
34	商工協同組合中央会登記	同上	同上
35	商工組合中央金庫登記	昭和11.5.27 法14号	商工組合中央金庫法
36	農事実行組合登記	昭和7.9.7 法30号	産業組合法中改正
37	負債整理組合登記	昭和8.3.29 法21号	農村負債整理組合法
38	蚕糸共同施設組合登記 (蚕糸協同組合, 蚕糸業会)	昭和11.5.26 法11号	蚕糸業法中改正
39	肥料製造業組合登記	昭和11.5.29 法30号	重要肥料業統制法
40	日本競馬会登記	昭和11.5.29 法31号	競馬法中改正
41	漁船保険組合登記	昭和12.3.31 法23号	漁船保険法
42	漁船保険組合登記 (地域組合, 業態組合)	昭和27.3.31 法28号	漁船損害補償法
43	漁船保険中央会登記	同上	同上
44	貿易組合登記 (輸出組合, 輸入組合)	昭和12.8.14 法74号	貿易組合法
45	貿易組合連合会登記 (輸出組合連合会, 輸入組合連合会, 輸出入組合連合会)	同上	同上
46	貿易組合中央会登記	同上	同上
47	輸出組合登記	昭和27.8.5 法299号	輸出入取引法
48	輸入組合登記	昭和28.8.8 法188号	同上
49	百貨店組合登記	昭和12.8.14 法76号	百貨店法
50	恩給金庫登記	昭和13.4.1 法57号	恩給金庫法
51	庶民金庫登記	昭和13.4.1 法58号	庶民金庫法
52	農業保険組合登記	昭和13.4.1 法68号	農業保険法
53	農業保険組合連合会登記	同上	同上
54	軍用保護馬鍛錬中央会登記	昭和14.4.7 法76号	軍馬資源保護法
55	製酪業組合登記	昭和14.3.25 法27号	酪農業調整法
56	造船組合登記	昭和14.4.5 法70号	造船事業法
57	造船組合連合会登記	同上	同上
58	海運組合登記	昭和14.4.5 法69号	海運組合法

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
廃止	昭和18.3.11 法53号	商工組合法		26
同上	同上	同上		27
同上	同上	同上		28
同上	同上	同上		29
同上	同上	同上		30
同上	昭和21.11.11 法51号	商工協同組合法		31
同上	同上	同上		32
同上	昭和24.6.1 法182号	中小企業等協同組合法		33
同上	同上	同上		34
同上	昭和23.7.30 法200号	消費生活協同組合法		35
同上	昭和23.7.30 法200号	消費生活協同組合法		36
同上	昭和20.12.23 法57号	(新) 蚕糸業法		37
同上	昭和20.12.23 法57号	(新) 蚕糸業法		38
同上	昭和22.11.19 法130号	重要肥料統制法		39
同上	昭和23.7.13 法158号	(新) 競馬法		40
同上	昭和27.3.31 法28号	漁船損害補償法		41
				42
				43
同上	昭和21.10.21 法123号	貿易組合法を廃止する法律		44
同上	同上	同上		45
同上	同上	同上		46
改称	昭和28.8.8 法188号	輸出入取引法の一部を改正する法律	「輸出入取引法」と改称	47
廃止	昭和22.12.19 法212号	百貨店法を廃止する法律		48
同上	昭和24.5.20 法49号	国民金融金庫法		49
同上	同上	同上		50
同上	昭和22.12.15 法185号	農業災害補償法		51
同上	同上	同上		52
同上	昭和20.11.21 勅643号	(ポ) 軍馬資源保護法等廃止に関する件		53
同上	昭和24.6.1 法180号	酪農業調整法廃止に関する法律		54
同上	昭和22.12.13 法177号	造船事業法廃止に関する法律		55
同上	同上	同上		56
同上	昭和22.8.19 法94号	海運組合法廃止に関する法律		57
同上	昭和22.8.19 法94号	海運組合法廃止に関する法律		58



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
59	海運組合連合会登記	昭和14. 4. 5 法 69号	海運組合法
60	宗教団体登記 (教派, 宗派, 教団) (寺院, 教会)	昭和14. 4. 8 法 77号	宗教団税法
61	宗教法人登記 (宗派, 教派, 教団) (神社, 寺院, 教会)	昭和20.12.28 勅719号	宗教法人令
62	宗教法人登記 (教派, 宗派, 教団, 神社, 寺) (院, 教会, 修道会, 司教会)	昭和26. 4. 3 法126号	宗教法人法
63	自動車運送事業組合登記	昭和15. 4.10 法106号	自動車交通事業法
64	自動車運送事業組合連合会登記	同上	同上
65	住宅営団登記	昭和16. 3. 7 法 46号	住宅営団法
66	貸家組合登記	昭和16. 3. 7 法 47号	貸家組合法
67	貸家組合連合会登記	同上	同上
68	貸室組合登記	同上	同上
69	貸室組合連合会登記	同上	同上
70	国民更生金庫登記	昭和16. 3. 6 法 42号	国民更生金庫法
71	帝都高速度交通営団登記	昭和16. 3. 7 法 51号	帝都高速度交通営団法
72	農地開発営団登記	昭和16. 3.13 法 65号	農地開発営団法
73	統制組合登記	昭和16. 8.30 勅831号	重要産業団体令
74	港湾運送事業地区別団体登記	昭和16. 9.17 勅860号	港湾運送事業統制令
75	産業設備営団登記	昭和16.11.26 法 92号	産業設備営団法
76	日本馬事会登記	昭和16.12.24 勅1201号	馬事団体令
77	馬事組合登記	同上	同上
78	敵産管理に関する登記	昭和16.12.22 法 99号	敵産管理法
79	戦時金融金庫登記	昭和17. 2.19 法 32号	戦時金融金庫法
80	南方開発金庫登記	昭和17. 2.19 法 33号	南方開発金庫法
81	戦時海運管理令に基く船舶運 営会登記	昭和17. 3.25 勅235号	戦時海運管理令
82	商船管理委員会登記	昭和17. 3.25 勅235号	戦時海運管理令
83	金融統制令に基く統制組合登 記	昭和17. 4.18 勅440号	金融統制団体令
84	地方金融協議会登記	同上	同上

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
廃止	昭和22. 8.19 法 94号	海運組合法廃止に関する法律		59
同上	昭和20.12.28 勅713号	(ポ)宗教団税法廃止に関する件		60
同上	昭和26. 4. 3 法126号	宗教法人法		61
同上	同上	同上		62
同上	昭和22.12.16 法191号	道路運送法		63
同上	同上	同上		64
失効	昭和24.12. 1 法231号	住宅営団法を廃止する等の法律	昭和26.4.1失効	65
				66
				67
				68
				69
閉鎖	昭和22. 1.27 閣令, 大蔵, 外務, 商工, 運輸司法省令1号	(ポ)昭和20年大蔵, 外務内務, 司法省令1号中改正の件	閉鎖機関指定(現在清算中)	70
失効	昭和24. 6. 6 法196号	土地改良法施行法	昭和25.12.31失効	71
廃止	昭和20.12.16 法 44号	(ポ)国家総動員法及び戦時緊急措置法廃止法律		72
同上	同上	同上		73
同上	同上	同上		74
失効	昭和24.12. 1 法232号	産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律	昭和27.12.31失効	75
廃止	昭和20.12.16 法 44号	(ポ)国家総動員法及び戦時緊急措置法廃止法律		76
同上	同上	同上		77
閉鎖	昭和20.11.25 大蔵省令101号	(ポ)外貨債処理法等の廃止等の件		78
同上	昭和21. 6.19 勅329号	(ポ)閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する件	閉鎖機関指定(現在清算中)	79
同上	同上	同上	同上(現在清算中)	80
改称	昭和25. 3.27 政 38号	国家総動員法及び戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する等の政令	「商船管理委員会」と改称	81
解散	昭和27. 3.31 法 24号	商船管理委員会の解散及び清算に関する法律	「商船管理委員会」は昭和27.9.30清算終了	82
廃止	昭和20.12.19 法 44号	(ポ)国家総動員法及び戦時緊急措置法廃止法律		83
同上	同上	同上		84



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
85	日本銀行登記	昭和17. 2.25 法 67号	日本銀行法
86	日本医療団登記	昭和17. 2.24 法 70号	国民医療法
87	食糧営団登記	昭和17. 2.20 法 40号	食糧管理法
88	金融事業の委託に関する登記	昭和17. 5.16 勅511号	金融事業整備令
89	交易営団登記	昭和18. 3. 6 法 26号	交易営団法
90	塩業組合登記	昭和18. 3. 8 法 32号	塩専売法
91	塩業組合連合会登記	同上	同上
92	塩業組合中央会登記	同上	同上
93	日本証券取引所登記	昭和18. 3.11 法 44号	日本証券取引所法
94	市街地信用組合登記	昭和18. 3.11 法 45号	市街地信用組合法
95	酒類業団体登記 (酒造組合, 酒造組合連合会, 酒造組合中央会, 酒販組合, 酒販組合連合会, 酒販組合 中央会, 全国酒販組合)	昭和18. 3.15 法 73号	酒類業団体法
96	商工経済会登記	昭和18. 3.11 法 52号	商工経済会法
97	木船保険組合登記	昭和18. 3. 9 法 37号	木船保険法
98	農業団体登記 (地方農業会, 全国農業会, 中央農業会)	昭和18. 3.10 法 46号	農業団体法
99	農業協同組合登記	昭和22.11.19 法133号	農業協同組合法
100	農業協同組合連合会登記	同上	同上
101	農業協同組会中央会登記	昭和29. 6.15 法184号	農業協同組合法中改正
102	大日本育英会登記	昭和19. 2.17 法 30号	大日本育英会法
103	日本育英会登記	昭和28. 8.13 法204号	日本育英会法
104	外資金庫登記	昭和20. 2. 9 法 2号	外資金庫法
105	重要産業団体令に基づく統制会 登記	昭和20. 7. 4 勅409号	重要産業団体令中改正
106	労働組合登記	昭和20.12.22 法 51号	労働組合法
107	蚕糸協同組合登記	昭和20.12.22 法 57号	蚕糸業法中改正
108	蚕糸業会登記	同上	同上
109	持株会社整理委員会登記	昭和21. 4.20 勅233号	持株会社整理委員会令
110	生命保険中央会登記	昭和20. 2.14 法 11号	生命保険中央会法
111	損害保険中央会登記	昭和10. 2.14 法 12号	損害保険中央会法
112	重要物資管理営団登記	昭和17. 2.24 法 69号	重要物資管理営団法

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
廃止	昭和23. 7.30 法201号	医師法		85
解散	昭和22.12.30 法247号	食糧管理法の一部を改正する法律	「食糧営団」は昭和28.12.28 清算結了	86
廃止	昭和20.12.19 法 44号	(ボ)国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律		87
失効	昭和24.12. 1 法232号	産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律	昭和27. 6.30失効	88
廃止	昭和24. 5.28 法122号	(新) 改正塩専売法		89
同上	同上	同上		90
同上	同上	同上		91
同上	昭和22. 3.28 法 21号	日本証券取引所解散等に関する件		92
同上	昭和24. 6. 1 法183号	中小企業等協同組合法施行法		93
同上	昭和23. 7. 7 法107号	所得税法の一部を改正する等の法律	昭和22法29号をもって「酒類業組合法」と改称	94
同上	昭和21. 9.16 法 23号	商工経済会法を廃止する法律		95
同上	昭和28. 7.17 法 65号	木船再保険法		96
同上	昭和22.11.19 法133号	農業協同組合法の制定に伴う農業団体等の整理に関する法律		97
				98
				99
				100
改称	昭和28. 8.13 法204号	大日本育英会法の一部を改正する法律	「日本育英会」と改称	101
閉鎖	昭和20.10.26 大蔵, 外務, 内務, 司法省令1号	外地銀行, 外国銀行及特別戦時機関の閉鎖に関する件	閉鎖機関指定 (現在清算中)	102
廃止	昭和21. 9.28 勅446号	(ボ)重要産業団体令及び同施行規則を廃止する等の勅令		103
同上	昭和24. 6. 1 法182号	中小企業等協同組合法		104
同上	昭和26. 7.10 政261号	持株会社整理委員会令の廃止に関する政令		105
同上	昭和22. 9.20 法109号	生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関する法律		106
同上	昭和22. 9.20 法109号	同上		107
同上	昭和18. 3. 6 法 26号	交易営団法		108
				109
				110
				111
				112



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
113	復興金融金庫登記	昭和21.10.8 法34号	復興金融金庫法
114	林業会登記	昭和21.10.12 法35号	林業会法
115	林産組合登記	同上	同上
116	産業復興営団登記	昭和21.10.21 法46号	産業復興営団法
117	証券取引所登記	昭和23.4.13 法25号	証券取引所法中改正
118	閉鎖機関に関する登記	昭和22.3.10 勅74号	閉鎖機関令
119	閉鎖機関整理委員会登記	昭和22.3.10 勅75号	閉鎖機関整理委員会令
120	船舶公団登記	昭和22.4.7 法52号	船舶公団法
121	石油配給公団登記	昭和22.4.15 法55号	石油配給公団法
122	配炭公団登記	昭和22.4.15 法56号	配炭公団法
123	産業復興公団登記	昭和22.4.15 法57号	産業復興公団法
124	貿易公団登記	昭和22.3.15 法52号	貿易公団法
125	価格調整公団登記	昭和22.4.15 法92号	価格調整公団法
126	肥料配給登記	昭和22.4.30 勅171号	肥料配給公団令
127	飼料配給公団登記	昭和22.12.17 法202号	飼料配給公団法
128	酒類配給公団登記	昭和22.12.17 法172号	酒類配給公団法
129	食料品配給公団登記	昭和22.12.17 法201号	食料品配給公団法
130	油糧配給公団登記	昭和22.12.17 法203号	油糧配給公団法
131	油糧砂糖配給公団登記	昭和22.12.17 法203号	油糧砂糖配給公団法
132	食糧配給公団登記	昭和22.12.30 法249号	食糧管理法中改正
133	特別調達庁登記	昭和22.4.28 法78号	特別調達庁法
134	農業共済組合登記	昭和22.12.15 法185号	農業災害補償法
135	農業共済保険組合登記	同上	同上
136	農業共済組合連合会登記	昭和24.6.8 法201号	農業災害補償法の一部を改正する法律
137	損害保険料率算出団体登記	昭和23.7.29 法193号	損害保険料率算出団体に関する法律
138	消費生活協同組合登記	昭和23.7.30 法220号	消費生活協同組合法
139	社会保険診療報酬支払基金登記	昭和23.7.10 法129号	社会保険診療報酬支払基金法
140	日本専売公社登記	昭和23.12.30 法255号	日本専売公社法
141	日本国有鉄道登記	昭和23.12.20 法256号	日本国有鉄道法
142	国家公務員法第98条第7項の法人登記	昭和23.12.3 法222号	国家公務員法中改正

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
廃止	昭和26.3.31 法108号	日本開発銀行法		113
同上	昭和24.6.1 法182号	中小企業等協同組合法		114
同上	同上	同上		115
同上	昭和22.4.15 法57号	産業復興公団法		116
				117
				118
解散	昭和27.3.31 政73号	閉鎖機関整理委員会解散令		119
廃止	昭和25.8.5 法237号	船舶公団の共有持分の処理等に関する法律		120
失効	昭和22.4.15 法55号	石油配給公団法	本法附則30条により昭和24.4.1失効	121
同上	昭和22.4.15 法56号	配炭公団法	本法附則32条により昭和25.4.1失効	122
廃止	昭和29.6.1 法138号	通商産業省関係法令の整理に関する法律		123
失効	昭和22.3.15 法59号	貿易公団法	本法36条により昭和27.4.1失効	124
廃止	昭和27.7.31 法284号	経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律		125
失効	昭和22.4.30 勅171号	肥料配給公団令	本法附則32条により昭和26.4.1失効	126
同上	昭和22.12.17 法202号	飼料配給公団法	本法附則31条により昭和25.4.1失効	127
同上	昭和22.12.17 法172号	酒類配給公団法	本法附則2条により昭和24.7.1失効	128
同上	昭和22.12.17 法201号	食料品配給公団法	本法附則31条により昭和25.4.1失効	129
改称	昭和25.3.31 法59号	油糧配給公団法の一部を改正する法律	油糧砂糖配給公団法と改称	130
失効	昭和22.12.17 法203号	油糧砂糖配給公団法	本法附則31条により昭和26.4.1失効	131
解散	昭和26.3.30 政59号	食糧配給公団解散令	「食糧配給公団」は昭和27.6.27清算終了	132
廃止	昭和24.5.31 法129号	特別調達庁設置法		133
				134
改称	昭和24.6.8 法201号	農業災害補償法の一部を改正する法律	「農業共済組合連合会」と改称	135
				136
				137
				138
				139
				140
				141
				142



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
143	国民金融公庫登記	昭和24. 5. 2 法49号	国民金融公庫法
144	中小企業等協同組合登記 (事業協同組合, 信用協同組合, 企業組合)	昭和24. 6. 1 法181号	中小企業等協同組合法
145	外国相互会社登記	昭和24. 6. 1 法184号	外国保険事業者に関する法律
146	弁護士会登記	昭和24. 6.10 法205号	弁護士法
147	日本弁護士連合会登記	同上	同上
148	学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人登記	昭和24.12.15 法270号	私立学校法
149	連合国軍人等住宅公社登記	昭和24. 4. 1 法82号	連合国軍人等住宅公社法
150	医療法人登記	昭和25. 5. 1 法122号	医師法の一部を改正する法律
151	日本放送協会登記	昭和25. 5. 2 法132号	放送法
152	住宅金融公庫登記	昭和25. 5. 6 法156号	住宅金融公庫法
153	特別鉱害復旧公社登記	昭和25. 5.11 法176号	特別鉱害復旧臨時措置法
154	船主相互保険組合登記 (木船保険組合, 船主責任相互保険組合)	昭和25. 5.11 法177号	船主相互保険組合法
155	日本輸出銀行登記	昭和25.12.15 法268号	日本輸出銀行法
156	日本輸出入銀行登記	昭和27. 4. 1 法66号	日本輸出入銀行法
157	地方公務員法第54条第1項の法人登記	昭和25.12.13 法261号	地方公務員法
158	商品取引所登記	昭和25. 8. 5 法239号	商品取引所法
159	港務局登記	昭和25. 5.31 法218号	港湾法
160	社会福祉法人登記	昭和26. 3.29 法45号	社会福祉事業法
161	日本開発銀行登記	昭和26. 3.31 法109号	日本開発銀行法
162	信用金庫登記	昭和26. 6.15 法238号	信用金庫法
163	信用金庫連合会登記	同上	同上
164	私立学校振興会登記	昭和27. 3.27 法11号	私立学校振興会法
165	農業共済基金登記	昭和27. 6.20 法202号	農業共済基金法
166	日本電信電話公社登記	昭和27. 7.31 法250号	日本電信電話公社法
167	調整組合登記	昭和27. 8. 1 法249号	中小企業安定法
168	調整組合連合会登記	同上	同上
169	鉱害復旧事業団登記	昭和27. 8. 1 法295号	臨時石炭鉱害復旧法
170	日本赤十字社登記	昭和27. 8.14 法305号	日本赤十字社法
171	漁業信用基金協会登記	昭和27.12.27 法346号	中小漁業融資保証法
172	農林漁業金融公庫登記	昭和27.12.29 法355号	農林漁業金融公庫法
173	酒類業組合登記 (酒造組合, 酒販組合)	昭和28. 2.28 法7号	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考	番号
				143
				144
				145
				146
				147
				148
廃止	昭和27. 3.31 法42号	連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律		149
				150
				151
				152
解散	昭和25.12.16 政355号	特別鉱害復旧公社解散令		153
				154
改称	昭和27. 4. 1 法66号	日本輸出銀行法の一部を改正する法律	「日本輸出入銀行」と改称	155
				156
				157
				158
				159
				160
				161
				162
				163
				164
				165
改称	昭和28. 8. 1 法140号	特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律	「中小企業安定法」と改称	166
同上	同上	同上	同上	167
				168
				169
				170
				171
				172
				173



番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
174	酒類業組合会登記 (酒造組合連合会, 酒販組合) 連合会	昭和28. 2.28 法 7号	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律
175	酒類業組合中央会登記 (酒造組合中央会, 酒販組合) 中央会	同 上	同 上
176	開拓融資保証協会登記 (都道府県開拓融資保証協会) 中央開拓融資保証協会	昭和28. 7.30 法 91号	開拓融資保証法
177	塩業組合登記 (地区塩業組合, 塩業組合連 合会, 塩業組合中央会)	昭和28. 7.31 法107号	塩業組合法
178	中小企業金融公庫登記	昭和28. 8. 1 法138号	中小企業金融公庫法
179	商工会議所登記	昭和28. 8. 1 法143号	商工会議所法
180	日本商工会議所登記	同 上	同 上
181	信用保証協会登記	昭和28. 8.10 法196号	信用保証協会法
182	労働金庫登記	昭和28. 8.17 法227号	労働金庫法
183	労働金庫連合会登記	同 上	同 上
184	社会福祉事業振興会登記	昭和28. 8.19 法240号	社会福祉事業振興会法
185	私立学校教職員共済組合登記	昭和28. 8.21 法245号	私立学校教職員共済組 合法
186	輸出水産業組合登記	昭和29. 6. 2 法154号	輸出水産業の振興に関 する法律
187	日本中央競馬会登記	昭和29. 7. 1 法205号	日本中央競馬会法

備 考

- 1 本調査は現在のものだけでなく廃止又は改称されたものも経過を示すため掲載した。
- 2 「根拠の法令名」欄に(ポ)を付けた法令は「ポツタム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」に基く法令を示す。
- 3 本調査は短期間になされたため、或は誤謬があるかもしれないが、将来誤謬発見の際は補正することとしたい。

廃止 その他	廃止等の根拠の法令公 布の年月日及び番号	根拠の法令名	備 考	番号
				174
				175
				176
				177
				178
				179
				180
				181
				182
				183
				184
				185
				186
				187



登記の総数果年比較

種別 年次	登記総数		甲						乙		登録税及び 手数料額
	件数	箇数	不動産及び船舶登記		農業用動産抵当登記		商業登記		その他の 登記件数	乙号 謄本、抄本、 閲覧、証明 等の請求の 件数	
			件数	箇数	件数	箇数	件数	箇数			
昭和29年	18,179,760	15,050,197	5,954,490	15,040,118	8,109	10,079	358,991	157,949	11,700,221	12,887,505,643.00	
昭和28年	15,121,982	14,201,607	5,329,080	14,186,971	11,116	14,636	385,257	218,479	9,178,050	11,321,916,521.00	
昭和27年	12,518,602	14,031,535	4,840,739	14,022,631	7,603	8,904	365,326	191,391	7,113,543	8,773,160,486.00	
昭和26年	10,219,857	14,187,124	4,444,936	14,180,952	5,134	6,172	456,934	142,076	5,170,777	1,071,333,058.00	
昭和25年	9,344,976	48,026,290	6,949,054	48,019,044	5,943	7,246	276,113	148,435	1,965,431	4,343,690,375.00	
昭和24年	5,064,029	24,284,203	3,392,890	24,273,527	8,911	10,676	275,236	148,145	1,238,846	2,776,713,079.00	
昭和23年	4,548,435	10,266,872	2,823,301	10,264,053	2,424	2,819	309,943	399,538	1,013,229	1,913,455,569.04	
昭和22年	4,603,837	13,266,665	3,278,878	13,263,654	2,374	3,011	274,267	163,318	885,000	628,903,077.33	
昭和21年	4,547,373	13,771,158	3,428,897	13,766,223	4,170	4,935	207,389	188,723	718,194	190,027,583.09	
昭和18年	4,908,797	11,141,496	3,036,156	11,131,860	8,193	9,636	192,487	225,833	1,446,128	104,348,394.83	

註 本表中甲号とあるのは登記の申請又は官公署の囑託による登記であり、乙号とあるのは登記簿の謄本、抄本、閲覧、登記事項に変更のないこと又は或る事項の登記のないこと若しくは登記簿の謄本、抄本の記載事項に変更がないことの証明及び印鑑証明の請求数をいう。

箇数とあるのは不動産登記については、土地は筆数、建物は棟数、立木は集団数、船舶は艘数をいう。又農業用動産抵当登記は農業用機械については箇数、牛、馬は頭数、漁船は隻数である。

その他の登記とあるのは商業登記以外の各種組合その他の法人の登記をいう。

法務図書館(国立国会図書館支部法務図書館)

参照 法務省組織令(昭27.8.30.政令第384号)第4条第2号,同第3号  
法務省組織規程(昭27.8.30.法務省令第18号)第6条第2項,第8条  
国立国会図書館法(昭23.2.9.法律第5号)第3条  
国立国会図書館組織規程(昭23.8.26.官報)第1条,第9条の2  
国立国会図書館法の規程により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭24.5.24.法律第101号)

目的 法務省のため、部内職員に対し、その所掌事務に関して、十分な図書館奉仕を提供すると共に、国立国会図書館支部図書館として、支部図書館組織の線に沿う図書館奉仕にも当る。

沿革 当館は、昭和3年、当時の司法省官房調査課に、司法部職員の調査研究に資するため、「司法研究室」が設置せられ、これに当時同省所属の明治初年以來の収集にかかる立法資料その他図書館資料をあげて収蔵し、本格的図書館施設として、同年9月業務を開始したものに始まる。当時の司法研究室内規第1条によれば、「司法研究室ハ司法大臣官房調査課ニ屬シ司法省所属ノ図書、立法資料、特殊記録及民刑参考品ノ管理ニ関スル事務ヲ司ル」となっている。調査課は昭和12年7月調査部に昇格したが、昭和17年11月戦争のため廃止されたので、「司法研究室」は、司法研究所の所管に移され、更に司法研究所も戦争の影響により、昭和18年11月廃止されたので、「司法研究室」は、大臣官房秘書課に属せしめられ、戦争終結後、昭和21年6月調査課の復活と共に再びその所属となった。昭和23年2月15日司法省を廃止して、法務庁が設置せられるにおよび、「司法研究室」はそのまま、同庁資料統計局資料課の所管に属せしめられたが、これとは別に、同年2月、昭和23年法律第5号国立国会図書館法の制定により、国立国会図書館が設立せられ、同年8月同法第20条の規定により、行政・司法各官庁ごとに支部図書館が設置せられるに至つて、「司法研究室」はまた、同法に基く法務庁における国立国会図書館支部図書館ともなり、その名を「法務図書館」と改め、その所掌業務も、従来の如く、単に部内に対する図書館奉仕をなすのみに止まらず、また、ひろく、国立国会図書館機構の一環として、その支部組織の線に沿う図書館奉仕にも及ぶこととなつた。その後、昭和24年6月1日法務庁設置法の一部改正により、法務庁は法務府と改められ、府内に法制意見第四局資料課が設置せられるにおよび、法務図書館はその所管に属せしめられたが、同27年8月の行政機構改革による法務府の廃止及び法務省の設置に伴い、同省官房調査課の所管に属せしめられて今日に至っている。

なお、昭和28年3月26日法務省令第19号をもつて、法務省組織規程第6条及び第8条の改正が行われ、法務省機構における法務図書館の設置が形式的にも明確なものとなつた。

業務の内容 主として、法律関係文献の収集、整備、閲覧、貸出及び考査等の図書館業務であつて、その内容はおよそ次の通りである。

1. 収集業務 (イ) 図書館資料の運定、収集及び受入 (ロ) 法律関係図書資料の国内



及び国際交換

2. 整理業務 (イ) 図書資料の分類及び請求表号の決定 (ロ) 基本カード目録及び閲覧カード目録(3種)の作成並びにその配列による基本目録及び閲覧目録の編成 (ハ) 印刷目録及び図書月報の編集
3. 管理業務 (イ) 蔵書の保管並びに書庫及び閲覧室その他館内施設の整備 (ロ) 館内閲覧及び館外貸出業務
4. 考査業務 (イ) 図書資料に関する調査回答, 資料紹介その他利用者に対する通報等調査援助 (ロ) 考査目録, 特別索引の整備並びに編さん (ハ) 図書館資料の相互貸借その他国立国会図書館本館並びに各支部図書館等との業務連絡

蔵書 和洋の法律図書資料を中心とした収集であつて, 法律に関連ある限り, 政治, 経済, 社会, 労働等にもわたる図書館資料を含む。その収集の主要旨部分は, 内外の法令集, 判例集, 基本的註釈書, 立法資料並びに法律専門雑誌である。総蔵書数は昭和29年末において225,909冊となつており, その種別は次の通りである。

図書資料数 昭和29年12月末現在(雑誌を含む)

和 書		洋 書	
分類別	冊数	分類別	冊数
0 総記	8,829	0 General works	1,172
1 哲学	3,161	1 Philosophy	1,391
2 歴史	4,133	2 Religion	80
3 社会科学	128,634	3 Social Sciences	69,583
4 自然科学	1,017	4 Philology	275
5 工業	1,167	5 Pure Science	105
6 産業	2,388	6 Useful Arts	192
7 芸術	258	7 Fine Arts	12
8 語学	764	8 Literature	143
9 文学	2,309	9 History	296
計	152,660	計	73,249
合計		225,909冊	

職員 専任9(但し昭和24・5・24法律第101号による専任は6名), 兼任4, 計13名(館長, 事務官10, 雇2)

予算 昭和29年度予算額(国立国会図書館支部庁費)は総額456,000円, 内訳 図書購入費400,000円, 消耗品費28,000円, 通信運搬費28,000円である。

施設 次の諸施設を備える。

- 1 書庫 12室 (一階3室, 二階2室, 三階7室, 延146坪)
- 2 閲覧室 5室 (二階, 各10坪, 延50坪) 各室共座席8, 計40席を設け, また各室それぞれ開架式書架を設けて, これに法令集, 判例集等を備え, 自由に検索閲覧せしめる。
- 3 目録室 1室 (二階, 10坪) 次の閲覧用カード目録約50万枚並びに各種の冊子目録等を備える。

(1) カード目録 和洋とも各々分類, 著者名, 書名の3種, 次の配列によつて編成される。

a 和書の部 (イ) 著者名分類目録(各分類項目内において, 著者名を標目とし, そのアルファベット順に配列する。分類は, カッターの展開式分類法を応用した独自の分類法によつて一図書館備付の分類表又は刊行の冊子目録添付の分類表参照。 (ロ) 著者名総合目録(著者名を標目とし, 分類に関係なく, そのアルファベット順に配列する) (ハ) 書名総合目録(書名を標目としそのアルファベット順に配列する)。

b 洋書の部 (イ) 著者名分類目録(各分類項目内において, 著者名を標目とし, そのアルファベット順に配列する。但し内法律の部門のみは, 米英, 独, 仏, 伊及びその他の五部門に分ける) (ロ) 著者名総合目録(著者名を標目とし, 分類に関係なく, 米英, 独, 仏, 伊及びその他の五部門に分け, そのアルファベット順に配列する) (ハ) 書名総合目録(書名を標目とし, 分類に関係なく, 法律書については, 米英, 独, 仏, 伊及びその他の五部門に分け, そのアルファベット順に配列する。法律書以外のものについては, 用いてある国語にかかわらず, そのアルファベット順に配列する。 (ニ) 新収洋書目録(以上とは別個に, 新収洋書目録を設け, これに暫定的に著者名総合及び書名総合カード目録を収める)

c 雑誌の部 和洋雑誌記事索引カード目録(和洋の雑誌記事につき, 事項別及び執筆者別に各分類したカードを収める)

なお, 以上各種カードの内には, 青色カードをもつて, 互にに関連するものにつき, 周到な参照の便を計つている。

(2) 冊子目録 次の印刷目録を備える, (イ) 和漢区書目録(昭11刊) (ロ) 和漢区書目録追録1(昭24刊) (ハ) 欧文区書目録(昭11刊) (ニ) 同追録1(昭13刊) (ホ) 同追録2(昭16刊) (ヘ) 同追録3(昭26刊) (ト) 区書月報第1巻(昭25刊) ~第5巻(昭29刊) (チ) 法律雑誌記事索引第1号(昭20~26, 昭27刊), 同第2号(昭27・28, 昭29刊) (リ) その他国立国会図書館, 各支部図書館, 各大学, 団体等が刊行した蔵書冊子目録。

(3) 法律辞典のほか和洋各種百科辞典, その他辞書類

- 4 出納室 (二階, 10坪) 新着図書(和書のみ)を一時陳列して, 閲覧者の便を図る設備を附置する。
- 5 館長室 1室 (三階, 10坪)



- 6 事務室 1室 (一階, 25坪)
- 7 消毒室 1室 (二階, SK式図書消毒機1台)

なお、本年7月閲覧室の照明施設の改善を行い、従来のスタンド机上照明式に代えて天井懸垂式けい光燈を採用し、閲覧者の便を図った。

### 業務実施の概況

前述の如く当館の業務は、収集、整理、管理及び考査の四系列に分れるが、これに対応して各業務毎に係をおき計4係をもつて処理する。次に各業務につき年度中における実績の主なものをあげれば次のとおりである。

#### 1 収集業務

資料別	受入別	和漢図書資料			欧文図書資料				合計
		購入	受贈	計	購入	受贈	国際交換	計	
図書	29年	1,137	1,038	2,175	447	62	24	527	2,702冊
	28年	1,684	1,100	2,784	533	89	28	650	3,434冊
	27年	2,075	1,392	3,467	432	345	71	848	4,315冊
雑誌 (定期刊行物)	29年	647	810	1,457	142	6	91	239	1,696種
	28年	673	875	1,548	100	23	85	208	1,756種
	27年	676	786	1,462	52	14	108	174	1,636種

図書資料の収集にあたっては、いうまでもなく常に法律専門図書館としての使命にかんがみ、且つ法務省全般の業務に目安をおく。特に、戦後の情勢のため、需要の激増した米英法律図書資料、とくにその新刊書は引続き著しい充実をみており、また従来刊行事情等のためとかく入手困難であつた独、仏、伊等大陸法系の法律関係新刊図書資料も近時諸情勢が落ち着いてきたのに伴いこれまた急速に充実の度を加えてきている。また戦時中の空白等によつて結果された一部の定期刊行物のバックナンバーの欠号等の整備作業も、前年来からの引続いての努力によつて、これまた逐次その緒についており、例えば United States Reports の欠号は本年末にいたり交換によつてその全部を補充しえて、これによりこの判例集は第1巻より最新刊まで(1953年版)全部もれなく収蔵しえた。

また、収集業務の一態様として、ここ数年来恒常化している対米図書国際交換業務がある。本年も引続きこのルートによつて、ハーバード大学図書館外約14箇所の米国著名大学図書館等と、法律関係図書資料並びに資料に関する情報の交換を行い、上述一例の如く、多数の米国法令集、判例集、基本的参考書、政府刊行物、法律雑誌等が

到着した。このうち、法律雑誌の種別内訳は次の通りであるが、これらはいずれも昭和24年この交換開始当初より引続き送付を受けているものである。

Harvard Law Review, Northwestern University Law Review, Journal of Air Law and Commerce, Journal of Criminal Law and Criminology, American Bar Association Journal, American Journal of International Law, Washington Law Review and State Bar Journal, Law Library Journal, Yale Law Journal, Michigan Law Review, Ohio State Law Review, Law and Contemporary Problems, Columbia Law Review, U. C. L. A. Law Review, Stanford Law Review, Miami Law Quarterly, Bulletin of the New York Public Library, Index to Regal Periodicals, Current Index to Legal Periodicals.

なお、以上の収集の全部は逐次図書月報に収載し部内及び関係諸機関に速報した。

#### 2 整理業務

図書資料整理冊数 昭和29年1月~12月 1箇年分

和漢図書資料				欧文図書資料			
分類別	図書	定期刊行物	計	分類別	図書	定期刊行物	計
0 総記	103	326	429	0 General works	25	240	265
1 哲学	26	9	35	1 Philosophy	—	—	—
2 歴史	85	14	99	2 Religion	—	—	—
3 社会科学	2,333	3,067	5,400	3 Social Sciences	361	389	750
4 自然科学	12	—	12	4 Philology	5	—	5
5 工業	13	13	26	5 Pure Science	—	—	—
6 産業	25	36	61	6 Useful Arts	1	—	1
7 芸術	7	—	7	7 Fine Arts	—	—	—
8 語学	22	—	22	8 Literature	—	—	—
9 文学	63	12	75	9 History	5	—	5
計	2,689	3,477	6,166	計	397	629	1,026
合計	図書 3,086冊			定期刊行物 4,106冊			

#### 3 管理業務 利用者数及び利用図書状況は次の通りである。



図書資料の閲覧及び館外貸出 昭和29年1月から12月末迄

			1箇年総数	1箇月平均数	1日平均
和漢図書資料	館内覧	人員	8,891人	741人	30人
		図書数	13,777冊	1,148冊	46冊
	館外貸	人員	2,966人	231人	10人
		図書数	6,313冊	526冊	21冊
欧文図書資料	館内覧	人員	648人	54人	3人
		図書数	1,478冊	123冊	5冊
	館外貸	人員	367人	31人	2人
		図書数	747冊	62冊	3冊

利用者の階層は、ほぼ法務省職員 60.8%，裁判所職員 29.2%，弁護士その他 10%となつている。なお、図書閲覧票については、白券 1,165枚、赤券 630枚の発行をみている。

4 考査業務

- (1) 図書資料に関する問合せに対する調査回答数は 1,112 件。
- (2) 新収図書資料その他の通報については次の通りの結果をえた。

書名	大きさ	頁数	刊行月日	備考
法務図書館図書月報第4巻第3-5号合併号(昭和28年5月-10月受入分)	B5	196	29.1	活版加入式
" 第5巻第1号 (昭和28年11月-29年7月受入分)	"	123	29.10	活版
" 第5巻第2号 (昭和29年8.9月受入分)	"	39	29.11	"
法律関係雑誌記事索引第2号 昭27・28年(レファレンス・シリーズ第5号)	"	282	29.5	"
法律専門図書館総合目録第1集加除式法令集の部	"	43	29.8	謄写

なお、当館の分類法では、米英法律図書の分類にはなお十分でないので、本年に入つては、一先ず、最も複雑でまた最も利用度の多い B 140～B 195 の洋書(普通法、民商法、民訴、刑訴、刑法関係の所蔵図書)につき、これを件名により利用することを企て、その件名分類による基本カードを整備中であつたが、一応まとまつたので、これを冊子目録として近く印刷刊行し利用者の使に供する予定である(昭和30年5月冊子目録完成)。この企ては今後なお一般法律学、憲法、行政法、国際法、社会、経済法等にも逐次及ぼして全般的な件名目録に仕上げたい意向である。

- (3) 国立国会図書館本館並びに各支部図書館との連絡業務。
  - a 原則として月1回中央館において開催される支部図書館連絡協議会に出席、支部図書館業務運営に関する施策の策定、協議に参加した。(この協議会は昭和24年12月1日規約の制定により、各支部図書館及び中央館の有機的な連絡を保持

して図書館奉仕の改善を図る目的をもつて設定されたものである)。

- b 毎月業務総計を作成、中央館に提出報告した。
- c 国立国会図書館法第17条第2号の規定による中央館並びに各支部図書館との間の図書相互貸借数は、貸出 477 冊、借受 57 冊となつている。
- d 国立国会図書館法第24条の規定による、当館を経て中央館へ納入された資料は 30 種 1359 冊であつた。

業務に関係ある法規・指示等について

- 1 当館の利用については、昭和25年4月1日当館において定めた国立国会図書館支部法務図書館利用規程がある。これによれば、当館の図書の閲覧は、当館発行の図書閲覧票によらなければならない。閲覧票は法務省及び裁判所所属の職員、及び館長が特に必要と認めた者に対して発行する。図書の帯出は白券所持者に限り、原則として1人5冊以内、期間は2週間以内とする。(規程第2条、第3条、第5条、第9条)。
- 2 図書館資料の相互貸借について。(イ) 国立国会図書館法第17条第2号の規定に基づき、国の図書資料は行政及び司法の各部門等のいかなる職員でも利用することができることとなつており、これに関する手続の細則は、国立国会図書館制定の中央館並びに支部図書館相互間における図書貸出暫定方法(昭23.12.24施行)にその定めがある。(ロ) なお、専門図書館協議会参加の各機関に対しては、(註. 専門図書館協議会とは、支部図書館を主とする官庁図書館と、地方議会の図書室及び民間の各種団体、調査研究機関その他の図書館の間の連けいを保ち、これら業務の発展向上に資する目的のものとし、昭和27年4月1日規約制定により発足した)別に、専門図書館協議会に対する図書貸出要綱(昭27.3.26制定)の定めがある。
- 3 出版物納入について。国立国会図書館法第24条の規定に基づき、国の諸機関は、その刊行物を、所定の部数(発行部数が500部以上のときは原則として30部、500部未満のときは発行部数の一割、但し30部を超えない部数)を国立国会図書館に納入しなければならない。而して行政司法各部門で、支部図書館の置かれている省庁等においては、その当該支部図書館を通じて納入することとなつている。

(参照 昭24.7.5. 国立国会図書館規程第3号 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程、昭和23.9.9. 国図9第11号の2、館長発、各省庁長官宛依頼)



## 二 経理部

法務省設置法第3条第2項、第5条第2項  
法務省組織令第1条第2項、第6条～第8条  
法務省組織規程第6条の2、第8条

### 業務の内容

経理部の所掌事務は次のとおりであつて、管理課、主計課及び営繕課の3課を置き、それぞれ法務省組織令に定める事務を分担処理している。

- 1 法務本省並びに所管各庁の収入及び経費の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
- 2 法務本省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
- 3 職員共済組合、その他職員の厚生に関する事項
- 4 営繕に関する事項

### 業務の実施状況

昭和29年度中における実施業務の主なるものは次のとおりである。

#### 1 昭和30年度予算の編成

昭和29年6月中旬より編成準備に着手し、30年4月中旬にその事務的折衝を完了、昭和30年度予算として第22回国会（特別会）に提出され、6月8日政府原案を修正可決され、7月1日参議院において衆議院廻付どおり可決成立した。

#### 2 昭和29年度補正予算

補正予算は第1号が第20回国会（臨時会）に提出され、衆議院昭和29年12月4日、参議院12月6日それぞれ可決された。なお、当省に関係あるものは、

- (1) 行政整理に伴う退官退職手当増額
  - (2) 既定経費の節約に伴う減額
- 等である。

#### 3 予備費使用

- (1) 昭和29年5月11日青森地方法務局今別出張所火災焼失による災害復旧に必要な経費として1,845,000円
- (2) 昭和29年4月17日より7月3日に至る間、九州、北海道、東北地方の水害等災害による復旧に必要な経費として8,057,000円
- (3) 昭和30年2月に行われた衆議院議員総選挙の厳正適切な検査を行うために必要な経費として21,941,000円
- (4) 国を当事者とする民事事件、一般行政事件、税務事件等訴訟事件の増加に伴う既定経費の不足を補うために必要な経費として1,877,000円
- (5) 登記及び台帳事務の増加に伴う既定経費の不足を補うために必要な経費として23,884,000円
- (6) 町村合併促進法の施行に伴い登記、戸籍管轄の変更、移送及び登記簿、台帳記載事

項の整理等を実施するために必要な経費として6,417,000円

(7) 特別刑事事件等検察事務の増加に伴う既定経費の不足を補うために必要な経費として45,800,000円

(8) 昭和29年9月の第15号台風等により、災害をうけた法務省施設を復旧するために必要な経費として33,455,000円

以上予備費合計143,276,000円を使用することとなり、それぞれ所要の手續をとつた。

#### 4 予算移替

奄美群島の復帰に伴う善後処理に関し、諸般の施策を講ずるために必要な経費として、昭和29年度一般会計予算総則第18条の規定により大蔵省所管から31,254,000円を移替えた。

### 昭和29年度営繕工事实施大綱

#### 1 法務本省

昭和25年度より継続して実施した本省合同庁舎2,052坪（地下共7階建）は、本年度をもつて完成した。

#### 2 検察庁

小倉地方法務合同庁舎3,099坪（小倉支部検察庁、同拘留所の合同庁舎地下共6階建）の新営に着手した。

#### 3 法務局

前年度より引続き神戸地方法務合同庁舎の継続工事と、島原支局並びに曾根、百石両出張所の新営を実施し完成した。

#### 4 拘留所、刑務所、少年刑務所

28年度に引続き施設の跛行状態の是正と老朽施設の増改築、並びに整備を実施した。移転新設は大分外2刑務所（須坂、福島）であり、施設を増改築、整備したものは、札幌外17刑務所である。

#### 5 少年院

前年度に引続き神奈川外6少年院（奈良、大分、盛岡、岡山、千歳、松山）の継続工事を実施した。この中千歳、松山両少年院は本年度をもつて完成した。

#### 6 公安調査庁

岐阜、高知両地方公安調査局の新営工事を実施し完成した。

#### 7 その他

広島拘留所外10ヶ所の浄化槽の新設と甲府刑務所外5ヶ所の気罐の新設を実施し完成した。



## (2) 民事局

法務省設置法第3条,第6条  
法務省組織令第9条~第15条  
法務省組織規程第8条

### 業務内容

民事局は次の事務を掌っている。

- (一) 国籍に関する事項
- (二) 戸籍に関する事項
- (三) 住民登録に関する事項
- (四) 登記に関する事項
- (五) 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- (六) 供託に関する事項
- (七) 公証に関する事項
- (八) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- (九) 民事に関する法令案の作成に関する事項
- (十) 民事に関するもので他の所管に属しないもの

以上の各事務は、民事局に置かれている第一課から第五課まで及び参事官室において、それぞれ掌っており、その概要（詳述は各課の項に譲る）を説明すれば、次のとおりである。

#### (イ) 国籍に関する事項

第五課において掌っている。

この事務は、国籍関係法令の企画、調査、立案及び外国人の帰化、日本国籍の離脱等国籍の得喪に関するものその他国籍関係の証明並びに法務局及び地方法務局が分掌している国籍事務に対する指導監督に関する事務である。

#### (ロ) 戸籍に関する事項

第二課において掌っている。

この事務は、戸籍関係法令の企画、調査、立案及び戸籍に関係の建議、陳情に対する処理の事務並びに法務局及び地方法務局が行っている全国市町村における戸籍事務の指導、監督事務に対する総合的監督、指導に関する事務である。

#### (ハ) 住民登録に関する事項

第二課において掌っている。

この事務は、住民登録関係法令の企画、調査、立案及び建議、陳情に対する処理の事務並びに法務局及び地方法務局が行っている全国市町村における住民登録事務の育成指導に関する事務並びに勧告及び助言関係の事務に対する総合的監督、指導に関する事務である。

#### (ニ) 登記に関する事項

第三課及び第四課において掌っている。

第三課関係のこの事務は、不動産登記、立木登記及び船舶登記等（第四課の所掌分を除く）の関係法令の企画、調査、立案並びに法務局及び地方法務局が掌っているこれら実務に対する指導、監督に関する事務である。

第四課関係のこの事務は、商業登記、法人登記等の関係法令の企画、調査、立案並びに法務局及び地方法務局が掌っているこれらの実務に対する指導、監督に関する事務である。

#### (ホ) 土地台帳及び家屋台帳に関する事項

第三課において掌っている。

この事務は、土地台帳及び家屋台帳関係法令の企画、調査、立案並びに法務局及び地方法務局が掌っているこれらの登録の事務の指導、監督に関する事務である。

#### (ヘ) 供託に関する事項

第四課において掌っている。

この事務は、供託関係法令の企画、調査、立案並びに法務局及び地方法務局が掌っているこれらの金銭又は有価証券の供託事務の指導、監督の事務である。

#### (ロ) 公証に関する事項

第一課において掌っている。

この事務は、公証人関係法令の企画、調査、立案並びに法務局及び地方法務局の公証事務に対する指導、監督に関する総合的指導、監督の事務である。

#### (ハ) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

第三課において掌っている。

この事務は、司法書士及び土地家屋調査士関係法令の企画、調査、立案並びに司法書士法、土地家屋調査士法の運用上の訓令、通達、回答に関する事務である。

#### (ニ) 民事に関する法令案の作成に関する事項

#### (ホ) 民事に関するもので他の所管に属しないもの

参事官室及び各課において掌っている。

参事官室関係のこの事務は、民事に関する重要な法令案及び条約案、協定案等の調査、審議、立案並びに重要法令の疑義、解釈の回示等の事務である。

各課関係のこの事務は、一般民事関係諸法令の調査、立案の外、文教、厚生、外事、農林、財政、金融、通商産業、労働、運輸及び通信等に関する民事関係法令の立案について各省の協議に応じてこれに協力し、その運営に関する諸問題について、また同様に協議、協力する。

### 業務の実務状況

昭和29年中における民事局所管業務の実施状況のうち主なるものを掲げれば次のとおりである。

- (イ) 社会福祉事業振興会法（昭和28年法律第240号）の施行に伴い、社会福祉事業振興会の登記について定める必要があるので、4月1日政令第70号をもつて制定公布された「社会福祉事業振興会登記令」の企画立案をした。



- (ウ) 最近の経済事情等から見て、登記、土地台帳、家屋台帳及び抵当証券の手数料を増額する等の必要があるので、4月20日政令第81号をもつて制定公布された「登記手数料令等の一部を改正する政令」の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方方法務局に対する指導監督を行った。
- (ク) 日本製鉄株式会社法廃止法の施行後の情勢の変化にかんがみ、八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の社債等に対する一般担保の制度に関する同法附則第5項及び第6項の規定を改正する必要があるので、4月24日法律第73号をもつて制定公布された「日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律」に関して通商産業省の合議を受け審議立案に参画した。
- (ケ) 消費生活協同組合の健全な発達を促すため、消費生活協同組合に対する監督助長等について改善を図る必要から、4月30日法律第81号をもつて制定公布された「消費生活協同組合法の一部を改正する法律」の民事に関する事項に関して厚生省の合議を受け審議立案に参画した。
- (コ) 建設機械に関する動産信用の増進により、建設工事の機械化の促進を図るため、建設機械の抵当制度を確立する等の必要から、5月15日法律第97号をもつて制定公布された「建設機械抵当法」に関して建設省及び運輸省と合議の上企画立案をし、かつ本法の施行に伴い、建設機械低当登記事務の取扱方について法務局、地方方法務局に対し指導監督を行った。
- (カ) 利息制限法の施行後の経済情勢の変遷にかんがみ、金銭を目的とする消費貸借上の利息の制限を調整する等の必要から、5月15日法律第100号をもつて制定公布された「利息制限法」の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方方法務局に対する指導監督を行った。
- (キ) 株式会社以外の法人についての再評価積立金の資本への組入の方法及び手続等について必要な事項を定める必要から、5月17日法律第110号をもつて制定公布された「株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律」に関して大蔵省と合議の上審議立案に参画した。
- (ク) 都市計画区域内において、公共施設を整備改善し、及び宅地の利用を増進するため、土地区画整理事業について必要な事項を定め、もつて健全な市街地の造成を図る必要から、5月20日法律第119号をもつて制定公布された「土地区画整理法」の民事に関する事項に関する事項に関して建設省の合議を受け審議立案に参画し、なお本法の施行に関して法務局、地方方法務局に対し、指導監督を行った。
- (ケ) 土地区画整理法の施行に伴い、関係諸法令の改廃を行い、かつ、既存の土地区画整理及び土地区画整理組合の切換又は整理をする必要から、5月20日法律第120号をもつて制定公布された「土地区画整理法施行法」の民事に関する事項に関して建設省の合議を受け審議立案に参画した。
- (コ) 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の失効に伴い、民事上告手続等に関し改正を加える必要から、5月27日法律第127号をもつて制定公布された「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の企画立案をした。

- (ク) 最近の物価の状況等にかんがみ、民事訴訟の書類に貼用すべき印紙の額の算定基準を改める等の必要から、5月27日法律第128号をもつて制定公布された「民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律」の企画立案をした。
- (ケ) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う民事特別法の適用に関し所要の措置を講ずる必要から、6月1日法律第150号をもつて制定公布された「国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律」の企画立案をした。
- (コ) 仮勘定のある特別経理株式会社について、再建整備の最終的処理を促進するため、資産処分を急速に完了せしめ、一定期日における仮勘定利益の分配を行わせるとともに仮勘定を閉鎖する途をひろく等の措置を講ずる必要から、6月15日法律第183号をもつて制定公布された「企業再建整備法の一部を改正する法律」の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画し、なお、本法の施行に関して法務局、地方方法務局に対し指導監督を行った。
- (カ) 企業再建整備法の一部改正に伴い、決定整備計画の実行を完了した特別経理会社の仮勘定監理人の選任の時期、方法等について規定を設ける必要から、6月15日政令第142号をもつて制定公布された「企業再建整備法施行令の一部を改正する政令」の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。
- (キ) 地方公務員法の精神にのっとり、市町村職員の福祉の増進を図るため、市町村職員共済組合を設置する必要から、7月1日法律第204号をもつて制定公布された「市町村職員共済組合法」の民事に関する事項に関して自治庁の合議を受け審議立案に参画した。
- (ク) 供託物の還付及び取戻の手続については、法務大臣限りで定めるものとするのが相当と認められるので、従来供託物の還付及び取戻に関し一部の手続を定める勅令を廃止する必要から、8月30日政令第252号をもつて制定公布された「供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ関スル件を廃止する政令」の企画立案及びこれが施行について法務局、地方方法務局に対する指導監督を行った。
- (ケ) 日本中央競馬会法の規定により設立される日本中央競馬会の設立等の登記について必要な事項を定める必要から、9月1日政令第259号をもつて制定公布された「日本中央競馬会登記令」に関して農林省に合議の上企画立案をし、これが施行に伴い登記事務の取扱方に関し法務局、地方方法務局に対し指導監督を行った。
- (コ) 建設機械抵当法附則第1項の規定に基づき、同法の施行期日を定める必要から、11月13日政令第293号をもつて制定公布された「建設機械抵当法の施行期日を定める政令」に関して建設省の合議を受け審議立案に参画した。
- (カ) 建設機械抵当法の実施に伴い、建設機械の範囲並びに建設機械に対する打刻及び検認に関する事項等を定める必要から、11月13日政令第294号をもつて制定公布された「建設機械抵当法施行令」の民事に関する事項に関して建設省の合議を受け審議立案に参画した。
- (キ) 建設機械抵当法の施行に伴い、建設機械の登記に関し必要な事項を定める等の必要



から、12月6日政令第305号をもって制定公布された「建設機械登記令」の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行った。

(イ) 土地家屋調査士試験

土地家屋調査士法第5条第1項の規定に基づき、土地家屋調査士の試験が10月3日に全国の法務局及び地方法務局において行われることとなり、これが実施についての企画及び指導監督を行った。

今回の土地家屋調査士試験には、全国2,128名の受験者を数えた

(ロ) 第19、20、21回国会両院の請願、陳情について

第19、20、21回国会において衆議院及び参議院における請願並びに陳情のうち民事局関係の処理件数は次表のとおりである。

第19回国会

(衆議院)

	請 願	陳 情
法 務 局 関 係	41件	10件
民 法 関 係		1件
商 法 関 係		1件
戸 籍 関 係	2件	1件
解 散 団 体 関 係		1件
計	43件	14件

(参議院)

	請 願	陳 情
法 務 局 関 係	5件	4件
計	5件	4件

第20回国会

(両院ともなし)

第21回国会

(衆議院)

	請 願	陳 情
商 法 関 係		2件
民 事 訴 訟 法 関 係		1件
計		3件

(参議院なし)

以上は当局業務の主なるものの実施状況の概要であるが、その細部については各課の部に譲り、以下昭和29年中の民事局の主管に属する本省で開催した会同、事務打合せ及び各法務局単位に地方において開催した会同並びに研修その他の行事について概述する。

1 会同・事務打合せ関係

○ 法務局民事行政部長及び地方法務局長会同

2月4日から6日まで本省において3日間を会期として開催され、今次の行政整理に伴い法務局、地方法務局の事務の運営に関する事項を主たる議題として協議が進められ、本省側から事務能率向上の方法等について具体的に説明指示がなされ、専ら事務の簡素化について熱心に討議が行われ、かつ出張所の統合についても言及された。

○ 法務局、地方法務局登記課長事務打合せ

(福岡、仙台、静岡、長野、津の各法務局、地方法務局のみ)

昭和29年度における土地、建物等の登記簿の改製を実施する登記所を福岡、仙台、静岡、長野、津の各法務局、地方法務局管下の登記所と指定する予定のため、その実施に遺憾のないよう、3月18日本省に關係各庁の登記課長を招致し、標記打合せを開催し、指示及び協議を行った。

○ 地方法務局供託課長事務打合せ

(千葉、大津、富山、山口、鳥取、宮崎、函館の各地方法務局のみ)

7月1日から供託の現金取扱の事務を更に千葉、大津、富山、山口、鳥取、宮崎、函館の各地方法務局においても取扱うこととなるため、これが実施につき運営の万全を期する必要から、5月20日本省において標記打合せを開催し、指示及び協議を行った。

○ 法務局長会同

5月27日から29日まで3日間を会期として、本省において法務局長会同が開催された。今回は、法務局の事務運営に関して全般的の事項について協議が行われ、本省側からも民事法務、訟務、人権に亘って詳細説明指示があつた。

○ 法務局、地方法務局戸籍課長会同

10月5日及び6日両日に亘り本省において法務局、地方法務局戸籍課長会同が開催された。このたびの会同は、第7回全国連合戸籍事務協議会総会に各法務局、地方法務局戸籍課長が出席された機会に開催されたもので、主として次の事項について説明協議が行われた。

- (1) 法定届書以外の主要な届書の様式を定めることの可否について
- (2) 戸籍副本の保存方法の改善について
- (3) 帰化者の新戸籍編成について

○ 法務局長会同

11月11日及び12日の両日を会期として本省において法務局長会同が開催された。今回は、法務局の事務の内特に人事管理に関する事項及び経理事務の取扱方の管理等に重点が置かれ、これらの事項を中心として会議がなされ、本省側からの指示説明がなされ、各法務局長提出の問題について協議が行われた。

○ 法務局、地方法務局登記課長ブロック会同

登録税課税標準価格の認定の適正化及び土地台帳、家屋台帳事務取扱要領等に関する協議等を行うため、民事局から係官が出席し、それぞれ下記のとおり各地(各法務



局単位)において登記課長会同が開催された。民事局係官から事務の円滑適正なる運用を期するため指示をなし、各地登記課長から提出の問題について協議を行った。

法務局名	東 京	名 古 屋	広 島	福 岡	札 幌	仙 台	大 阪	高 松
期 日	7月 <sup>27</sup> <sub>28</sub> 日	8月 <sup>5</sup> <sub>6</sub> 日	8月 <sup>23</sup> <sub>24</sub> 日	8月 <sup>26</sup> <sub>27</sub> 日	10月 <sup>4</sup> <sub>5</sub> 日	10月 <sup>8</sup> <sub>9</sub> 日	10月 <sup>11</sup> <sub>12</sub> 日	10月 <sup>14</sup> <sub>15</sub> 日
開催地	甲 府	岐 阜	山 口	福 岡	札 幌	仙 台	大 津	高 松

なお、福岡法務局地区においては、鉦害賠償登録事件のある福岡、長崎、熊本の各会同員に対しては会期を1日延長の上前記会同終了後特に鉦害賠償登録令による登録事務取扱につき説明会を催し質疑応答をした。

○ 国籍事務調査指導打合会同

帰化事件の調査、その他国籍事務処理の適正、迅速及び統一を図るため、民事局から係官が出席し、それぞれ下記のとおり各法務局管内毎に戸籍課長会同を開催し、前記趣旨により民事局係官から説明指示をなし、会同員提出の問題について研究協議を行った。

法務局名	名 古 屋	大 阪	東 京	福 岡	広 島	高 松	仙 台	札 幌
期 日	4月 <sup>20</sup> <sub>21</sub> 日	4月 <sup>23</sup> <sub>24</sub> 日	5月 <sup>12</sup> <sub>13</sub> <sup>18</sup> <sub>19</sub> 日	6月 <sup>9</sup> <sub>10</sub> 日	7月 <sup>13</sup> <sub>14</sub> 日	7月 <sup>16</sup> <sub>17</sub> 日	8月 <sup>27</sup> <sub>28</sub> 日	8月 <sup>31</sup> <sub>9月1</sub> 日
開催地	名 古 屋	奈 良	浦 和 新 潟	福 岡	広 島	松 山	盛 岡	旭 川

○ 法務局、地方法務局登記課長事務打合会

(東京、大阪、福井、富山の各法務局、地方法務局のみ)

12月9日及び10日の両日を会期として建設機械抵当法の施行に基く、建設機械登記事務の円滑適正な運営を図るため早急に該登記事件の申請が予定されている法務局、地方法務局の登記課長を本省に招致し、建設省の係官の参列も煩し標記登記事務打合会が開催された。第1日目は、民事局係官から関係法令及び事務取扱上の諸問題について説明指示がなされ、その後質疑応答があり、第2日目は、東京都下小河内における建設機械の現地視察を実施し、現地において更に研究協議がなされた。

2 研 修 関 係

(中央研修)

法務局及び地方法務局職員の中央研修が法務研修所主催の下に、民事局を始め訟務局及び人権擁護局協力の上、下記のとおり実施された。

第10回中央研修

4月15日から同月28日までの14日間各法務局及び地方法務局から登記課長又は登記事務の監督指導の地位にある職員49名を研修員として招集し、登記事務に従事し指導

監督の地位にある幹部職員に必要な専門的知識の涵養並びに一般教養を修得させることを目的として民法(財産法、身分法)、商法、不動産登記、商業登記その他これに関連する必要な事項について講義及び指導等が行われた。

第11回中央研修

8月10日から同月23日までの14日間各法務局及び地方法務局の登記事務担当の中堅職員(係長級)49名を研修員として招集し、登記事務の遂行に必要な専門知識の涵養並びに一般教養を修得させることを目的とし、民法、商法、不動産登記、商業登記その他これに関連する必要な事項について講義及び指導等が行われた。

第12回中央研修

10月5日から同月13日までの9日間各法務局及び地方法務局の供託課長又は供託事務の監督指導の地位にある職員52名を研修員として招集し、供託事務に従事する職員に必要な専門的知識の涵養並びに一般教養を修得させることを目的とし、民法、民事訴訟法、有価証券法、供託法、供託実務その他これに関連する必要な事項について講義及び指導等が行われた。

(地方研修)

法務局及び地方法務局職員の第1回地方研修が法務局、地方法務局における新任事務官を対象として各法務局で下記のとおり実施された。

地 区	期 日	地 区	期 日
仙 台 法 務 局	10月13日~22日	大 阪 法 務 局	11月24日~12月3日
札 幌 "	10月20日~29日	高 松 "	同 上
広 島 "	11月4日~13日	東 京 "	12月1日~10日
名 古 屋 "	11月9日~18日	福 岡 "	12月6日~15日

3 そ の 他

○ 昭和29年中民事局において、下記のとおり海外における会議に出席及び視察調査のため外国出張があつた。

出 張 先	旅 行 時	用 務	出 張 者
イ ン ド	1 月	国際法律会議出席及び司法制度視察	平賀参事官
オ ラ ン ダ イ タ リ ヤ イ ギ リ ス フ ラ ン ス 西 ド イ ツ	3月~4月	オランダ国ヘーグで開催の国際私法会議出席及び各国の司法制度視察	石井参事官

○ 市区町村の戸籍吏員に対する法務大臣の表彰状の授与式

全国市区町村における戸籍事務担当者として、(一) 多年戸籍事務に従事してその成績優秀である吏員、(二) 戸籍及び住民登録事務の処理運営につき格別の熱意と積極性を有し、その創意工夫に基く功績が特に顕著である吏員に対し、法務大臣の表彰状が授与されることとなり、10月5日全国連合戸籍事務協議会第7回総会に先立ち同席上



において前記表彰状の授与式が行われ、市区町村戸籍事務担当の吏員149名に対し法務大臣からその表彰状及び記念品の授与が与われた。

○ 発受信文書数調

昭和29年中における民事局の文書の受付及び発送数を掲記すると、次のとおりである。

区 分 課 別	受 附			発 送					総 計
	文 書	電 報	計	甲文書	乙文書	丙文書	電 報	計	
第一課	6,796	953	7,749	113	4	124	1,143	1,384	9,133
第二課	1,511	111	1,622	91	2	307	50	450	2,072
第三課	2,990	199	3,189	182	42	309	100	633	3,822
第四課	822	29	851	68	5	165	25	263	1,114
第五課	5,896	90	5,986	1,541	2	2,917	72	4,532	10,518
参事官室	113	5	118	4	13	4	1	22	140
計	18,128	1,387	19,515	1,999	68	3,826	1,391	7,284	26,799

イ 第一課

法務省組織令第10条  
法務省組織規程第7条

業務内容

第一課においては、次の事務を取扱っている。

- (1) 法務局及び地方法務局に関する事項
- (2) 公証に関する事項
- (3) 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- (4) 民事局の所掌にかかる事項で他の課及び室の所掌に属しないもの

業務の実施状況

昭和29年中の所掌業務中主なものは、次のとおりである。

- 1 公証人の員数は昭和29年末全国を通じて229名で、前年に比し11名の増員となっている。

公証人のおかれていない地には、その管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に公証人の事務を行わせることになつており（公証人法第8条）、昭和29年末現在その数は29支局である。

当課においては公証事務に関し、訓令、通達、質疑に対する回答案を立案し、また公証人法その他関係法令の調査、立案の事務を処理している。

- 2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項として、そ

の企画、運営及び庶務に関する事務を掌理している（業務実施状況についてはそれぞれの項を参照のこと。）

- 3 法務局、地方法務局の一般的組織運営に関する企画、立案及び監督に関する事務として、9,077名に上る職員の適切な人事管理19億円に上る予算経理の能率的実施のため、調査、研究、立案、執行の面で官房人事課及び経理部に協力している。
- 4 以上のほか、登記、戸籍、公証の管轄区域の変更等の事務を掌理しており、本年度においては、町村合併に伴う上記管轄区域の変更及び庁名改称が多く、その法令（省令の一部改正）は124件に上り、そのうち庁名改称は支局1件、出張所51件であり、出張所の支局に昇格したもの1件であつた。
- 5 第一課においては、民事局全般の総括的事務及び庶務に関する事務を取り扱っている。即ち民事局各課の連絡、調整、予算要求、職員の進退、身分、給与、局長印・局印の管守等の事務を処理している。
- 6 民事月報の刊行

国籍、戸籍、住民登録、登記、台帳、供託、公証その他法務局、地方法務局における民事行政事務に関する関係新法令、訓令、通達、質疑回答、解説、論説、教養講座、随筆、参考資料等を掲載した民事月報（A列5番）を毎月刊行して、全国法務局、地方法務局及びその支局、出張所その他関係箇所に配付し事務の円滑な処理に資している。

ロ 第二課

法務省組織令第11条

業務内容

第二課においては次の事務を取り扱っている。

- (1) 戸籍に関する事項
- (2) 住民登録に関する事項
- (3) 文教及び厚生に関する民事に関する事項

業務の実施状況

- 1 戸籍に関する事項としては、戸籍関係法令の立案及び戸籍に関する建議、陳情に対する処理並びに全国市町村における戸籍事務の監督に関する総合的事務を取り扱っているが、戸籍事務の監督上必要な訓令通達の起案、法務局、地方法務局、支局又は市町村からの戸籍事務取扱に関する照会に対する回答の事務を処理している外、全国における各種の戸籍及び住民登録事務協議会の決議事項を調査し、その認否につき必要な指示をしている。参考として全国市町村における昭和29年度戸籍・住民登録事件の取扱件数を別表として末尾に掲げる。

- (1) 戸籍事務が法規に従い厳正に処理されるよう指導監督するため、全国の法務局、地方法務局の法務事務官を現地指導官として、市町村役場を巡回して実地について監督指導し、事務取扱の誤りを発見したときは、その都度適宜是正指導を行つているが、その際人口動態統計事務の取扱についても併せて指導している。なお本指導の結果は



毎月法務局，地方法務局及びその支局単位で報告を徴しこれに基づき適宜の指示を与えている。

(2) 戸籍事務の改善を図るため，民事行政審議会内に設置されている戸籍部会を開催し，戸籍の実務家を招致してその意見を聞き戸籍事務の改善に関する施策の参考としている。なお，同部会は住民登録その他戸籍に関連ある種々の事項についても必要な調査研究を行つている。本年度は，数回にわたつて開催されたが，同部会において審議された主な事項は，(イ) 現地指導官制度の運営について，(ロ) 戸籍副本の整備保存の改善について，(ハ) 住民登録事務の運用について 等であつた。

(3) 家事審判と戸籍事務との関連を円滑ならしめるためには，身分法の具体的適用について見解の調整を図る必要がある。そこで毎月1回法務省民事局，最高裁判所家庭局，東京家庭裁判所の三者において戸籍事務連絡協議会を開き，法規の解釈，取扱上の疑義につき種々打合せを行つている。

2 住民登録に関する事項としては，住民登録関係法令の立案及び住民登録に関する建議陳情に対する処理並びに全国市町村における住民登録事務の育成指導に関する事務を取り扱つているが，全国的に事務処理の統一を図るため必要な通達の起案，法務局，地方法務局，支局及び市町村からの住民登録事務取扱に関する照会に対する回答の事務を処理している。なお，別掲の戸籍・住民登録事件表のうち住民登録人口，世帯数は，各官公署等に十分利用されている。

(1) 本年は住民登録法施行2周年に当るので，同制度の趣旨徹底と一般国民の届出の励行を図るため広報連絡室とも協議の上，7月1日から7日までを「住民登録届出励行週間」と定め，ラジオ放送，ポスターの掲出，市町村の現地指導，調査を行つた。又各市町村においてもこの種広報活動を行つた。

(2) 住民登録と各種行政事務，特にその住所の認定について所要な通達，または必要な勧告及び助言を行つた事例が相当数に上つている。

3 文教及び厚生に関する事項としては，文部省及び厚生省における法令の立案又は解釈等につき，これらの省の協議をうけ，法令の審査，立案に参画し意見を回示している。

昭和29年度 戸籍・住民登録事件表

(自昭和29年4月1日 至昭和30年3月31日)

総括表 (全国計)

第1表 本籍・人口・世帯数 (昭和30年3月31日現在)

本籍数	本籍人口	住民登録人口	世帯数
21,386,888	91,163,250	89,955,483 内 男 44,198,552 女 45,756,931	18,465,811

第2表 届出事件数

(1) 戸籍関係

事項	本籍人届出数	非本籍人届出数	計	事項	本籍人届出数	非本籍人届出数	計
1 出生	1,786,681 (539,165)	554,479	2,341,160	13 入籍	63,931 (24,114)	3,165	67,096
2 認知	30,648 (13,115)	2,592	33,240	14 分籍	71,390 (23,809)	406	70,796
3 養子縁組	149,769 (59,084)	6,660	156,429	15 帰化	2,148 (96)	56	2,204
4 養子離縁	30,533 (11,492)	1,297	31,830	16 国籍喪失	6,694 (2,554)	16	6,710
5 婚姻	1,246,871 (589,064)	54,125	1,300,996	17 氏の変更	893 (93)	53	946
6 離婚	126,078 (53,799)	6,475	132,553	18 名の変更	8,343 (716)	454	8,797
7 親権，後見 後見監督， 保佐	47,323 (4,303)	2,377	49,700	19 転籍	237,813 (85,728)	1,146	238,959
8 死亡	742,707 (204,120)	207,773	950,478	20 就籍	8,755 (154)	56	8,711
9 失踪	1,713 (159)	151	1,764	21 訂正	234,939 (4,128)	905	235,844
10 復氏	9,106 (3,671)	307	9,413	22 その他	559,531 (3,038)	6,285	565,816
11 姻族関係 終了	1,732 (383)	230	1,962	23 計	5,367,600 (1,623,921)	849,015	6,216,615
12 相続人 除	195 (8)	6	201				

註 1 本籍人届出数のうち他市町村で受理し，送付された分は，内数として括弧内に掲載した。  
2 その他の欄には，上記以外の各届出件数を一括して掲記した。

(2) 住民登録関係

事項	届出数	事項	届出数
転入	3,945,060	国外移住	2,654
転居	1,454,643	その他	13,862
変更	489,330	計	6,005,925

第3表 処理事件数

戸籍関係		住民登録関係	
新戸籍編製	833,255	住民票職権記載	4,262,495
戸籍全部消除	253,386	住民票職権消除	2,560,013
違反通知	64,921	違反通知	30,133
戸籍の再製，補完	165,504	その他	15,652,492
その他	3,468,907	計	22,516,133
計	4,785,973		

註 その他の欄には，上記以外の事件数を一括して掲記した。



第4表 謄・抄本等件数

	戸籍関係	住民登録関係
件数	19,500,764 (1,123,447)	3,383,523 (144,516)
金額	552,823,657	105,923,826

註 1 謄本・抄本については、枚数をもつて件数とし、証明閲覧件数と一括して掲記した。

2 無料の件数は、その内数として括弧内に掲記した。

3 住民登録関係は、住民票、戸籍の附票について一括して掲記した。

第5表 職員数

戸籍事務担当者数		住民登録事務担当者	
内 兼任者	19,937 11,448	内 兼任者	17,939 13,594

第6表 市区町村数

市	区	町	村	計
480	82	1,812	3,607	5,981

第7表 住民登録事務及び戸籍事務を取扱う市区町村事務所（本庁・支所・出張所）数

住民登録事務を取扱う市町村事務所数	戸籍事務を取扱う市町村事務所数
10,792	10,283

### ハ 第三課

法務省組織令第12条

#### 業務内容

第三課においては、次の事務を取り扱っている。

- (1) 不動産登記その他の登記（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項
- (2) 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- (3) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- (4) 外事及び農林に関する民事に関する事項

#### 業務の実施状況

- 1 不動産登記その他の登記に関する事項としては、土地及び建物の登記、各種財団登記、立木登記、船舶登記、農業用動産抵当登記、建設機械抵当登記等について、関係法令の

調査立案、全国2086個所の登記所における登記事務の指導監督上必要な訓令、通達、回答及び関係官公庁その他からの照会に対する回答の起案、各地において開催される登記事務協議会決議事項の調査等の事務を処理し、更に登記事務の適正迅速化を図るため必要な企画調査等も行っている。

特記すべき事項としては、法令関係では、不動産登記法施行細則中改正省令等の一部を改正する省令（昭和29年法務省令第10号）を立案したが、改正の要点は、土地台帳謄本、土地異動通知書綴込帳及び船舶異動通知書綴込帳は法務大臣の許可を得て廃棄することとなつていたが、その規定を削り（不動産登記法施行細則中改正省令〔大正2年司法省令第15号〕附則第7条及び船舶登記取扱手続中改正省令〔大正2年司法省令第18号〕附則第4条）、今後は不動産登記法第24条及び船舶登記取扱手続第24条の規定により法務局長又は地方法務局長の認可を受ければ、廃棄してさしつかえないこととしたものである。

次に抵当証券法施行細則の一部を改正する省令（昭和29年法務省令第17号及び第41号）を立案したが、省令第17号による改正の要点は、近時登記所より抵当証券の一括交付を受け、一般大衆より資金を集めるための詐欺的手段に利用しようとする傾向があるので、抵当証券交付申請書には、抵当権が債権の全部の弁済を担保するに足ることを証する書面を添付しなければならないこと及び証券用紙中に「注意 この債権は政府が弁済の責任を負うものではない」との文言を記入する等としたことである。また省令第41号による改正の要点は、抵当証券控の閲覧及び謄抄本交付の制度は、法律の規定に不備があり、法律上の制度として存置することは適当でないと認められるので、抵当証券控の閲覧及び謄抄本交付の規定を廃止したものである。次に建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）、建設機械登記令（昭和29年政令第305号）及び建設機械登記規則（昭和29年法務省令第150号）を立案したが、この法令は、建設機械に関する動産信用の増進により、建設工事の機械化の促進を図るため、建設機械の抵当制度を確立することを目的としたもので、これに伴い建設機械の抵当権及びその登記等に関し必要な事項を定めたものである。次に登記手数料等の一部を改正する政令（昭和29年政令第81号）を立案したが、この政令は、最近の経済事情等から見て、登記、土地台帳、家屋台帳及び抵当証券の手数料を増額する必要があつたので登記簿の謄抄本の交付手数料は1枚につき30円、登記事項の証明及び印鑑証明書の交付についての手数料は1件につき30円、登記簿又はその附属書類の閲覧についての手数料は、1登記用紙又は1事件に関する書類につき30円とし、土地台帳又は家屋台帳の閲覧については、土地一筆又は家屋1箇につき20円、土地台帳謄本の交付については土地一筆につき20円、家屋台帳謄本の交付については1枚につき30円等としたものである。

事務運営の面においては、登録税の課税標準価格の適正化に関する協議を行うため各法務局単位に登記課長のブロック会同を開催し、登録税の課税標準価格の認定につき、旧賃貸価格又は固定資産税評価額等を基礎として課税標準価格を認定することの可否等につき協議した。また建設機械抵当法の施行に伴い、建設機械登記令及び建設機械登記規則が公布施行されるにつき、近く同登記の申請がある見込の東京、大阪の法務局及び



福井、富山の地方方法務局の登記課長を本省に招き、民事局関係係官及び建設省官房建設業課係官が出席し、建設機械登記事務打合会を開催し、建設機械抵当法、同登記令、同登記規則等についてそれぞれ説明協議が行われた。次に昭和26年度において調査企画した登記簿の改製（登記簿をバインダー式のものとする。）を継続実施することとし、本会計年度においては、福岡、仙台の各方法務局及び静岡、長野、津の各地方方法務局の5カ庁の管内262箇所の登記所につきその改製を進め、昭和29年度末（昭和30年3月31日まで）には、予定計画どおりその全部の改製を完了する見込である。なお、昭和29年全期における不動産登記（土地、建物、立木、各種財団、農業用動産抵当登記を含む。）及び船舶登記事件の概況は、別表(1)の示すとおりである。

2 土地台帳及び家屋台帳に関する事項としては、土地台帳法及び家屋台帳法について、関係法令の調査、立案及び全国の登記所における土地及び家屋台帳事務の指導監督上必要な訓令、通達回答の起案、関係官公庁その他からの照会に対する回答、各地において開催される台帳事務協議会決議の調査等の事務を処理し、土地台帳及び家屋台帳の登録事務の適正迅速化を図るため必要な企画調査等も行っている。

特記すべき事項としては、法令関係では、土地台帳法施行細則等の一部を改正する省令（昭和29年法務省令第79号）を立案したが、この省令は、土地台帳及び家屋台帳事務の取扱上、土地及び家屋に関する新規登録の申告をする場合に、所有者を確認するため申告者が所有者であることを証する書面の提出をすることとし、また、家屋の二重登録の防止、家屋番号の索引の便等を図るため登記所に家屋所在図を備えることとしたものである。

事務運営の面においては、昨年度に引き続き登記官吏測量講習会を大阪法務局主催のもとに同法務局及び同法務局管下の5地方方法務局の関係職員に対し、10月大阪市において実施した。昭和29年全期において処理した事件数は別表(2)の示すとおりである。

3 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項としては、司法書士法、土地家屋調査士法及び関係法令の調査立案並びに法務局及び地方方法務局に対する司法書士、土地家屋調査士の監督上必要な通達の起案並びに質疑回答の事務を処理している。土地家屋調査士については土地家屋調査士法第5条の規定に基づき、本年度の土地家屋調査士試験が下記のとおり施行された。

試 験

期 日 昭和29年10月3日（日曜）

場 所 法務局又は地方方法務局

受験者数 2,128名

合格者数 299名

なお、昭和29年全期における司法書士の員数調（別表3）及び取扱事件年計表（別表4）並びに土地家屋調査士の員数調及び取扱事件年計表（別表5）を末尾に掲げた。

4 外事及び農林に関する民事関係事項としては、外務省及び農林省と関係法令の立案、調査、解釈、運用等の事務を行っている。

別表(1) 昭和29年分 一般登記件数表

種 別 名	総 数		登 録 税 手 数 料
	件 数	箇 数	
東 京	3,810,910	742,476	3,213,907,655 <sup>円</sup>
横 浜	573,379	338,037	551,053,941
浦 和	255,034	221,592	167,721,321
千 葉	271,022	400,829	150,038,185
水 戸	214,710	314,564	116,683,701
宇 都 宮	219,249	226,860	120,792,703
前 橋	181,079	217,646	126,394,071
静 岡	416,035	443,447	322,994,837
甲 府	100,307	134,147	51,249,334
長 野	278,342	347,113	134,008,213
新 潟	333,730	666,553	217,099,551
大 阪	1,753,953	520,235	1,448,099,933
京 都	370,446	258,763	271,789,059
神 戸	652,306	446,312	727,603,474
奈 良	120,678	134,417	77,770,373
大 和	126,433	158,506	68,649,505
和 歌 山	161,598	167,550	127,144,933
名 古 屋	798,676	706,916	592,396,769
岐 古 津	204,898	254,181	126,800,235
福 井	269,227	346,129	158,791,311
金 沢	147,388	347,480	66,869,596
富 山	183,108	364,946	114,309,174
石 川	173,407	323,024	132,906,853
山 梨	421,620	413,587	269,122,792
山 口	311,812	312,692	202,791,845
岡 山	274,576	322,019	164,214,043
鳥 取	100,709	110,960	59,279,014
松 江	160,022	168,711	62,102,402
福 岡	806,217	571,540	629,639,658
佐 賀	151,962	187,712	95,544,989
長 崎	279,273	252,649	183,328,611
大 分	253,576	348,606	118,349,508
熊 本	267,873	289,591	150,956,785
鹿 児 島	325,627	435,600	136,179,121
宮 崎	214,410	255,691	91,640,849
仙 台	262,040	281,160	186,426,394
福 島	285,923	435,709	151,107,117
山 形	179,949	357,927	101,972,226
盛 岡	171,019	265,363	76,260,298
秋 田	177,452	249,150	78,203,793
青 森	219,394	296,530	117,990,671
札 幌	336,116	203,034	269,498,342
函 館	73,248	58,307	60,050,950
旭 川	126,120	101,979	97,058,974
釧 路	119,530	100,075	99,891,679
高 松	169,424	143,099	98,690,781
徳 島	138,180	150,415	84,006,676
高 知	191,206	322,153	110,594,965
松 山	285,511	332,781	159,951,467
合 計	17,918,709	15,148,763	12,939,928,678



昭和29年度一般登記

種 別 名	甲					
	不動産及び船舶登記			農業用動産抵当登記		
	件数	箇数	登録税	件数	箇数	登録税
東横	523,186	742,464	1,956,244,754	12	12	315
浦	178,270	338,035	488,233,190	2	2	350
千	121,513	321,592	142,968,311	—	—	—
水	123,478	400,770	130,658,169	27	59	15,820
宇	119,431	314,564	104,862,829	—	—	—
都	92,457	226,730	108,227,382	93	130	9,448
前	90,131	217,646	112,538,457	—	—	—
静	180,721	442,980	290,212,820	423	457	47,839
甲	43,954	134,147	44,033,745	—	—	—
長	134,161	345,804	115,401,507	1,298	1,309	109,857
新	168,197	666,348	193,955,994	195	205	13,414
大	293,049	520,235	1,128,353,966	—	—	—
京	106,179	258,712	232,861,319	51	51	4,675
神	223,010	445,933	614,704,357	377	379	55,877
奈	52,206	134,417	71,456,003	—	—	—
大	68,807	158,506	62,181,657	—	—	—
和	74,475	167,536	116,627,616	14	14	7,445
名	285,278	706,640	4,637,573	184	276	107,358
古	105,222	254,171	112,134,144	9	10	810
津	127,747	345,871	140,201,461	190	258	48,487
岐	63,807	347,408	53,563,997	45	72	22,955
福	85,234	364,852	101,762,276	51	94	94,976
金	76,560	322,952	108,330,987	51	72	19,325
富	180,142	413,302	240,600,154	273	285	35,946
山	135,864	312,433	175,728,805	197	259	105,894
岡	144,296	321,728	139,333,460	275	291	29,122
鳥	46,630	110,953	53,198,854	6	7	540
松	67,058	168,568	54,358,080	92	143	76,791
福	256,106	571,334	558,608,585	203	206	19,381
佐	72,102	187,633	88,801,803	77	79	23,331
長	107,662	252,298	168,299,738	335	351	59,729
大	114,036	348,539	109,805,021	61	67	28,014
熊	120,675	289,408	138,378,817	65	183	12,781
鹿	184,808	435,514	124,188,421	86	86	7,274
宮	111,434	254,628	83,697,610	1,045	1,063	112,006
仙	103,011	281,087	143,028,699	20	73	435
福	127,086	435,548	135,810,820	161	161	14,976
山	105,277	357,927	93,731,675	—	—	—
盛	98,436	265,341	69,598,199	17	22	1,665
秋	85,704	249,131	70,465,133	5	19	570
青	113,175	295,080	109,209,679	721	1,450	126,033
札	97,621	202,919	235,438,602	88	115	61,978
函	32,179	58,302	55,056,948	1	5	6,000
旭	50,277	101,732	88,739,583	217	247	99,076
釧	45,650	99,557	90,251,389	384	518	155,687
高	70,120	143,046	81,562,116	51	53	22,369
德	70,659	150,105	77,279,509	307	310	65,356
高	106,132	321,719	102,639,553	365	434	72,372
松	126,083	332,587	144,844,095	136	194	68,066
合	6,109,356	15,138,732	10,344,611,862	8,110	10,031	1,758,323

件数表 民事局

号				乙 号	
商業登記		その他の登記		件数	手数料
件数	登録税	件数	登録税		
92,971	1,098,355,223	8,614	18,588,444	3,186,127	77,738,920
12,978	52,901,611	3,554	2,100	378,575	9,916,710
6,665	21,225,320	3,290	7,500	123,566	3,520,190
5,695	15,649,176	7,746	7,800	134,076	3,707,220
2,948	9,360,642	2,629	14,700	89,702	2,445,530
3,558	9,561,033	2,564	15,000	120,577	2,979,840
4,389	11,482,164	2,713	13,800	83,846	2,359,650
8,986	26,885,928	5,747	18,900	220,158	5,829,350
1,875	5,776,609	956	5,700	53,522	1,373,280
6,592	14,627,689	4,145	15,000	132,146	3,854,160
6,286	18,857,013	3,828	15,000	155,224	4,258,130
42,779	285,000,967	5,012	14,100	1,413,113	34,730,900
10,764	31,956,235	3,707	14,400	249,745	6,952,430
14,940	101,708,020	4,207	14,700	409,772	11,120,520
2,044	4,613,360	1,620	6,000	64,808	1,659,010
2,139	4,799,918	2,140	7,500	53,347	1,660,430
2,905	8,088,372	2,070	14,100	82,134	2,413,400
19,399	102,656,988	8,154	18,800	485,761	13,242,050
3,791	12,162,801	3,220	5,700	92,656	2,436,780
5,018	14,872,083	4,133	5,700	132,139	3,663,580
2,296	5,177,384	2,081	6,900	79,159	2,038,360
3,050	9,573,172	2,034	15,000	92,739	2,863,750
2,939	22,152,321	3,177	7,500	90,680	2,396,720
6,700	22,023,342	3,347	11,700	231,158	6,451,650
5,252	22,405,076	2,930	15,000	167,569	4,537,070
4,047	21,645,511	4,376	13,800	121,582	3,192,150
1,639	4,693,260	1,633	7,800	50,801	1,378,560
2,266	5,272,061	3,257	15,000	87,349	2,380,470
13,028	56,456,142	4,906	18,240	531,974	14,537,310
2,007	4,567,285	1,481	8,100	76,295	2,144,470
3,918	10,057,004	2,278	14,700	165,080	4,897,440
2,858	5,820,613	4,149	3,600	132,412	2,692,260
3,858	8,564,227	2,715	15,000	140,560	3,985,960
3,311	8,168,086	2,447	14,100	134,975	3,801,240
1,863	5,060,683	1,467	14,100	98,601	2,756,450
3,823	39,188,370	2,501	14,100	152,690	4,194,790
3,236	11,023,481	7,931	15,000	147,509	4,242,840
2,161	6,355,061	2,992	30,150	69,519	1,855,340
1,952	4,820,114	2,429	14,700	68,185	1,825,620
2,330	5,084,130	3,702	14,700	85,711	2,639,260
2,301	5,778,969	1,995	14,700	101,202	2,861,290
8,305	27,953,452	2,568	14,700	227,534	6,029,610
1,564	3,985,932	1,027	3,600	38,477	988,470
2,647	6,410,155	1,419	—	71,560	1,810,160
2,509	7,768,303	1,257	—	69,730	1,716,300
3,023	14,713,406	1,927	18,000	94,303	2,374,890
2,123	4,908,241	1,293	51,000	63,798	1,702,570
2,055	5,544,390	1,470	14,100	81,184	2,324,550
3,708	10,555,206	3,625	14,100	151,959	4,470,000
357,491	2,216,246,529	18,463	82,204,334	11,285,289	295,107,630



別表(2のA)

昭和29年分 土地台帳事務処理表 (その一) 法務局

区 分	異動						事務							
	第一種地成		第二種地成		分筆		合筆		地目変換		登録地成		住所、氏名 名称の変更	
	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数
旧受	7	271	259	1,160	854	5,293	106	964	495	3,619	124	747	3	4
新受	7,214	26,646	67,213	196,482	531,855	2,123,091	47,104	206,938	253,174	520,248	17,883	260,567	26,997	75,207
計	7,221	26,917	67,472	197,642	532,709	2,128,384	47,210	207,902	253,669	523,867	18,007	261,314	27,000	75,211
処理	7,220	26,910	67,401	196,548	532,363	2,126,198	47,175	207,750	253,411	523,286	17,987	261,291	27,000	75,211
未済	1	7	71	1,094	345	2,186	35	152	258	581	20	23	-	-

区 分	異動						事務					
	登録の訂正		地図訂正		国有地成		土地台帳法第43条 の2第2項		その他		計	
	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数
旧受	65	100	20	47	-	-	6,549	77,398	32	34,478	8,514	124,081

昭和29年分 土地台帳事務処理表 (その二) 法務局

新受	46,226	85,663	11,203	30,592	8,220	53,885	2,382,742	6,854,469	29,872	883,262	3,429,703	11,317,050
計	46,291	85,763	11,223	30,639	8,220	53,885	2,389,291	6,931,867	29,904	917,740	3,438,217	11,441,131
処理	46,233	85,678	11,169	30,487	8,220	53,885	2,387,207	6,864,681	29,896	894,693	3,435,282	11,346,618
未済	58	85	54	152	-	-	2,084	67,186	8	23,047	2,935	94,513

区 分	土地の価格の通知		謄本交付		閲覧	
	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数
分	6,975,521	141,200	5,272,815.00	500,595	10,101,010.00	10,101,010.00

備考 「謄本交付」「閲覧」の欄中官吏の職務上請求した件数及び筆数は内数として( )で区分し同一欄に記入すること。



別表(2のB)

昭和29年度分

家屋台帳事務処理表(その一)

法務局

区分	異						動						務											
	建		築		増		築		登録家屋成		減		失		分		割		合		併		不登録家屋成	
	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
旧受	4,570	4,598	2,933	3,027	24	24	622	675	35	96	2	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新受	343,895	357,678	113,482	128,823	5,312	6,637	69,927	76,111	36,439	158,217	1,985	4,660	893	994	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	348,465	362,276	116,415	131,850	5,336	6,660	70,549	76,786	36,474	158,313	1,987	4,664	893	994	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
処理	347,237	361,011	116,083	131,483	5,335	6,660	70,151	76,341	36,455	158,285	1,982	4,654	892	993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未済	1,228	1,265	332	367	1	1	398	445	9	28	5	10	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	異						動						務											
	住所,氏名,名称の変更		所在,種類,構造変更,床面積の減少		登録の訂正		家屋台帳法第22条土地台帳法第43条の2第2項		その他		計													
	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数												
旧受	34	52	343	615	1,842	3,873	921	1,073	1,145	12,471	15,182	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

新受	24,329	34,150	101,331	122,595	133,243	159,726	653,967	834,415	4,334	28,183	1,489,137	1,912,189
計	24,363	34,202	101,674	123,210	135,085	163,599	654,888	835,488	5,479	29,328	1,501,608	1,927,371
処理	24,361	34,200	101,603	123,124	135,052	163,562	654,783	835,372	5,479	29,328	1,499,423	1,925,003
未済	2	2	71	86	33	37	105	116	—	—	2,185	2,358

昭和29年度分 家屋台帳事務処理表(その二) 法務局

区分	家屋の価格の通知		膳本交付		閲覧	
	個数	件数	個数	件数	個数	件数
分	1,069,558	81,947	2,866,950.00	185,168	3,264,710.00	—

備考 「膳本交付」「閲覧」の欄中官吏の職務上請求した件数及び個数は内数として( )で区分し同一欄に記入すること。



別表3

昭和29年 司法士数調 全国総合計

区分 庁名	昭和29年7月～9月 認可数			同左 不認可数	昭和29年12月末日現在 司法書士数			
	総数	法第2条 第1号に よるもの	法第2条 第2号に よるもの		総数	司法書士会に 入会している 者	司法書士会に 入会していな い者	
		総数	総数			総数	総数	
東	27	16	11	83	1,131	272	859	
京	6	2	4	9	183	56	127	
横	11	4	7	6	183	103	80	
浦	9	3	6	9	188	123	65	
千	13	2	11	—	185	91	94	
水	10	1	9	11	146	126	20	
宇	—	—	—	—	139	73	66	
都	6	3	3	29	182	151	31	
前	4	2	2	11	137	67	70	
静	18	1	17	—	370	183	187	
甲	12	1	11	15	181	136	45	
長	計	116	35	81	173	3,025	1,381	1,644
新								
大	30	3	27	—	689	178	511	
京	12	2	10	—	333	132	201	
神	20	2	18	—	461	247	214	
奈	1	1	—	—	129	77	52	
大	5	1	4	—	126	100	26	
和	9	1	8	9	168	107	61	
歌	計	77	10	67	9	1,906	841	1,065
名	14	3	11	27	255	208	47	
古	10	4	6	37	267	234	33	
津	7	2	5	43	260	200	60	
岐	3	—	3	12	96	83	13	
福	7	3	4	7	131	100	31	
金	4	1	3	5	138	54	81	
富	計	45	13	32	131	1,147	879	268
山	31	3	28	29	359	255	104	
岡	26	4	22	3	452	424	28	
山	29	—	29	29	484	437	47	
鳥	12	4	8	—	120	98	22	
松	4	—	4	3	212	153	59	
計	102	11	91	64	1,627	1,367	260	

区分 庁名	昭和29年7月～9月 認可数			同左 不認可数	昭和29年12月末日現在 司法書士数			
	総数	法第2条 第1号に よるもの	法第2条 第2号に よるもの		総数	司法書士会に 入会している 者	司法書士会に 入会していな い者	
		総数	総数			総数	総数	
福	8	2	6	30	345	267	78	
岡	7	5	2	—	109	99	10	
佐	28	4	24	2	257	205	52	
長	12	1	11	15	136	127	9	
大	18	2	16	46	271	237	34	
熊	11	1	10	36	598	507	91	
鹿	10	5	5	—	221	212	9	
児	計	94	20	74	129	1,937	1,654	274
宮								
仙	8	—	8	23	272	199	73	
福	7	—	7	36	415	293	122	
山	8	2	6	27	179	135	44	
盛	7	1	6	—	162	129	33	
秋	9	3	6	19	116	116	—	
青	8	2	6	14	122	111	11	
計	47	8	39	119	1,266	983	283	
札	20	3	17	31	156	122	34	
函	1	—	1	—	72	50	22	
旭	—	—	—	—	111	78	33	
釧	10	4	6	—	104	104	—	
計	31	7	27	31	443	354	89	
高	8	2	6	15	110	86	24	
德	6	1	5	—	153	128	25	
高	—	—	—	—	203	151	52	
松	6	2	4	—	271	169	102	
計	20	5	15	15	737	534	203	
合	計	532	109	423	671	12,088	7,993	4,095



別表(4)

## 昭和29年度 司法書士取扱事件年計表 全国総合計

庁名	種名	別	件数			紙数		書記料中文 案を要しないもの			
			司法書士 員数	補助者 員数	書記料中文 案を要するもの	附手数数料	合計		書記料中文 案を要するもの	書記料中文 案を要しないもの	
東横 都	京浜和葉戸宮橋岡府野瀧	計	1,556	144	20,332	298,748	297,060	616,140	84,363	1,153,596	
			183	40	6,779	72,723	19,622	19,622	99,124	41,344	339,468
			183	20	8,201	97,796	34,046	34,046	140,043	52,744	519,817
			187	11	3,692	45,441	13,782	13,782	62,915	16,187	522,244
			185	3	6,787	76,750	39,681	39,681	123,218	21,765	349,708
			146	12	5,652	66,406	21,452	21,452	93,510	18,332	363,633
			139	26	4,647	59,781	34,483	34,483	98,911	14,886	323,887.5
			182	1	6,300	114,953	113,560	113,560	234,813	24,880	502,327
			137	22	3,820	25,024	12,299	12,299	41,143	11,592	125,086
			370	45	6,553	103,337	69,311	69,311	179,201	34,426.5	454,452
181	44	6,645	101,436	62,393	62,393	170,474	29,655	442,521			
3,449	368	79,408	1,062,395	717,689	1,859,492	351,174.5	5,096,739.5				
大京 都	阪都戸良津山	計	402	144	74,741	149,970	9,324	234,035	296,355.5	576,393	
			333	59	5,467	65,934	70,387	70,387	141,788	30,372	302,543
			461	123	6,044	226,997	190,134	190,134	423,175	33,619	239,443
			128	10	2,076	32,150	18,888	18,888	53,114	10,847	215,633
			126	35	2,935	39,855	13,027	13,027	55,817	10,423	205,908
			168	30	5,037	58,173	92,712	92,712	155,922	35,144	265,107
			1,618	401	96,300	573,079	394,472	1,063,851	416,760.5	1,805,027	
			255	104	7,763	178,616	22,936	22,936	209,315	33,013	609,274
			267	50	3,722	62,518	17,714	17,714	83,954	24,153	310,053
			260	52	9,442	79,447	39,208	39,208	128,097	30,669	312,490.5
名岐 富	屋阜井沢山	計	96	26	2,833	32,358	23,793	58,984	10,988	133,249	
			131	21	4,261	58,314	19,160	19,160	81,735	20,041.5	331,441.5
			138	20	3,686	52,980	1,106	1,106	57,772	10,351	141,587.5
			1,147	273	31,707	464,233	123,917	619,857	123,215.5	1,838,095.5	

広山岡島松	島口山取江	計	359	60	26,003	113,778	72,486	212,267	72,864	434,054	
			452	64	8,871	91,992	88,115	88,115	188,978	377,365	6,785,405
			484	34	34,641	91,394	71,095	71,095	197,230	89,017.5	488,717
			120	31	9,382	37,113	25,925	25,925	72,420	23,548.5	135,710.5
			212	5	4,546	43,913	6,776	6,776	54,735	18,569	219,756
			1,627	194	83,443	378,290	263,897	725,630	581,364	8,063,642.5	
			315	81	28,755	264,290	60,033	60,033	353,078	105,025	856,100.5
			109	8	6,523	56,578	19,604	19,604	82,705	18,506.5	167,131
			257	28	22,026	108,066	50,537	50,537	180,629	85,784	338,618.5
			136	5	15,017	82,257	25,685	25,685	122,959	51,147	287,875.5
福佐長大熊鹿宮	岡賀崎分本島崎	児計	271	54	10,053	107,142	90,861	208,056	33,555	393,649	
			598	48	10,725	149,962	129,034	129,034	289,721	36,089	569,942
			221	27	11,782	167,874	71,584	71,584	251,240	33,661	391,951.5
			1,907	251	104,881	936,169	447,338	1,488,388	363,767.5	3,005,268	
			272	45	7,787	63,055	59,601	59,601	130,443	24,142	271,473
			415	44	14,917	97,108	56,365	56,365	168,390	51,078	444,400
			179	22	4,102	85,755	58,947	58,947	148,811	15,123	278,699
			162	—	5,508	71,277	6,765	6,765	83,550	26,906	335,875
			116	1	7,386	66,272	22,423	22,423	96,081	25,228	240,242.5
			122	16	9,647	79,185	13,056	13,056	101,889	64,041.5	289,578.5
1,266	128	49,354	462,653	217,157	729,164	206,518.5	1,860,268				
仙福山盛秋青	台島形岡田森	計	156	33	11,563	54,223	36,567	102,353	53,402	242,100	
			72	—	1,893	16,032	6,483	6,483	24,408	6,895	81,782
			111	—	3,643	32,330	18,692	18,692	54,665	11,141.5	136,893.5
			103	24	4,043	29,972	25,209	25,209	59,224	13,902.5	109,406
			442	57	21,142	132,557	86,951	240,650	85,341	570,181.5	
			110	17	5,014	36,296	21,306	21,306	62,616	18,232	218,705
			153	—	5,713	49,362	—	—	55,075	24,166	302,013
			203	35	6,113	55,058	34,116	34,116	95,287	21,631	252,887
			269	—	10,317	93,127	59,942	59,942	163,386	31,435	367,797
			735	52	27,157	233,843	115,364	376,364	95,464	1,136,402	
札函旭鉤	幌館川路	計	12,191	1,724	493,392	4,243,219	2,366,785	7,103,396	2,223,605.5	23,375,624	



庁名	種別	紙数		金額		合計
		附随手数料	合計	書記料中文案を要するもの	書記料中文案を要しないもの	
東	京浜和葉	134,511	1,372,470	4,046,585	60,777,715	79,524,847
	浦千水	8,831	389,643	1,918,852	13,792,375	16,563,854
	宇前	12,016	584,577	1,334,035	20,045,855	23,487,763
	鞆甲	13,875	552,306	1,251,685	10,870,988	13,560,083
	長新	4,656	376,129	1,103,866	17,244,137	19,971,093
	計	6,356.5	388,321.5	789,205	12,705,147	14,392,806
		7,322	346,095.5	690,000	15,080,904	17,712,465
		13,959	541,166	1,055,485	24,686,560	30,280,443
		6,979	143,657	1,263,851	4,768,484	6,235,973
		19,682	509,560.5	1,306,780	20,941,636	26,102,516
		21,367	493,543	1,306,780	21,406,943	25,956,883
		249,554.5	5,697,468.5	15,371,196	222,320,744	273,788,726
大	阪都戸良津山	10,551.5	883,300	13,902,838	29,671,945	44,602,473
	計	7,774	340,689	16,196,026	16,196,026	21,200,397
		—	273,062	1,639,565	6,815,850	41,666,345
		4,285	230,765	499,800	7,637,290	9,182,034
		3,989	220,320	527,980	9,664,445	11,998,205
		26,599.5	300,251	1,083,575	11,962,360	15,843,500
		13,742	656,029	2,172,947	36,619,409	44,317,166
		7,264	341,470	830,074	14,913,107	18,626,083
		6,903.5	350,063	1,782,100	18,954,448	22,990,677
		2,165	146,402	526,800	6,975,853	8,517,404
		2,981	354,464	1,012,505	14,465,739	16,330,889
		833.5	152,772	525,755	9,628,342	11,726,212
		33,889	2,001,200	6,850,181	101,556,898	122,508,431

広	山岡鳥松	19,469	526,387	3,420,290	21,748,740	29,192,465
	計	2,166	7,164,936	1,847,325	24,108,123	30,399,173
		3,641.5	581,376	4,038,356	19,676,932	28,063,394
		13,575	172,834	1,223,715	6,239,403	8,599,228
		8,799	247,124	785,330	10,532,560	13,394,820
		47,650.5	8,692,657	11,315,016	82,305,758	109,649,080
福	岡賀崎分本島崎	7,476	968,601.5	4,866,475	44,772,849	52,603,872
	計	4,850.5	190,488	915,698	10,224,118	12,392,181
		9,059.5	433,462	4,522,557	18,922,250	26,359,447
		7,014	346,036.5	2,091,926	13,793,550	16,994,386
		3,387	430,591	1,317,185	20,693,069	25,724,928
		—	606,031	1,629,910	32,043,880	40,438,980
		3,636.5	429,249	1,686,640	20,589,235	25,353,195
		35,423.5	3,404,459	17,030,391	161,038,951	199,866,989
仙	福山盛秋青	—	295,615	953,601	14,201,101	17,759,042
	計	13,958	509,436	2,492,515	18,328,119	24,334,957
		—	293,822	687,605	13,537,977	16,862,607
		8,281	371,062	936,700	13,495,236	15,272,048
		25,293.5	290,764	1,223,093	12,342,542	15,322,625
		7,248	360,868	807,989	10,347,395	11,812,478
		54,780	2,121,567	7,101,503	82,252,370	101,363,757
札	函旭釧	36,008	331,510	2,677,020	12,823,091	19,641,043
	計	1,745	90,422	300,945	2,924,166	3,513,017
		18,144	166,179	534,415	6,840,780	8,862,675
		3,583	126,891.5	777,295	4,791,737	6,975,252
		59,480	715,002.5	4,289,675	27,379,774	38,991,987
高	徳高松	4,635	241,572	844,060	8,660,142	10,684,116
	計	—	326,179	845,020	10,907,609	12,805,861
		11,312	285,830	1,031,607	11,876,977	14,806,176
		—	594,232	1,653,475	17,307,850	22,825,920
		15,947	1,247,813	4,374,162	48,752,578	61,122,073
合	計	523,324.5	26,128,554	85,624,898	807,554,989	1,051,783,997



別表 (5)

## 昭和29年 土地家屋調査士取扱事件年計表

全国総合計

庁名	種別	12月末日現在調査士員数	土地			地			家			屋			合計
			申告		調査及び測量その他		申告		調査及び測量その他		申告		調査及び測量その他		
			総件数	報酬額	総件数	報酬額	総件数	報酬額	総件数	報酬額	総件数	報酬額	総件数	報酬額	
東横浦千水字前替甲長新	京浜和葉戸宮橋岡府野湯	982	11,667	16,275,980	7,434	22,328,571	8,653	6,721,824	2,262	1,493,490	30,016	46,819,865			
		165	5,464	4,348,522	2,975	9,643,358	3,470	1,686,130	400	310,520	12,309	15,988,530			
		215	3,396	1,071,888	2,104	1,449,501	5,576	963,765	1,229	144,775	12,305	3,629,929			
		127	3,449	996,383	2,302	1,080,450	2,277	703,345	412	181,075	8,440	2,961,253			
		469	5,511	1,658,466	3,331	1,970,446	2,046	603,313	1,065	347,466	11,953	4,579,691			
		186	3,170	935,825	2,011	1,054,428	5,238	1,223,265	608	167,640	11,027	3,421,158			
		218	2,976	955,101	1,382	1,105,928	3,047	1,310,478	1,270	667,520	8,675	4,039,027			
		401	16,091	7,442,597	3,746	2,997,836	11,407	6,306,456	1,453	739,797	32,697	17,486,686			
		82	926	159,670	608	287,910	535	92,195	186	59,045	2,255	598,820			
		848	13,804	3,299,267	6,717	1,648,217	6,724	2,034,827	2,099	727,646	29,344	7,709,957			
		482	14,674	4,241,590	4,803	2,136,736	9,180	2,786,451	2,456	565,938	31,113	9,730,715			
		4,175	81,128	41,385,289	37,413	45,743,381	58,153	24,432,049	13,440	5,404,912	190,134	116,965,631			
大京神奈大和	阪都戸良津山	401	4,412	2,114,932	2,407	3,086,567	6,453	2,776,461	2,861	1,962,209	16,133	9,940,169			
		154	2,103	1,020,125	1,511	1,125,595	2,105	790,960	1,353	655,616	7,072	3,591,696			
		466	9,355	3,641,806	4,334	6,342,964	9,430	6,288,970	3,413	1,387,410	26,532	17,661,150			
		54	2,320	441,695	491	252,230	1,592	306,770	301	99,340	4,704	1,100,035			
		62	1,422	302,140	292	109,990	1,455	339,730	257	84,080	3,436	835,940			
		68	1,373	445,435	857	684,300	1,240	294,630	457	141,860	3,927	1,566,225			
		1,205	20,985	7,966,133	9,892	11,601,646	22,285	10,797,521	8,642	4,323,915	61,804	34,695,215			
名古津	屋卓井沢山	589	16,457	5,263,118	4,795	2,488,577	18,292	5,150,821	2,708	796,859	42,252	13,699,375			
		256	4,179	544,475	2,235	501,245	2,867	353,840	854	101,020	10,135	1,500,580			
		456	9,625	2,359,610	3,319	1,095,235	7,346	1,792,680	2,388	446,981	22,678	5,694,506			
		108	1,097	271,500	632	137,914	950	189,670	218	26,650	2,897	625,734			
		179	4,651	504,125	1,899	339,104	2,804	420,760	746	93,540	10,100	1,357,529			
		134	2,221	710,382	1,635	1,341,694	1,390	316,190	335	119,748	5,581	2,488,014			
		1,722	38,230	9,653,210	14,515	5,903,769	33,649	8,223,961	7,249	1,594,798	93,643	25,365,738			

山岡島松	島口山取江	284	7,617	1,904,619	4,310	1,497,118	4,681	1,369,886	1,824	416,375	18,432	5,187,998
		293	7,643	1,813,305	3,333	1,333,665	4,879	1,492,477	2,555	792,214	18,410	5,431,661
		356	10,436	1,475,141	3,586	1,001,748	4,227	692,419	1,410	312,080	19,659	3,481,388
		168	5,083	1,293,758	2,016	869,045	2,702	712,815	1,077	346,096	10,878	3,221,714
		187	4,379	770,375	1,564	289,233	2,569	495,560	922	218,860	9,434	1,774,028
		1,288	35,158	7,257,198	14,809	4,990,809	19,058	4,763,157	7,788	2,085,625	76,813	19,096,789
福佐長大熊鹿宮	岡賀崎分本島崎	463	13,406	4,846,399	4,668	3,750,733	11,811	5,155,269	4,116	2,040,879	34,001	15,793,280
		173	4,524	1,308,355	1,673	882,115	2,623	1,087,446	891	359,714	9,711	3,637,630
		250	6,498	1,795,018	2,839	1,167,396	7,347	2,455,095	1,813	505,674	18,497	5,923,183
		199	15,050	3,227,787	5,507	1,077,984	4,739	383,680	4,739	383,680	35,434	6,613,142
		376	11,728	3,184,490	14,564	5,258,083	7,817	2,404,796	10,013	2,206,142	44,122	13,053,511
		282	11,821	2,633,700	2,390	924,960	3,670	818,070	822	173,230	19,243	4,549,960
		238	9,510	2,015,980	5,432	1,403,700	6,278	1,263,775	1,757	343,630	22,977	5,027,085
		1,981	72,537	19,011,729	37,613	14,464,971	49,684	15,105,142	24,151	6,015,949	183,585	54,597,791
仙福山盛秋青	台島形岡田森	248	5,162	1,436,155	2,414	1,357,896	3,130	857,370	1,199	393,255	11,905	4,044,676
		498	11,032	2,255,777	6,357	2,281,530	4,220	503,607	2,549	515,200	24,158	5,956,114
		506	12,713	1,844,981	7,537	5,111,833	6,153	1,181,779	3,533	435,993	29,936	8,574,586
		416	10,187	3,148,956	3,490	1,870,264	5,643	1,524,105	1,486	310,280	20,806	6,853,605
		363	7,985	2,664,070	3,509	1,376,137	3,324	971,398	979	321,484	15,797	5,333,089
		265	6,560	2,888,160	4,107	3,015,757	3,965	1,444,408	2,033	801,764	16,665	8,150,089
		2,296	53,639	14,238,099	27,414	15,013,417	26,435	6,882,667	11,779	2,777,976	119,267	38,912,159
札函旭釧	幌館川路	218	5,213	4,041,880	2,272	6,695,983	7,043	4,152,892	2,445	1,071,264	16,973	15,962,019
		42	678	319,074	303	1,311,390	993	306,490	504	160,970	2,478	2,097,924
		98	2,395	902,785	696	963,475	2,071	661,550	698	180,770	5,860	2,708,580
		69	2,443	697,314	786	1,178,790	2,297	573,239	485	190,550	6,011	2,639,893
		427	10,729	5,961,053	4,057	10,149,638	12,404	5,694,171	4,132	1,603,554	31,322	23,408,416
高德高松	松島知山	169	4,895	879,130	2,961	621,959	2,220	448,585	1,185	253,462	11,261	2,203,136
		119	2,397	524,510	1,301	424,558	1,527	293,790	436	152,600	5,661	1,395,458
		202	8,387	2,490,902	2,381	986,283	3,243	1,015,143	1,543	574,987	15,554	5,067,315
		216	6,788	1,332,504	2,750	682,143	4,417	954,014	1,875	448,495	15,830	3,417,156
		706	22,467	5,227,046	9,393	2,714,943	11,407	2,711,532	5,039	1,429,544	48,306	12,083,065
合	計	13,800	334,873	110,699,757	155,106	110,582,574	233,075	78,610,200	82,220	25,232,273	805,274	325,124,804



## 二 第四課

法務省組織法令第13条

### 業務内容

第四課においては、次の事務を取り扱っている。

- (1) 商事に関する事項
- (2) 非訟事件に関する事項
- (3) 商業登記に関する事項
- (4) 法人の登記に関する事項
- (5) 供託に関する事項
- (6) 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項

### 業務の実施状況

昭和29年中の所掌業務の実施状況の主なものは次のとおりである。

- 1 商事に関する事項については、商法その他これに附随する法令の立案に協力し、また関係法令の解釈運用等について、諸官公署、会社その他の民間団体及び個人からの照会に対して回答し又は意見を述べた。

商事関係法令の改廃、制定に関し本年中に施行された主なものは、株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和29年法律第110号）、企業再建整備法の一部を改正する法律（昭和29年法律第183号）、同法施行令の一部を改正する政令（昭和29年政令第142号）、同法施行規則の一部を改正する省令（昭和29年法務、大蔵厚生、農林、通商産業、運輸、建設省令第1号）、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭和29年法律第107号）同政令の施行に関する命令の一部を改正する省令（昭和29年法務、外務、大蔵、厚生、農林、通商産業、運輸省令第1号）及び社債等登録法施行規則の一部を改正する省令（昭和29年法務、大蔵省令第2号）等である。また手形法（昭和7年法律第20号）第83条、小切手法（昭和8年法律第57号）第69条による手形交換所指定の事務を担当しており、本年5月北見手形交換所を指定した。社債等登録法（昭和17年法律第11号）第2条及び同法施行令（昭和17年勅令第409号）第1条の規定による社債登録機関の指定、社債等登録法施行規則（昭和17年大蔵、司法省令第1号）第12条第1項の登録機関及びその支店の指定並びに社債等登録法施行規則第13条の規定による社債登録簿副本の設置場所の許可等に関する事務については、大蔵省との共管事項になつており、申請のあつた都度同省と協議して指定の認否を決定している。

- 2 非訟事件に関する事項については、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）その他関係法令の調査、研究及び立案に協力するほか、非訟事件手続法に定める法務大臣の権限の行使に関する事務を担当している。会社更正事件については、会社更正法（昭和27年法律第172号）に定める法務大臣の権限の行使に関する事務を担当してをり、裁判所の更正手続開始の通知に基き法務大臣の権限を行使する職員の指定をなし、当該職員が裁判所に対して述べるべき意見について調査指導を行つている。会社更正事件は逐年増加

の傾向にある。

- 3 商業登記に関する事項については、商業登記関係法令の調査、研究、登記事務の指導監督上必要な通達、回答の起案事務、他の官公署、民間会社及び個人等からの照会に対する回答又は意見の開陳等を行つた。商業登記事務を改善し、その運営の円滑を図るため昨年度公布された商業登記規則の一部を改正する省令（昭和28年法務省令第77号）の中、①印鑑簿のバインダー化 ②改印の場合における保証書の添付の点は本年1月1日から施行された。また、不正印紙の使用を防止し併せて納税者の便宜を図るため、現金をもつて登録税を納付すべき登記所として昨年東京法務局日本橋出張所が指定されたがその取扱は本年1月1日より実施された。これにつづいて更に、東京法務局、同局新宿出張所、同局芝出張所及び大阪法務局の4カ所が指定されその取扱をしている。
- 4 法人登記に関する事項については、法人登記関係法令の調査、研究、全国の登記所に対する登記事務取扱上の通達、回答の起案、他官庁その他民間団体、個人等からの照会に対する回答及び意見の開陳又は関係法令の立案実施についての協力等を行つた。本年施行された関係法令の主なものは、日本中央競馬会登記令（昭和29年政令第259号）及び消費生活協同組合法の一部を改正する法律（昭和29年法律第81号）等がある。その他法務大臣の主管に属する公益法人の設立及び監督に関し、調査し見解を述べる等所管部局に協力した。
- 5 供託に関する事項については、供託関係法令の調査、研究、供託事務の指導監督上必要な訓令、通達、回答の起案事務及び関係官公庁その他民間会社、個人等からの照会に対する回答又は意見の開陳並びに他官庁の関係法令の立案実施につき協力し、更に供託事務の適正、簡素化を図るために必要な企画調査等も行つた。また、加除式による供託関係法令集を編さんし全国の供託所に配付した。この法令集の配付により供託官吏は執務上多大の便宜を得ることとなつた。次に大正11年司法省令第3号（供託法第3条ニ依ル供託金ノ利息）を改正し、従来供託金10円以上につき附していたものを1,000円以上と改めた。また供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ関スル件を廃止する政令（昭和29年政令第252号）を定め、更に供託物取扱規則の一部を改正する省令（昭和29年法務省令第104号）を定めて、上記廃止政令の内容の一部を同規則に取り入れるとともに供託事務の改善を図つた。その内容の主なものは、①一定期間内に供託物を納入しないものに対し、供託の受理を取消することができることとしたこと ②供託物還付請求の際供託通知書を要しないこととしたこと ③供託物払渡の際の公告は通知でもよいこととしたこと ④供託金利息を小切手により支払うことが可能になつたこと等である。この改正により供託事務の処理が円滑となり、手続も簡素化された。この改正にもなつて運輸省との共同省令である旅行あつ旋業者営業保証金規則及び木船回漕業者営業保証金規則の各一部もそれぞれ改正（昭和29年法務、運輸省令第1号）された。上記規則の改正直後10月5日より13日に至る8日間、初めての試みである供託研修がなされ、これに協力して多大の成果を収めた。供託事務を取り扱う出張所の中、水戸地方法務局日立出張所が本年4月支局に昇格したので、現在供託所の数は、本局49、支局237、出張所155合計441箇所となつた。また、供託金受入事務を取り扱う供託所として地方法務局7箇



所が指定を受け本年7月1日からその取扱を開始した。この指定に伴い、7地方法務局の供託課長の事務打合会が5月20日に本省会議室で開催された。なお、この指定により法務局及び地方法務局(49ヶ所)は全部現金受入の事務を取り扱うこととなった。

昭和29年度における供託金及び供託有価証券の年計表は別表の通りである。

- 6 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項については、大蔵省及び通商産業省における法令の立案、解釈運用に関して協力し、またその他の官公署、民間団体及び個人からの照会に対し回答し又は意見を述べた。

昭和29年度 供託金年計表

庁	名	前年度よりの繰高		受 入		払 出		現 在	
		金	額	件	金	額	金	額	金
東横浦十水宇前静甲長新	都	1,927,098,777.817	62,594	1,305,922,704.000	49,813	1,336,877,078.150	1,896,144,403.667		
		388,598,708.530	10,763	250,352,639.000	9,950	355,546,251.300	283,405,096.294		
		41,282,584.654	2,854	53,427,859.000	2,388	37,930,406.650	56,780,036.994		
		55,472,807.774	3,819	53,679,184.400	3,300	38,961,711.640	70,190,280.534		
		43,009,900.955	1,571	35,264,559.000	2,345	28,447,652.230	49,826,807.725		
		39,219,316.775	3,471	47,550,183.200	2,854	34,537,864.040	52,231,635.935		
		45,051,970.375	2,925	38,703,286.000	1,500	33,669,022.800	50,086,233.575		
		100,442,528.580	2,861	97,324,457.000	2,220	99,795,188.190	97,971,797.390		
		23,145,714.290	1,272	25,447,924.000	758	14,574,810.690	33,998,827.600		
		34,398,498.110	2,135	53,462,029.000	2,335	32,290,054.000	55,570,473.110		
47,949,450.963	3,479	55,537,289.450	2,920	43,808,876.120	59,677,864.293				
大京神奈大和	歌	756,589,121.331	27,347	564,523,440.500	21,938	496,841,028.950	824,271,532.881		
		151,486,370.820	12,792	142,883,755.880	8,240	108,821,317.250	185,548,809.450		
		238,774,392.200	12,211	214,669,750.000	9,465	169,159,701.300	284,284,440.900		
		34,576,534.010	1,416	45,525,111.000	1,484	26,991,949.570	53,109,695.440		
		12,944,904.420	815	15,467,680.000	720	12,719,187.440	15,693,396.980		
		41,860,925.755	2,325	47,796,928.000	1,742	34,103,991.470	55,553,862.285		
		218,217,614.225	13,905	242,720,919.210	9,849	182,913,894.410	278,024,631.025		
		27,150,207.172	1,244	30,817,536.000	1,454	24,358,104.930	33,607,638.242		
		48,761,238.270	3,034	52,253,064.000	2,237	40,422,295.640	60,592,005.630		
		35,628,645.681	1,441	32,374,397.880	1,395	23,331,799.180	44,671,244.381		
50,774,697.000	1,393	46,444,970.480	1,095	38,580,012.450	58,639,655.030				
24,811,778.245	1,555	36,457,856.000	2,285	24,614,173.750	36,655,460.495				
名 岐福金富	山	91,285,251.556	4,252	103,653,555.300	4,083	85,336,507.720	109,602,299.130		
		80,500,537.149	2,471	72,532,149.000	2,853	61,555,252.960	91,477,433.180		



庁	名	前年度よりの繰高		受		入		出		現在高
		金	額	件	数	金	額	件	数	
岡島松	山取江	41,921,165.670		3,142		153,517,741.470		2,976		52,945,478.200
		18,416,478.580		747		29,027,561.920		638		21,531,746.820
		14,784,684.280		1,015		23,358,866.000		830		22,958,385.000
福佐長	岡賀崎	33,481,064.131		8,608		257,708,713.000		8,001		393,098,620.951
大熊		36,123,691.050		1,500		33,961,344.000		1,425		43,950,724.580
鹿宮		64,904,195.560		2,206		55,255,034.000		2,019		71,127,246.920
	兄	46,280,888.139		2,286		53,684,901.000		2,636		57,740,655.399
		63,132,987.000		3,084		70,390,217.000		3,537		79,100,915.010
		40,106,910.160		2,650		55,881,335.170		2,346		64,523,910.620
		27,105,948.910		1,243		29,239,055.000		808		32,089,572.580
仙福山	台島形	51,366,036.990		2,426		46,514,655.000		1,983		59,704,566.110
盛秋青		63,743,494.280		2,527		64,841,264.000		2,057		89,085,739.580
		27,056,327.860		1,416		35,840,602.000		643		39,377,997.050
		30,911,504.110		1,447		42,870,179.010		1,680		49,658,663.500
		26,567,575.110		1,879		31,130,662.000		2,049		35,307,096.970
		41,076,155.933		1,916		51,990,909.000		1,714		57,098,561.033
丸函旭	幌館川	108,365,180.730		3,784		131,816,148.000		3,497		140,965,174.400
剣		19,014,389.160		951		22,688,078.000		1,085		18,040,942.190
		27,009,326.470		1,283		32,115,796.000		1,316		35,920,280.110
		34,368,345.770		781		25,763,214.000		793		36,125,121.210
高徳高	松島知	31,777,375.020		1,791		45,977,822.000		1,226		44,554,743.290
松		19,579,426.984		1,081		29,137,433.000		958		28,619,018.024
		36,277,264.990		2,446		60,312,361.000		2,045		50,775,912.860
		57,352,915.066		2,011		73,461,287.000		2,554		74,589,177.726
合	計	5,821,086,808.610		236,175		5,121,278,405.870		220,799		6,436,507,821.230

## 昭和29年度 供託有価証券年計表

庁	名	前年度よりの繰高		受		入		出		現在高
		金	額	件	数	金	額	件	数	
東横浦	京浜	323,518,730.418		686		512,925,200.000		1,206		749,031,552.668
千水		201,547,125.000		122		91,466,200.000		138		238,049,405.000
宇前		20,967,805.000		61		16,063,000.000		58		26,941,305.000
静甲		23,383,070.000		91		12,489,000.000		1,260		27,213,870.000
長新		9,217,522.500		17		878,000.000		364		7,730,172.500
		15,723,302.500		55		3,407,500.000		210		15,149,302.500
		8,763,380.000		43		7,645,500.000		46		9,584,880.000
		30,642,587.500		117		22,245,000.000		94		27,649,317.500
		6,861,475.000		23		2,717,000.000		49		8,170,475.000
		10,564,117.000		47		3,519,000.000		429		9,762,297.000
		42,814,937.500		98		26,404,800.000		216		49,124,387.500
大京神	阪都	88,085,955.000		306		288,658,000.000		442		252,000,535.000
奈大和		22,472,402.600		37		7,783,600.000		33		22,265,502.600
		62,146,205.000		123		40,135,800.000		416		80,505,755.000
		3,259,580.000		16		3,415,000.000		33		6,021,580.000
		7,561,710.000		10		960,000.000		27		7,841,510.000
		11,474,712.500		35		3,973,650.000		43		12,848,362.500
名岐福	屋阜	41,319,060.000		109		32,706,500.000		230		52,869,060.000
金富		11,892,650.000		42		15,356,750.000		125		14,756,150.000
		10,345,265.000		54		12,230,600.000		180		16,517,165.000
		19,821,450.000		33		3,870,000.000		67		14,037,050.000
		20,092,520.000		200		39,858,000.000		104		38,335,120.000
		4,737,005.000		28		9,477,000.000		107		11,768,005.000
広山	島口	45,300,190.000		194		46,947,100.000		250		42,623,122.500
		25,521,535.000		29		55,570,000.000		154		23,045,260.000



庁	名	前年度よりの繰高		受		入		出		高		在	
		金	額	件	数	金	額	件	数	金	額	金	額
岡島松	山取江	19,272,190.000	31,990,000.000	68	132	14,047,000.000	37,215,190.000	14,047,000.000	132	14,047,000.000	37,215,190.000	14,047,000.000	132
		2,238,705.000	2,480,000.000	30	25	1,508,000.000	3,210,705.000	1,508,000.000	25	1,508,000.000	3,210,705.000	1,508,000.000	25
福佐長大熊鹿宮	岡賀崎分本島崎	2,980,035.000	2,252,000.000	20	50	1,704,000.000	3,528,035.000	1,704,000.000	50	1,704,000.000	3,528,035.000	1,704,000.000	50
		80,089,972.500	47,260,000.000	142	384	36,505,450.000	90,844,522.500	36,505,450.000	384	36,505,450.000	90,844,522.500	36,505,450.000	384
仙福山盛秋青	台島形岡田森	9,117,950.000	7,850,700.000	67	64	5,412,500.000	11,556,150.000	5,412,500.000	64	5,412,500.000	11,556,150.000	5,412,500.000	64
		8,065,340.000	8,390,250.000	29	44	6,266,550.000	10,189,040.000	6,266,550.000	44	6,266,550.000	10,189,040.000	6,266,550.000	44
礼函旭釧	幌館川路	4,224,010.000	1,715,000.000	20	42	1,074,000.000	4,865,010.000	1,074,000.000	42	1,074,000.000	4,865,010.000	1,074,000.000	42
		10,610,432.500	6,092,500.000	37	199	2,568,200.000	14,134,732.500	2,568,200.000	199	2,568,200.000	14,134,732.500	2,568,200.000	199
高徳高松	松島知山	6,736,193.500	6,120,115.000	42	185	2,146,128.500	10,710,180.000	2,146,128.500	185	2,146,128.500	10,710,180.000	2,146,128.500	185
		2,428,450.000	1,620,000.000	4	35	488,500.000	3,559,950.000	488,500.000	35	488,500.000	3,559,950.000	488,500.000	35
合	計	9,638,437.500	6,875,000.000	67	127	5,090,000.000	11,423,437.000	5,090,000.000	127	5,090,000.000	11,423,437.000	5,090,000.000	127
		7,744,840.000	8,990,000.000	37	63	1,797,050.000	14,937,790.000	1,797,050.000	63	1,797,050.000	14,937,790.000	1,797,050.000	63
合	計	19,432,372.500	2,630,000.000	21	29	1,270,000.000	20,792,372.500	1,270,000.000	29	1,270,000.000	20,792,372.500	1,270,000.000	29
		9,012,552.500	12,111,000.000	725	216	7,320,400.000	13,803,152.500	7,320,400.000	216	7,320,400.000	13,803,152.500	7,320,400.000	216
合	計	8,043,660.000	7,500,000.000	29	107	4,080,000.000	11,463,660.000	4,080,000.000	107	4,080,000.000	11,463,660.000	4,080,000.000	107
		11,660,055.000	14,637,250.000	101	102	13,613,750.000	12,683,555.000	13,613,750.000	102	13,613,750.000	12,683,555.000	13,613,750.000	102
合	計	27,629,790.000	12,259,000.000	69	60	9,292,950.000	30,595,840.000	9,292,950.000	60	9,292,950.000	30,595,840.000	9,292,950.000	60
		5,331,747.500	613,000.000	9	29	3,288,010.000	2,656,737.500	3,288,010.000	29	3,288,010.000	2,656,737.500	3,288,010.000	29
合	計	13,332,705.000	54,000.000	4	36	926,000.000	12,460,705.000	926,000.000	36	926,000.000	12,460,705.000	926,000.000	36
		8,613,042.500	820,000.000	10	90	1,457,000.000	7,976,042.500	1,457,000.000	90	1,457,000.000	7,976,042.500	1,457,000.000	90
合	計	19,348,000.000	15,465,000.000	43	49	16,457,000.000	18,356,000.000	16,457,000.000	49	16,457,000.000	18,356,000.000	16,457,000.000	49
		2,710,992.500	756,400.000	10	20	599,000.000	2,868,392.500	599,000.000	20	599,000.000	2,868,392.500	599,000.000	20
合	計	6,420,292.500	2,510,000.000	14	13	1,413,000.000	7,517,292.500	1,413,000.000	13	1,413,000.000	7,517,292.500	1,413,000.000	13
		13,807,310.000	30,014,500.000	106	147	15,869,500.000	27,952,310.000	15,869,500.000	147	15,869,500.000	27,952,310.000	15,869,500.000	147
合	計	1,376,523,368.518	1,491,707,915.000	4,190	4,866	719,089,323.750	2,149,141,959.768	719,089,323.750	4,866	719,089,323.750	2,149,141,959.768	719,089,323.750	4,866

## ホ 第五課

法務省組織令第14条

## 業務内容

第五課においては次の事務を取扱っている。

- (1) 国籍に関する事項
- (2) 労働、運輸及び通信に関する事項
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財産の管理及び処分等に関する事項

## 業務の実施状況

## 1 国籍事務について

国籍に関する事項としては帰化の申請に関する第一線機関である法務局及び地方法務局の事務の指導及び帰化の許可、不許可の審査並びに帰化者の就籍その他事後措置に関する事項、許可の告示、国籍離脱の受理審査及びその告示、国籍の得喪に関する証明及び国籍に関する諸官庁からの照会等に対する回答であるが、昭和29年中に処理した国籍事務の内容は次のとおりである。

イ 帰化事件の申請者数は昭和20年から昭和26年までは僅か31名であつたが、昭和27年4月28日平和条約の効力発生後は急激に増加し、今後ますます増加の傾向にある。昭和29年の年間件数（申請者数）の内訳は次のとおりである。

前年から繰越されたもの	1,394人
本年中に受理したもの	4,347人
本年中の処理件数	許可 2,806件 (2806人)
	不許可 1,223件 (1223人)

昭和30年に繰越したもの 1,712人（いずれも帰化条件の有無を調査中）  
許可告示件数 2,806件

ロ 国籍離脱の受理人数	1,518人
同 告示人数	1,518人
ハ 国籍の得喪に関する証明書の発給件数	1,923件

ニ 国籍に関する本省、各法務局及び地方法務局における照会及び相談件数は、1月平均1000件である。

## 2 労働運輸及び通信に関する民事に関する事務について

主として労働省、運輸省及び郵政省と関係法令の立案、調査又は解釈につき、これらの省の協議を受け、法令の調査立案に参画、協力し意見を回示した。

## 3 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事務について

これらの事務は、昭和23年政令第238号「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」及び同年政令第285号「解散団体財産売却理事会令」の規定に基づき法務省民事局及び解散団体財産売却理事会が所管し、その一部の事務は各都道府県知事に委任してこれを行つてきたのであるが、昭和27年7月21日破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の施行に伴い上記政令は廃止され、その残務は同法附則第4項及び法務省組織令（昭和



27年政令第384号)第14条の規定により民事局が所掌してきたが、昭和29年中の業務内容は次のとおりである。

#### イ 財産の処分状況

一 昭和29年中に売却した財産の売買契約高は3万円であり、同年末日現在における残財産は次のとおりである。

土地	約3,259坪
建物	約15,500坪
その他	約2,243万円(第2封鎖分配額)

#### ロ 解散団体所属財産の管理及び処分等の収入状況

財産売却収入	5,373万円
財産管理収入	1万円
雑収入	210万円

### へ 参事官室

法務省組織令第15条

#### 業務の内容

参事官室の主たる所管事項は次のとおりである。

民事に関する重要な法令案の作成に関する事項

#### 業務の実施状況

1 本年6月1日をもって「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律(昭和25年法律第138号)」が失効するので、これに伴い採るべき措置(調査研究立案)その他広く民事訴訟法(強制執行法を除く)全般に亘り、前年より引続き検討を続けてきたが、主として民事上告手続に関する改正を中心とした「民事訴訟法等の一部を改正する法律」案を作成、第19国会に提出、審議を経て5月27日法律第127号としてその公布をみた。この法律は民事上告手続を合理化し、最高裁判所の負担を軽減すると共に訴訟の遅延を防止し、ひいてはわが国裁判制度の運用を円滑ならしめようとするものである。

又これと同時に最近の物価の状況等にかんがみ、民事訴訟の書類に貼用すべき印紙の額の算定基準を改める必要から、その措置として「民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律」案を同国会に提出、同じく5月27日法律第128号として公布された。

2 利息制限法(明治10年太政官布告第66号)については、本法施行後における経済情勢の幾多の変遷にかんがみ、金銭を目的とする消費貸借上の利息の制限を現在の実状に適合するよう調整する必要があるとして、前年に引続き、各種資料の収集、調査及び立案を検討中であつたが、その全部改正として「利息制限法」案を作成、上記国会に提出、審議を経て、5月15日法律第100号としてその公布をみた。従つて旧利息制限法は廃止されたが、現在の経済情勢に適合する新法の円滑な運用が期待される。

3 「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」の実施に伴い、「日本国とア

メリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う民事特別法」の適用に関し、所要の措置を講ずる必要が生じたが、上記行政協定に伴う民事特別法の適用に関しては、国連軍は合衆国駐留軍と同一に取り扱うものとする「国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律」案を作成、国会に提出し、審議を経て6月1日法律第150号として公布された。これにより民事に関する限り国連軍と合衆国駐留軍は同一地位にあるものとされ両者の取扱上、妥当な処理が期待される。

4 一般担保制度については、前年に引続き、各国制度等種々調査研究を続けてきたが、その一応の結論として「企業担保法案(民事局参事官室試案)」を作成、関係官庁、学校及び民間団体に照会を發した。これに対し各方面から種々の意見、要望等が寄せられたので、これらに基き更に慎重検討を続けている。

5 法制審議会(以下審議会という。)においては、7月6日第10回総会を開き、第10乃至第13からなる民法、商法及び強制執行制度についての各諮問を行い、それぞれ部会において審議することを決定した。当参事官室では各部会においてその審議に直接参与し調査検討を続けている。各部会における活動状況は次のとおりである。

(イ) 民法部会は7月20日に開かれ小委員会を設けた。小委員会においては9月7日から特に身分法部門に関する改正問題について審議を続けている。民法中親族及び相続編については昭和22年法律第222号をもつて全面的改正が行なわれたが、本改正の際には新憲法の要請に従つて早急に成案を得る必要があつた関係上憲法に直接関連のない事項については旧法の規定がそのまま踏襲されたものもかなり多く、また、旧法の規定中実質的に改正された部分についても今日までの改正法運用の実績に照らして再検討を必要とするものもあるかと考えられる。

(ロ) 商法部会は8月3日に開かれ小委員会を設けた。小委員会においては同月25日から審議に入り商法中特に会社編を中心とする改正問題について調査検討を続けている。商法については昭和25年法律第167号をもつて会社編を中心とする大きな改正が行われたが、この改正は占領下において早急に立案された関係上わが国の経済界の実情に対する考慮が必ずしも充分でなかつた憾があり、経済界の各方面で再改正を要望している点も少なくなく、昭和27年より改正要望の照会を發し、その回答を得て調査検討を加えてきた。小委員会においては、これらの要望中商法会社編に関して特に緊急改正を要する部分について審議を行なつている。

(ハ) 強制執行制度部会は7月26日に開かれ、小委員会を設けた。小委員会においては9月14日から、民事訴訟法中強制執行編及び競売法を中心として、これと密接な関連を有する執行吏制度の改善をも併せ、わが国執行制度の全面的再検討をはじめた。上記の2法律は制定当時の規定がさしたる改正をみることなく、殆んどそのまま現行法として維持されてきたため、時代の推移とともにその要請に適合しなくなつた部分も少なくなく、各方面より、その不備欠陥が指摘されていたが、この際多年の懸案を解決し、現在の実情に適合する根本的改正について検討を加えることは極めて緊要であると考えられる。

(ニ) なお、前年審議会では裁判制度の改善に関する諮問を行い、新たに司法制度部会が



設けられ、「最高裁判所の機構改革を中心とするわが国における裁判制度は如何にあるべきか」の問題を検討してきたが、8月30日新たに「上訴制度に関する合同小委員会（司法制度、民事訴訟法、刑事法3部会から選出された小委員をもつて構成される）」を設け、最高裁判所の機構改革を中心としてわが国の実情に適した裁判制度を確立すべく慎重検討を加えている。

- 6 上記の外、重要な民事関係法案について各官庁からの協議を受けその立案に参加した。
- 7 重要な民事に関する法律、国際司法共助、日米行政協定中民事裁判権に関する事項等の解釈、運用について各官庁からの照会に対し回答を行った。

### (3) 刑 事 局

法務省設置法第3条、第7条  
法務省組織令第16条～第20条  
法務省組織規程第8条

#### 目 的

刑事局は、総務課、刑事課、公安課及び参事官室の3課1室に分れて、その分掌事務を遂行しているところであるが、その事務の内容を大別すると、

- 1 検察権の行使そのものに関する指揮監督に関する事項
- 2 検察権行使の基盤となる検察庁の組織及びその他の事務運営に関する企画立案実施に関する事項
- 3 検察に関係のある各種法令の立案又は立案に対する参画及びこれらの法令の解釈運用に関する事項
- 4 その他の事項

の4に分けることができる。これらの事項の概要は次のとおりである。

#### 1 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

この事務は、法務大臣の行う一般的検察方針の決定についてこれを補佐する事務と、法務大臣の行う具体的事件の処理方針の決定についてこれを補佐する事務とに分けることに分けることができる。いうまでもなく検察権の行使はあくまで公正でなければならぬのであるが、同時に、それは国の基本的政策に反し、あるいは時勢の進行に逆行するようなものであつてはならない。法務大臣は、内閣の一員として国の基本的政策を把握し、時勢の趨くところを洞察し、これを検察権行使の上に反映せしめるとともに、司法的正義の要求を全うせしめるために、その時々における最も公正妥当な一般検察方針を決定し、これを文書又は会同開催等の方法により検察官に指示するのであるが、これらの事務についてはすべて刑事局がこれに参画するのであつて、これに関する事務は刑事局の事務のうち最も主要なものの一つである。具体的事件の処理については、原則として各検察庁の長の責任とされているのであるが、そのうちで、特に国内的又は対外的に重大な影響をもつ犯罪事件については、いわゆる請訓事件としてその処理前に検事総長を通じて法務大臣の指揮を受けることになつている。この場合の法務大臣の指揮については、刑事局がこれに参画することになつているが、これらの事務は主として刑事課及び公安課において取り扱つているのである。

#### 2 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

検察権の行使を適正有効ならしめるためには、その前提として検察庁及びその人員の適正配置、検察庁の事務処理機構の整備、必要予算の適正配付等が必要となる。これらの事項のうち人事及び予算については、それぞれ官房人事課及び経理部の主管するところであるが、刑事局においても、一般犯罪情勢の推移、各検察庁における事務処理の状況等刑事局において把握した検察権行使の実情に基づき、主管の部課に対し意見を述べ又は案を作成する等必要な協力を行つている。又検察庁の事務処理機構につ



いては、最高検察庁と協力して、最も能率的な機構の整備に努めるとともに、検察庁の事務能率の刷新を図るため検察庁事務規程の制定、ファイル制度の実施、犯罪人名簿のカード化、簡易な科学捜査施設の整備等を企画実施している。これらの事務は、主として総務課において取り扱っている。

### 3 各種法令の立案解釈に関する事項

刑法、刑事訴訟法その他刑事に関する法令を立案し、又他の省の主管する罰則の定めのある法令案の立案に際し刑事政策及び検察権運用の観点からこれに対し意見を述べ、且つ、検察権行使に際して生ずる法令解釈上の疑問について行政的解釈を行いこれを指示する。

これらの事務は、局内各課で分担して取り扱っている。

### 4 その他の事項

右の事項の外、刑事に関する事項で他の部局の所管に属しない事項一般を取り扱っている。

## 分掌業務の実施概要

以上の分掌業務について、昭和29年度の実施概況を各課室毎に明らかにすると次のとおりである。

なお、これらの事務に関し昭和29年度においても検事長検事正会同、次席検事及び各種係検事会同、検察庁事務局長協議会、検務実務家会同等の中央会同が開催された外、高検管内のブロック会同も行われた。

## イ 総務課

法務省組織令第17条

### 目的とその業務の実施状況

#### 1 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

この項目に属する事務は種類が多いので、これを更に細分して説明する。

##### A 検察庁の組織運営関係

昭和22年検察庁法が施行されて以来約8年間にわたる日時の経過は、最近における犯罪情勢の安定の傾向と相まって、かつては、事件処理にのみ忙殺されていたといつても過言ではなかつた検察庁の運営に、ともかく一応落着をもたらしただかのごとく見受けられる。かかる状況の下に、今後いかにして検察運営の向上能率化を図るべきかが当面の重要問題として採り上げられるに至り、本年（昭和29年）10月に行われた全国次席検事会同においては、従来と趣を異にし、その主たる協議事項として、検察庁の機構と運営に関する問題が提起された。また、検察庁職員については、昨年引き続き人員整理によつて、予算定員上合計182名の整理が行われ、さらに来年度においては、合計275名に上る削減が予定されているのであつて、検察庁は、人事管理の面においても相当の打撃を受けるにいたることが予想され、この面からも検察運営の能率化ということが強く要請されたのであつた。

なお、12月27日検察庁法施行令の一部が改正されたが、これは選考により副検事に任命されるために必要と定められている職の在職期間に、新たに、9級職以上の検察事務官の在職年数を算入しうることとし、新進有能の検察事務官に副検事への途を拓いたものであつた。

##### B 検務事務関係

検務関係事務すなわち、執行、証拠品、徴収、事件、保存等の事務に関しては、従来においてとかくその研究が軽視せられ、関係法規の不備等と相まって解決を要する問題が少なくなかつた。この点において本年（昭和29年）1月から施行された執行事務規程と証拠品事務規程は久しきに亘る懸案の実現であり、各庁における検察事務に大きな変化をもたらしたであろうと思われる。しかしなお問題は山積しているものであり、本年においても、従来と同様、全国検察庁及び矯正・保護関係施設から寄せられた検務事務関係の質疑は多数に上り、これに対し回答を行うとともに、実務家会同における協議等を通じて問題の解決につとめた。

##### C 報告統計関係

検察庁より刑事関係の報告を求めため、法務総裁訓令（昭和24年12月15日法務府検務局秘第934号）をもつて刑事関係報告規程が定められているが、この規程は諸般の情勢の推移等に応じ随時改正される必要がある。本年（昭和29年）は本年中に成立した新立法に伴つて臨時通牒により報告を求めてきた事項等を主とする改正のみを行うこととし、12月24日附をもつて同規程及び処分請訓規程の一部を改正する訓令が発せられた。

##### D ファイル制度

ファイル制度については、昨年（昭和28年）に引き続きその整備を行うべく検討を重ねてきたが、更に大幅な関係予算の削減等の事情もあり、いまだ成案を得るにいたっていない。

なお、昭和28年度から考えられていた外国人犯罪人名カード（仮称）の制度については一応の案ができ、来年度予算案に折り込み請求中であるが将来実現される予定である。

##### E 科学的捜査に関する事務

この事務については、検察庁における採証施設と無線電話施設とが挙げられる。

採証施設は写真関係に重点をおき年々整備を見、現在においては全国各地検本庁いずれの庁においても採証施設を整備しており、証拠品等の複写、検証現場等の撮影、被疑者及び被告人の写真撮影、指紋採取等相当の成果を挙げている。

無線電話施設については、昭和27年以来、東京をはじめとして、全国数カ所にそれぞれ固定局を設け、すでに業務を開始している。採証、無電施設とも各庁に設置以来相当の年月を経、その運営に関し種々改善すべき点が考慮されたので、採証、無電施設運営の実情及びその改善方策について研究討議を行うため、本年11月30日から12月2日までの3日間、名古屋地検において、採証施設庁については東京地検外12カ庁の採証係担当事務官各1名、無電施設庁については東京地検外6カ庁の無電係事務専従



の事務官各1名を招集して、第1回の探証、無電実務研究会を開催した。

#### F 死刑の執行命令に関する事務

死刑の執行は、法務大臣の命令によるものであるが、この事務の内容は、主として死刑記録の査閲と死刑執行命令の起案とである。これは総務課の分掌事務であるが、死刑判決は相当数に上り、また判決確定後、6カ月以内に執行命令を発しなければならないため、一つの課のみで処理することは困難なので、刑事局3課1室で分担しこれを総務課において総括している。昨昭和28年末までにおける未執行の死刑確定囚83名に昭和29年中の上申にかかる判決確定者27名を加え死刑確定者総数110名に達したのであるが、刑事局においては、昭和29年末までに計64名の記録の査閲を終えた。この中30名に対し死刑の執行が行われたが、この外昭和29年中に個別恩赦により、減刑された者2名があり、結局昭和29年末における未執行人員は78名であつた。なお、このうち68名が恩赦を申し立てており、また24名が再審請求を行つている。

#### G 検察庁に関する民事訴訟関係

この事務は、検察庁に関し国を相手とする民事訴訟が提起された場合に、訟務局から照会に応じ事案の内容を調査検討し、意見を回答するものである。

昭和29年中に取り扱つた事件は合計15件であつて、昭和28年の14件と大差ない結果を示している。この15件を請求原因によつて区分すると、身柄の拘束に関するもの9件、証拠品の取扱に関するもの3件、その他3件であつて、不法又は不当な身体拘束を理由とする請求の増加が目される。15件のうち14件については、いずれも請求の理由がないものとして請求棄却の意見を附し回答したが、1件のみは国側に過失があるものと認め、和解相当の回答を行つた。これは、検察官において公訴を提起するに際し、いわゆる勾留状の差替を怠り、遂に被告人を30日間何等の法的根拠なしに拘束した事件に関するものであつた。

#### H 検察審査会関係

昭和29年における全国検察審査会の審理件数は、合計1181件であつて、その内訳は、審査申立権者の申立に基くもの739件、職権によるもの388件となつている。これを昨昭和28年の受理件数959件と比較すれば、約200件の増加をみたわけであるが、増加の原因として考えられるものは、職権による審査受理件数が昨昭和28年の144件から388件に激増したことである。この388件に上る審査受理件数の内容を検討すれば、うち101件は、津検察審査会が取り上げた近江絹糸関係の労働基準法違反事件に関するものであつて、結局審査受理件数の増加は、職権によるこれら特殊事件の審査開始に基くものにすぎない。かくて、この特殊事情を顧慮すれば、新受理件数は、昭和28年と実質的には大差がないものと認められるのみならず、むしろ申立による審査受理件数の減少が目されるのである。また、この新受理件数1181件を全国検察審査会の数203をもつて除すれば、一検察審査会の昭和29年における平均受理件数は5.81件となるわけであるが、各検察審査会毎の受理件数を個別的にみれば、全検察審査会の過半数にわたる106の検察審査会が受理件数2件以下に止まつているのであつて、そのうち41検察審査会は受理件数皆無となつている。

次に、全国検察審査会の昭和29年中における事件審査の結果をみれば、起訴相当の議決があつたもの94件、不起訴相当のもの785件(却下等を含む)であつて、起訴相当議決件数と不起訴相当件数との比率は、1対8.35となつている。なお、昭和29年中に全国検察審査会が行つた検察事務の改善に関する建議又は勧告の件数は、僅か11件であつて、昭和28年における34件、同27年における57件に比較し著しい減少を示している。以上の結果に徴するとき、昭和29年における検察審査会の活動は昨年のそれと大差なく、前記の津及び稚内の特異事例を一応度外視すれば、むしろ一般には消極的傾向をすら認めることができるのである。

#### I 広報活動

昭和29年における検察庁の広報活動を本省への報告からみると、講演会125件、座談会64件、ラジオ放送64件、記者会見57件、新聞発表40件、その他126件、合計485となつている。その内容は、検察庁ないし検察官の任務、職務内容に関するものや、覚せい剤、麻薬犯罪に関するもの、その他青少年犯罪、管内犯罪趨勢等についてのものが多く見受けられ、検察広報活動は軌道に乗つてきたように思われる。

#### J 検察月報、検察資料の作成に関する事務

刑事局から部内に配付される恒常的な刊行物として**検察月報**、**検察資料**がある。

**検察月報**は、その基本的な編集方針において従来と異なるところはない。ただ、予算の緊縮に伴つて、各頁の圧縮による行数の増加、表紙裏面の使用等経費節約のための工夫が加えられた。

**検察資料**は、昭和29年中において、検察講義案一再訂版一を含め計5冊が上梓された。昭和28年10冊に近い配付をみたのに比べると非常に少なかつた。特に司法警察職員教養訓練資料については、予算の関係等もあり1冊も配付することができなかつたが資料は準備されており近く印刷配布の予定となつているものである。

#### K 検察庁の予算経理に関する事務

検察庁の予算、経理については、官房経理部の所管であるが、検察庁の組織及び運営に密接な関係があるので、適切な予算経理の実施により検察活動を能率的に行うため予算経理に関する調査研究、立案及び執行等の面につき官房経理部に協力している。

#### L 法令の立案解釈に関する事項

昭和29年において、主管し、または参画した法令の制定は主として次のとおりである。

- (1) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和29年6月1日法律第151号)。この法律は昭和29年2月19日締結された「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」を実施するための国内手続を定めた法律であり、同協定が日本国において効力を生じた同年6月11日から施行された。その内容は昭和28年施行された「日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法」と同様のものである。
- (2) 検察庁法施行令の一部改正



この改正は、副検事の任命資格に関する検察庁法施行令の一部改正であつて、前記のとおりである。また、法令の解釈については、主として刑事訴訟法、特にそのうち裁判の執行に関する質疑が多いので、これに対し本省の解釈を決定して回答し必要に応じて全国検察庁にこれを参考として送付した。

## □ 刑 事 課

法務省組織令第18条

### 目的とその業務の実施状況

#### 1 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

刑事課においては、法務大臣の補佐機関としてその管理に属する検察事務及び検察庁に関する事項のうち、公安課の所掌に属しない一般刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する事項を所掌している。昭29年中におけるこれらの事務のうち、特記すべき事項を次に掲げる。

##### 1 一般刑事事件について

昭和29年中における一般刑法犯のすう勢をかえりみると、検察庁の受理総人員は、589,698名であつて、前年の581,126名に比しやや増加している。

これを罪種別にみると、窃盗、住居侵入、贓物、詐欺、横領、瀆職、賭博、富くじ、公務執行妨害、放火、失火等が減少し、これに反して殺人、強盗、強姦、恐喝傷害等がやや増加している。なお、起訴人員は181,869名で、前年（昭和28年）の163,395名に比しやや増加している。

以上の事実から、29年の犯罪傾向の特徴は内容的には殺人、強姦、強盗などの兇悪犯罪、恐喝、傷害などの暴力犯罪が増加の傾向を示し、犯罪の兇悪化のきざしが如映に顕われている。さらに注目すべきは、いわゆる暴力団を背景とする暴力事犯の発生であり、東京、大阪、神戸、広島、福岡、熊本等全国各地で検挙をみたのであるが、最近の社会情勢にかんがみると、これら事犯の発生の根源は相当深く、かつ、広いものがあるので、この種暴力団体の動向を今後とも厳重に監視する必要がある。

なお、29年中の一般刑事事件中特記すべきは、洞爺丸遭難事件と造船・陸運関係汚職事件を挙げなければならない。

洞爺丸事件は、世界の海難史上最大の惨事といわれ、これが責任の所在について国会等でも問題として採り上げられ、船舶、航海等の専門的、技術的な問題もあり、鑑定を要する事項を幾多包蔵しているので、結論は昭和30年に持ち越された。

次に、造船・陸運汚職事件は、その規模、複雑さにおいて戦前、戦後を通じて最大の事件であつたばかりでなく、法律的にみても (1) 衆議院における期限付の逮捕許諾 (2) 法務大臣の検事総長に対する佐藤栄作逮捕に関する検察庁法第14条による指揮 (3) 議員の国政調査権と検察の秘密等、法理論的にも幾多の難問を提起し、しかもそのいずれもが、検察の在り方について多くの問題を投げた点において、検察史上もつとも重要な頁を占める事件であつた。

## 2 少年事件

29年度における少年事件は、刑法犯については27年度以来引き続き減少し、特別法犯については引き続き増加の一途を辿っている。即ち、総受理人員は208,258名（28年は171,687名、以下括弧内は28年分）であり、そのうち、刑法犯については95,583名（99,781名）であるのに対し、特別法犯については、かえつて112,675名（71,906名）というように5割余の増加を示している。

これらを罪種別にみると、傷害の12,224名（11,086名）、殺人の398名（375名）及び銃砲刀剣類等所持取締令違反の1,9993名（1,843名）等は、昭和27年以來増加の一途を示しているのであるが、さらに強制猥褻、強姦の2,278名（1,867名）、強盗・同致傷の1,887名（1,510名）、恐喝の2,969名（2,688名）及び暴力行為等処罰に関する法律違反984名（773名）等は、昭和28年度において前年より若干減少したに拘らず、再び29年度において増加をみたものである。

また29年中検察官から家庭裁判所に送付された少年は、281,405名（226,641名）であるが、16才未満44,504名（43,747名）、16才・17才台のもの94,285名（76,882名）、18才・19才台のもの142,616名（106,012名）で、いわゆる年長少年において増加率の大をみ、刑事処分担当として逆送された事件も7,646名（4,435名）の多数にのぼつてゐる。

これら少年犯罪の兇悪化の傾向は、少年院等の収容者の集団脱走したことによつて真に憂慮すべき状態に立ち到つた。すなわち、千葉県八街少年院から6月6日34名、9月4日19名、さらに8月26日には同県印幡少年院から76名がそれぞれ脱走し、8月28日には久里浜少年院において収容少年21名が集団暴行を働いた。これを契機として漸く少年事件の処理全般につき根本的な再検討をなすべき時期が到来したという声が聞かれるに到つた。

なお、これらの少年犯罪の悪質化に対処し、中央青少年問題協議会においては、29年3月、懸案の「青少年覚せい剤問題対策要綱」を決定し、内閣に対し意見を具申し、さらに、青少年に有害な出版物、映画、玩具及び紙芝居等いわゆる不良文化財が少年の保護育成に及ぼす影響の大なるにかんがみ、特に同協議会に専門委員会が設置されこれが対策の研究が開始されたことを附言しておきたい。

#### 3 外事事件について

##### ㊦ 外国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪

昭和28年10月29日日米行政協定が改正され「日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書」が締結発動したが、29年は、さらに国連軍関係については「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」が締結され、同協定の実施に伴う刑事特別法も29年6月1日公布され、同月11日前記協定が効力を生ずるとともに施行された。このように29年度はいわゆる行政協定改訂により合衆国軍隊の構成員、軍属等に対するわが国の刑事裁判権の行使が認められてから、最初の1年であり、国連軍関係についても新協定ができ、国内手続が整備された点で刑事裁判権運用の面において注目された一年であつたが、その状況は極めて



順調、かつ、円滑に推移した。

すなわち、昭和28年10月29日から29年末までの右の構成員、軍隊等の犯罪事件の総受理人員数は、合衆国軍隊関係7,738名、国連軍関係288名、合計8,026名で、このうち起訴人員は前者は183名（うち求公判125名、求略式48名）後者は9名（全部求公判）合計192名となつている。これを罪名別にみると、業務上過失致死傷60名、強盗致死傷40名、強盗26名、傷害177名、強姦致傷13名、窃盗11名の順となつている。

右192名の起訴人員のうち、審理係統中のものは58名で他はいずれも判決の確定をみている。実刑確定人員は26名にのぼつているが、最長刑は札幌地裁での強盗殺人罪に対する懲役15年、最も短い刑は横浜地裁での傷害罪に対する懲役10月であつた。実刑確定者は逐次東京府中刑務所に集めて行刑の適正を図つている。なお、刑期の短いもので既に三分の一を経過し、仮釈放になつたものが3名あり、それぞれ所轄観察所において保護観察を実施したが、保護観察所長等に対する行状報告等遵守事項は誠意をもつて履行されている。

#### (二) 一般外国人の犯罪

一般外国人の犯罪について注目すべきは依然朝鮮人の犯罪である。29年度における朝鮮人被疑者の総受理人員は71,485名で、前年に比し1,477名減じている。しかし仔細に検討すると、刑法犯は20,220名で前年に比し2,558名減じたが、特別法犯にあつては、5,126名で前年に比し4,035名増加しており、さらに、刑法犯にあつても傷害罪関係は5,172名が5,772名と大巾に増加し、その他強盗致死傷強姦、恐喝、殺人、強制わいせつ、強姦がいずれも増加し、特別法犯にあつては、暴力行為等処罰ニ関スル法違反は28年度の156名が229名と、麻薬取締法違反は398名が547名に、たばこ専売法違反においても796名が1,372名と激増し、その他食糧管理法、酒税法違反も少数ながら増加の傾向を示した。こうした状況にあつて29年9月頃より行われた外国人登録証明書切替申請は、その進捗状況は、むしろ好成績であり、我国の外国人対策も漸くその基礎が確立されつつある感が深い。（本省入国管理局の推定では、29年12月末日迄に登録証明書の有効期間の満了する者が99%占めているが、同年11月末日現在で、切替申請のあつたものは全国平均92.3%で、進捗状況の最も遅い東京都ですら85.8%で、登録上幾多の困難が予想された大阪でも87.8%の結果を示している。）

（右切替申請をめぐつて相当執拗な反対闘争が行われた。全国県市町村に対する反対陳情も県に対して281回、3,442名、市町村当局に対して4,315回、55,232名にのぼつた。）

なお、9月1日より10月末日までの間における全国の外国人登録法違反検挙数は3条違反132名、7条違反65名、8条違反183名、10条違反16名、11条違反941名、12条違反2名、13条違反296名、15条違反27名、18条1項2号違反9名、18条1項3号違反1名、その他39名、計1,711名にのぼり、これを国籍別にみると朝鮮1,564名、中国102名、その他45名となつている。これは入国管理局を初め県市町村の熱

意と違反発生の場合の警察・検察庁の万全の態勢がこの好成績を来した有力な原因と思われる。

#### 4 売春問題

昭和28年12月18日内閣に「売春問題対策協議会」が設置され、売春行為等の防止及びその取締並びに売春婦の更生保護等売春に関連する諸般の問題を検討し、これに関する立法その他総合的根本対策を協議することとなつたのであるが、29年2月6日第1回総会が開催された。爾来委員総会3回、検事会3回、小委員会2回、懇談会21回開催され、立法その他これに関する大体の基本方針の決定を見るに至り、幾つかの問題点と予算措置の裏付けが確立さえすれば政府に対し答申できる運びとなつている。

#### 5 麻薬・覚せい剤事件

麻薬関係事件は、数においては依然上昇を示し、29年中における総受理人員は2,730名（前年1,833名、以下括弧内は前年の数）で、起訴した者は1,575名（1,123名）に達している。

29年度における麻薬関係重要事項としては、まず、麻薬取締法別表第23号に基き、3月1日政令第22号をもつてアルファ-6-ジメチルアミノ-4.4-ジフェニル-3-アセトオキシヘプタン等の薬品が麻薬に指定され、厳重な規制を受けるに至つたこと、「あへん法」（昭29法71号）の制定をみたこと、「精神衛生法の一部を改正する法律」（昭29法179号）が制定され、麻薬、あへの慢性中毒者などについて知事による強制入院措置が認められるに至つたことなどであるが、さらに前記「あへん法」の趣旨の徹底と従来の実績にかんがみ麻薬検察に対する再検討を加えるため、覚せい剤事犯に対する対策樹立と併せて6、7月にわたり高検別係検事会同を開催し、多くの成果をあげた。

麻薬に関する事件としては、東京においていわゆる戦後最大の麻薬団といわれた中国人李金水一味を検挙し、ヘロイン、粗製モルヒネ、固型モルヒネ等計15疋余の押収をみたほか、横浜においても李金水に繋る大口密売者方英郎を始め、張敬庭を中心とする大口密売者、山口においても第3次検挙として北九州に跨る10数名の密売グループを検挙したことは注目すべきことである。

次に覚せい剤事犯をみると、漸次増加を示し、29年度の総受理人員は69,060名（28年度43,854名、以下括弧内は28年度の数）で、うち起訴した者は28,938名（15,696名）に達した。右受理人員を罪名別にみると製造禁止違反1,045名（616名）、譲渡、譲受の禁止違反20,732名（11,659名）、所持禁止違反42,491名（28,595名）、使用禁止違反4,667名（2,819名）、その他125名（165名）となつている。右取締面において、28年度をはるかに上廻る検挙数を示したのであるが、従来検挙の面で困難視されていた密造事犯についても、東京、大阪を始め、全国10数カ所において検挙に成功をみたことは特記すべきことである。

#### 6 財政関係事件

直接国税に関する規則事件は原則として国税当局の告発をまつて処理するのであつて、検察の成果は国税当局の調査成績の如何に影響されるところ大である。しかるに



29年度の国税査察官の新着手事件数は、255（前年度324）、不告発件数147（同167）告発件数28（同51）で、前年度に比し成績は低下している。この原因としては、国税査察官の定員減少、第三者通報制度の廃止、犯則手段の巧妙複雑化などが挙げられている。告発件数の極めて低調であるのは、犯則手段の巧妙複雑化してゆくに拘らず、この種事件の捜査上の問題点が今なお十分な解決をみていないことによるものである。

間接国税関係では、酒税法、印紙税法違反事件の受理人員が28年に比較して相当減少し、その他の間接国税については殆んど差異がない。酒税法違反事件の減少は、その中心をなす密造事件が客観的にも減少し、加うるに犯則手段が巧妙となつていくことにその因がある。なお、消費税関係の検挙件数の減少は、入場税の国税移管によりその徴税面に相当の人員を当てたことも原因とみられる。

専売法違反事件については28年と大差ない。

密貿易関係事犯については、28年において関税法違反事件の受理件数は減少、関税法等の臨時特例違反事件は増加の傾向を示している。この現象は、従来多くみられた朝鮮との機帆船による密貿易事件は朝鮮における経済状況の安定とともに漸次減少し正規貿易に便乗する船員等の携帯密輸が増加しているのに基因するものであつて、件数は多くとも犯則物件の価額において従来を下廻り、通告処分によつて終結し告発に至らないものが増加の傾向にあることを物語るものである。

一方駐留軍用として免税の特権を与えられた貨物の横流し事犯が激増の傾向にあることは、関税法等臨時特例違反件数の増加によつて知ることができる。

## 7 金融事件

金融事件については、29年1月26日保全経済理事長伊藤斗福の逮捕以来その他の株主相互金融方式、匿名組合方式など広地域にわたるいわゆる街の利殖機関について順次捜査が行われ、29年中に152件の主要利殖機関（被害者合計27,690名、約2,532,178,967円）の幹部が、詐欺罪等の被疑者として取調を受け、うち109件は既に起訴済である。

その間、不特定多数の者からの預り金や出資の受入など金銭受入行為を規制し、高金利を抑制する新立法として「出資の受入、預り金及び金利の取締等に関する法律」及び「証券取引法の一部を改正する法律」が成立し、29年6月それぞれ公布逐次施行された。かかる断乎たる検挙は、右の新立法の施行と相俟つて、さしも全国的に蔓延したいわゆる街の利殖機関もその跡を断つに至つた。

なお、昭和29年7月「百貨店友の会」の会費受入が右出資等の法律第2条にいわゆる預り金の禁止に抵触するや否やにつき検討の結果、右は第2条に違反するとの結論に達し、爾後百貨店側も合法的な機構に改組し、いわゆる友の会問題は波乱なく終結した。

さらに、外国為替及び外国貿易管理法違反事犯については、29年中新たに受理したもの803名（28年914名）、起訴224名（同223名）であるが、特記すべきは29年8月神戸地検において印度人貿易商ルガニー・パルマナンド・ケヤジュマルを中心として、

常習、かつ、職業的にいわゆる弗の売買を行つていることを探知し、これらの組織に關係のある外国人（印度人、米国人、英国人、パキスタン人等）15名を検挙して取調の上、7名を国法違反として起訴（米弗、香港弗、英国弗等の各種にわたり、弗外貨のみでも約15万弗にのぼる）したことであつた。

## 2 法案の立案に関する事項

昭和29年中は、当課立案の法令はないが、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律、あへん法、水道法、学校給食法、日本中央競馬会法、さらに関税法、砂糖消費税の全面改正、麻葉取締法、覚せい剤取締法、精神衛生法、らい予防法並びに各種税法、証券取引法の一部改正等の立案及び国会審議について主務省に協力した。

## ハ 公安課

法務省組織令第19条

### 目的とその業務の実施状況

公安課における所掌事項は、公安・労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項である。各検察庁の公安・労働係検事は鋭意公安・労働関係事件の捜査、処理及び公訴の維持に当り、公安事務室はそのための法令の研究及び資料、情報の蒐集、整備を助けている。

### 業務の実施状況

(イ) 昭和29年の公安情勢については、日共は引続き中間綱領の線に沿つて、民族解放民主統一戦線の拡大強化のため、根強い労組工作、農村工作、青少年婦人工作、文化工作、朝鮮人工作等の大衆工作を展開し、特に公然活動が顕著であつた。軍事活動もかつて見られたような華々しい行動を避け、水害地工作、自衛隊工作等地味な形をとるに至つた。他面、なお、党は組織防衛のため、強力な点検肅正工作を続行し、いわゆるリンチ事件が発生した。他に町村合併反対闘争等をめぐる集团的不法事犯が全国各地に受生し、さらに、特異なものとしては、国会乱闘事件、ラストボロフ事件、吉田元総理暗殺予備事件等が注目された。

(ロ) 昭和29年の労働情勢については、デフレーション政策の滲透するにつれて、賃金ストップ、人員整理、企業整備が行われ、これに対する労働者の争議は、誼首反対等の防衛闘争に移行せざるをえなかつた反面、争議は苛烈にして長期化の様相を呈するに至つたもので、尼崎製鋼所及び日鋼室蘭製作所争議はその代表的なものである。又特筆すべきは封建的労務管理打破のためと称する、近江絹糸争議その他各地の銀行証券取引所争議である。他に炭労、私鉄総連、国鉄の争議が注目される。戦術としては、一般に部分スト等の柔軟戦術、ビケラインの強化等が顕著であつたが、11月6日いわゆる労働次官通牒が発せられ、争議行為における実力行使の合法性の規準を周知させるのに貢献した。なお、経済情勢の不況が人身売買、賃金不払、労働強化等深刻な問題を生じている点も見逃せない。

(ハ) 昭和29年の公安・労働関係事件の総受理人員は7,373名で、大別して公安関係事件



人員は2,213名、労働関係事件人員は5,160名を数え、前者は昨年（昭和28年）より1,652名、後者は昨年より247名増加し、総計において1,899名の激増をみている、なお、この内違法争議行為関係事件人員は1,565名で、これも昨年の705名に比し倍以上の増加を示している。又職業安定法、労働基準法等労働保護法規違反関係事件人員は合計4,884名に及んでいる。これが処分についてであるが、公安関係事件においては、起訴347名、不起訴1,890名で、起訴率1割8分強、労働関係においては、起訴1,963名不起訴3,171名、で起訴率6割2分弱となっている。罪名別にみると威力業務妨害、暴力行為等処罰に関する法律違反、住居侵入、公務執行妨害、逮捕監禁等の順である。事件は概ね著名な大都市を中心に集中し、東京、大阪、福岡、札幌、神戸等に多数の事件が発生した。

㊦ 主要事件の公判状況については、いわゆる皇居前事件、吹田事件、枚方事件、及び大須事件等の一連の騒擾事件が今なお一審に係属し、熾烈な公判闘争が続いているが、平事件は漸く結審し判決を待つ段階となつた。また、破防法違反事件は、釧路の事件が一審で無罪の判決を受けて検事控訴中であり、津の事件は論告を了し、京都、岐阜の両事件は審理継続中である。電産争議事件は福岡電産事件につき最高裁大法廷が電気事業法違反に免訴の判決を下し、同法の解釈に結論を与え、昭和27年生起した四国電産の停電事件については、一審において、検事の主張を容れ威力業務害罪の成立を認めた。

㊧ 当課立案の立法はなかつたが、「日米相互防衛 援助協定等に伴う秘密保護法」、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律」、「教育公務員特例法の一部を改正する法律」の立案及び国会審議について、主務省に協力した。

## 二

### 参事官室

法務省組織令第20条  
法務省組織規程第8条

#### 目的とその業務の実施状況

##### 1 刑事に関する基本法の立案に関する事項

###### (イ) 刑事訴訟法の改正に関する事項

刑事訴訟法については、すでに数次の改正があつた上、昨28年においても相当重要な改正が加えられ（昭和28年法律第172号）、現行刑事訴訟法の根本構造を変更しないままです部分的な改正は、殆んど可能な最大限度に達するまで行われたと思われるので、29年においては、現行刑事訴訟法全般の運用状況および昨年の改正法の実施状況を調査し、これに基づいて、現行法の根本構造をこのまま維持することが妥当であるかどうかについて、根本的な検討を重ねている。

###### (ロ) 刑法の一部改正に関する事項

いわゆるプロベーション（執行猶予者に対する保護観察）制度の採用については、既に昨28年刑法の一部改正により、二度目の執行猶予を保護観察に付することとなつたが（昭和28年法律第195号）、本年も引続いてプロベーション制度の拡充をはかる

ため、保護局と協力して研究検討を加えた上、第19国会に、初度目の執行猶予者をも保護観察に付しうるとともに、保護観察解除の制度を新たに設ける趣旨刑法の一部を改正する法律案を提出した。同法案は、執行猶予者保護観察法案とともに、4月1日原案どおり成立し、同日公布され（昭和29年法律第57・58号）、7月1日から施行されるに至つた。

###### (ハ) 司法制度の改正に関する事項

昨28年以来法制審議会司法制度部会において、最高裁判所の機構並びに上告制度を中心とする司法制度の改正につき審議が重ねられてきた。

本年1月16日同部会の中間報告に基き、7月30日には、同部会、民事訴訟法部会および刑事法部会から選出された同数の委員からなる合同小委員会が設置され、同委員会は、同日から11月26日まで、4回にわたつて右事項を審議してきた。この間、国会特に衆議院法務委員会は熱心にこの問題を取り上げ、多数の参考人を招いて意見を聴取し、最高裁判所の裁判官を増員する趣旨の改革試案を発表し、最高裁判所もまた、最高裁判所の裁判官を減員し、別に上告裁判所を設置するのが妥当であるとの意見を発表するに至つた。そこで、法務省においても11月26日同省の幹事試案として、上記法務委員会および最高裁判所の意見を調整した上告制度改正要綱試案を作成したが、合同小委員会ではまだこの問題に対する結論を得るに至っていない。

上告制度の改革と関連して、刑事上告理由をどのように定めるかは、刑事訴訟法の根本構造に多くの影響を与える重要問題であるから、参事官室においては、この問題につき資料を蒐集作成する傍ら、叙上の審議と併行し、刑事訴訟法における上告審の在り方、上告理由の種類とその範囲について根本的な検討と研究を加えつつある。

##### 2 その他の刑事関係法令の立案に関する事項

###### (イ) 交通事件即決裁判手続法の立案

累年激増する交通事件を迅速にしかも適正に処理するに適した手続法の制定が各方面の強い要望であつたので、昨年来から資料の収集整理に当り、その準備をすすめていた。29年においてこれを総仕上げし、2月12日には第19国会提案の運びを見、原案通りの可決を得て、5月18日法律第113号として公布され、11月1日から施行されることになつた。なお引続きこの法律の施行に伴い、検察庁に依命通牒をする一方、その実施状況の報告を求め、本法の運用の適正を期している。

###### (ロ) 刑事訴訟法第194条に基く懲戒処分に関する法律の立案

刑事訴訟法194条は、検察官の指揮指示に従わなかつた司法警察職員に対する懲戒・罷免の訴追について別に法律を設けることを予定しており、その制定は早くより要望されていたが、諸般の事情でその実現を見ていなかった。しかし、警察法の全面改正が行われることになり、この際検察官と司法警察職員との関係につき法律上の建前を確立しておく必要があつたので、国家地方警察本部、東京警視庁、各特別司法警察の担当官庁と数次の折衝を行い、19国会に提案し、その可決を得て、4月6日法律60号をもつて公布され、7月1日から施行された。



### 3 検察運営又は法律問題に関する意見具申に関する事項

検察の運営又は法律問題の重要なものについて、随時、刑事局長の諮問を受け、必要な調査研究を行い、それらに対する意見を答申している。

### 4 各種資料の収集、整理及び保存に関する事項

刑事関係法令の立案及び局内の執務の参考に資するため、法令の制定改廃、刑事判決、通牒要旨等カード式を主とする各種資料の収集、整理、保存を行っている。

## (4) 矯正局

法務省設置法第8条  
法務省組織令第21条第~27条

### 目的及び業務内容

矯正局は、法務のうち、大別して行刑及び少年保護にわかつことのできる矯正の業務を所管するため、次の事務をつかさどるものとされている。

- 1 犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
- 2 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
- 3 矯正職員の教養訓練に関する事項
- 4 犯罪人の指紋に関する事項
- 5 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- 6 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）の規定により監置に処せられた者に関する事項
- 7 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

なお昭和28年11月25日法務省令第84号をもつて法務省組織規程の一部改正が行われ、矯正局に顧問、参与を置くことができることとなった。

これは平和条約第11条による刑の執行並びに赦免等に関する事項について、その運営の適正と円滑を期する趣旨によるものであり、従つて、その所掌の範囲は、これらの事項に限られている。

### 業務の実施内容

矯正局の事務のうち主要な事項は各課（総務、矯正調査、保安、作業、医療分類、教育の6課）の業務実施内容の中に記載された通りであるが、その他に特記すべき事項は次の通りである。

#### ○ 主な会同及びその議題の概要

矯正管区及び矯正施設に対する指令の徹底、主要問題の諮問答申を通じて、施設運営の向上に資しているが、主な会同及びその議題は次の通り

- 1 矯正管区長及び少年鑑別所長会同  
期日 昭和29年4月22日~23日 2日間  
諮問事項 少年鑑別所における鑑別技術及び少年処遇の向上を図るため考慮すべき点如何
- 2 矯正管区長、拘置所長、刑務所長及び少年刑務所長会同  
期日 昭和29年6月17日~18日 2日間  
諮問事項 左記収容者の取扱について考慮すべき点如何  
イ 短期受刑者  
ロ 長期受刑者  
ハ 青年受刑者



- 3 矯正管区長及び少年院長会同  
期日 昭和29年10月19日～20日 2日間  
諮問事項 (1) 集団処遇から逸脱する少年に対し、制度上並びに処遇上考慮すべき事項について  
(2) 職業補導を効果あらしめる具体的方策について
- 4 以上のほか矯正管区長会議1回、矯正管区第一部長会議1回、同第二部長会議2回をそれぞれ行つた。

## イ 総務課

法務省組織令第22条

### 目的及び業務内容

総務課においては次の事務をつかさどるものとされている。

- 1 矯正（法廷等の秩序維持に関する法律〔昭和27年法律第286号〕の規定による監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律〔昭和27年法律第103号〕の規定による刑の執行を含む、以下同じ。）に関する一般的企画に関する事項
- 2 矯正に関する人事及び予算その他一般的管理の整備改善に関する事項
- 3 矯正職員（巣鴨刑務所の職員を含む。）の研修及び福利に関する事項
- 4 局内の事務の総合調整に関する事項
- 5 矯正局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

### 業務の実施状況

総務課においては矯正に関する当局の方針を徹底させ、及び適切な企画をたてるため種の会同を催していることはさきに矯正局に関する総括において述べたとおりであるが、人事及び予算についてのあらましをのべると次のとおりである。

#### a 矯正職員の人事に関するもの

##### (イ) 職員の研修

全国8カ所に設置されている地方矯正研修所において実施した研修は、本科第一部、第二部合せて281名、初等科499名、特修科705名であつた。

##### (ロ) 職員の任免関係

職員の新規採用は、矯正管区8名、刑務所587名、少年院237名、少年鑑別所89名であつた。

退職、免職及び死亡は、矯正管区4名、刑務所584名、少年院185名、少年鑑別所76名であつた。

##### (ハ) 職員の定員関係

収容状況等の変化に対処し、できるだけ合理的なものにするため、昭和29年7月12日矯正甲764号訓令をもつて拘置所、刑務所及び少年刑務所の配置定員を改訂した。

##### (ニ) 特別待命、臨時待命関係

(1) 政府職員の特別待命に関する件（昭28・10・23閣議決定）並びに人事院規則15～7（昭28・11・1施行）特別待命により、特別待命を承認された者は154名であつた。

(2) 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和29年法律第186号）により臨時待命を承認された者は、110名であつた。

#### (ホ) 給与

##### (1) 定期昇給

昭和29年度の定期昇給は、1月、4月、7月、10月の各月の1日に行われ、矯正管区295名、刑務所24,460名、少年院3,745名、少年鑑別所1,790名、巣鴨刑務所354名、中央研修所42名であつた。

##### (2) 特別昇給

昭和29年度の特別昇給は、勤務評定に基き勤務成績優秀者1,012名に対し、7月1日付をもつて発令された。

##### (3) 昇格

昇格人員は次の表に示すとおりである。

昇格人員表

括弧内は矯正級を示す

組織別	14	13	12	(8) 11	(7) 10	(6) 9	(5) 8	(4) 7	(3) 6	(2) 5	(1) 4	3	2	1	計
矯正管区	—	1	2	(4)	(12)	(12)	(24)	(6)	(1)	5	10	2	—	—	(52) 20
刑務所	1	6	12	(20)	(92)	(53)	(415)	(949) 6	(2,419) 19	(2,691) 68	99	46	5	—	(6,639) 262
少年院	—	2	3	(8)	(11)	(19)	(42)	(73) 6	(103) 1	(160) 17	18	21	3	—	(416) 71
少年鑑別所	—	1	2	(4)	(6)	(16)	(15)	(39) 3	(53) 8	(43) 26	32	17	1	—	(176) 90
巣鴨刑務所	—	—	—	(1)	(1)	—	(2)	(8)	(23)	(31) 1	—	—	—	—	(66) 1
中央研修所	—	—	—	—	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	3



矯正職員級別定数一覧表 括弧内は矯正級を示す

組織別	級別		14	13	12	(8) 11	(7) 10	(6) 9	(5) 8	(4) 7	(3) 6	(2) 5	(1) 4	計	
	年度別	年度別													
矯正管区	昭和28年度		1	8	5	(6)	(14)	(60)	(50)	(29)	(1)	7	21	23	(160) 78
	昭和29年度	定員内 定員外	1	8	7	(11)	(7)	(62)	(39)	(41)	3	5	7	5	(160) 41
刑務所 (大島支署を含む)	昭和28年度			15	46	(69)	(146)	(335)	(720)	(1,623)	(2,491)	(4,263)	(6,006)	298	(15,653) 1,307
	昭和29年度	定員内 定員外		15	46	(69)	(146)	(335)	(720)	(1,623)	(2,391)	(4,060)	(5,702)	288	(15,046) 1,280
少年院	昭和28年度			5	15	(27)	(67)	(109)	(219)	(278)	(461)	(358)	(402)	98	(1,921) 405
	昭和29年度	定員内 定員外		5	15	(27)	(67)	(108)	(219)	(271)	(441)	(338)	(372)	91	(1,843) 391
少年鑑別所	昭和28年度			1	3	(13)	(57)	(47)	(93)	(156)	(209)	(149)	(109)	119	(833) 291
	昭和29年度	定員内 定員外		1	3	(13)	(57)	(47)	(93)	(156)	(201)	(134)	(94)	114	(795) 278
東鴨刑務所	昭和28年度			1	1	(2)	(4)	(8)	(28)	(26)	(57)	(103)	(111)		(339) 4
	昭和29年度	定員内 定員外		1	1	(2)	(4)	(8)	(28)	(26)	(52)	(53)	(61)		(234) 4
中央研修所	昭和28年度			1	1									2	3
	昭和29年度			1	1									2	29

b 共済組合

刑務共済組合の昭和29年度末状況は次の通り。

(1) 組合員数

甲種組合員	2,087名	
乙種 "	18,803名	計 20,890名

(2) 経理状況

収入	国庫負担金	118,307,580.00
	短期掛金	117,266,188.00
	その他	1,829,694.00
	計	237,403,462.20
支出	諸給付金	197,685,456.00
	福祉会計及び連合会繰入金	11,362,747.00
	その他	824,375.00
	当期利益金	27,530,884.20
	計	237,403,462.20

(3) 昭和29年度においては、前年度の赤字 14,096,676 円を消却し、経理規程に定める所定の支払準備金を積立てた外、不足金補填積立金 10,389,434.69 を計上できる状態となり、健全財政の確立に向つて希望的な進展を遂げた。

C 矯正における予算関係

(1) 矯正施設における一般行政予算と、ここに収容される者に必要とする予算の管理をしているのであるが、29年度における予算要求の重点は次のとおり。

- 刑務所においては a 施設の老朽度が著しいのでこれに伴う予算の確保  
 b 工場及び夜間における警備力の増強、これに伴う職員の増員、看守教習生の定員外等
- 少年院においては a 新設少年院の継続工事及び老朽施設の整備改修に要する予算  
 b 悪質少年の集団暴動化と相俟つて負担率軽減による職員の増員等

少年鑑別所においては 最低限度の警備力維持に必要とする職員の増員等

昭和29年度矯正関係予算 (単位千円)

区	分	管	区	研修所	刑務所	少年院	鑑別所	計
官	署	費	88,970	29,973	4,545,309	561,626	295,051	5,521,009
収	容	費	-	-	2,962,461	520,783	138,105	3,621,349
奄美群島復帰善後処理費			-	-	10,004	-	-	10,004
工	事	費	-	-	175,943	89,300	-	265,243
災	害	復旧費	-	-	40,315	3,192	641	44,148
計			88,970	29,973	7,734,032	1,174,971	433,807	9,461,753



(2) 全国矯正施設において使用する被服、食糧、車輛、ゴム製品等の主要物資につき本省において計画し管区の意見を斟酌し、これを各施設に配分する。

矯正施設の数並びに収容定員

施設の種類	施設数	収容定員	昭和29年度中の異動
刑務所	56	42,503	
刑務支所	17	3,315	
拘置所	7	5,869	
拘置支所	92	5,098	
少年刑務所	9	4,746	
少年院	56	10,930	
少年院分院	6	235	
少年鑑別所	49	2,636	廃止 1
少年鑑別所分所	2	53	
矯正管区	8		
中央矯正研修所	1		

(3) 予算管理の事項について昭和29年度中訓令又は通牒で指示した事項中主なるものは次のとおりである。

- 昭和29年度予算の処理方等について (昭和29年7月矯正甲第753号)
- 各施設に対する年額の通知方等について (昭和29年7月矯正甲第754号)
- 昭和30年度予算資料の提出方について (昭和29年7月矯正甲第774号)
- 日額旅費の支給について (昭和29年4月矯正甲第506号)
- 収容者用衣類製作に要する標準所要生地量について (昭和29年5月矯正甲568号)
- 収容者用勤労給養食給与方について (昭和29年7月矯正甲第824号)
- 収容者用主食(米穀)の給与現況並びに所要調書提出について (昭和29年11月矯正甲第1,128号)
- 収容者用衣類臥具等現在数調書提出方について (昭和29年12月矯正甲第1,288号)
- 自動車経歴簿の作成について (昭和30年3月矯正甲第271号)

将来の方針

- 1 地方矯正研修所の職員の増及び施設の整備
- 2 刑務所の警備力増強に対する警備器具の整備充実及び職員の増
- 3 収容者特に少年の教化訓練に必要な人的物的及び施設の整備充実
- 4 収容者用被服の整備改善
- 5 刑務所建物の整備改築並びに拘置支所の新設
- 6 少年院及び少年鑑別所施設の整備改善並びに鑑別分所の新設

矯正調査課

法務省組織令第23条

業務内容

矯正調査課は、次の事務をつかさどるものとされている。

- 1 矯正(監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行を含むこと、総務課の項について掲げたところに同じ。)に関する法令案の作成に関する事項
- 2 矯正施設(巣鴨刑務所を含む。)の巡閲及び調査に関する事項
- 3 矯正審議会に関する事項
- 4 巣鴨刑務所の一般的運営に関する事項

業務の実施状況

1 矯正に関する法令案の作成について

昭和29年1月1日から12月31日までの矯正関係法令の制定、改廃のおもなものを、日を追つてみると、次のとおりである。

- a 少年院及び少年鑑別所組織規程の一部改正(昭和29年3月25日法務省令第19号同年4月1日施行)
    - 4月1日から浪速少年院の分院河陽学舎が廃止された。
  - b 昭和25年法務府告示第98号(少年院種別表に関する告示)の一部改正(昭和29年3月27日法務省告示第346号同年4月1日施行)
    - a項の改正に伴い関係告示を改正したもの。
  - c 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正(昭和29年4月13日法務省令第32号同日施行)
    - 京都刑務所所轄の舞鶴拘置支所及び網走刑務所所轄の二見ヶ岡刑務支所が4月13日から廃止された。
  - d 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正(昭和29年7月14日法務省令第81号同年7月15日施行)
    - 新潟刑務所所轄の相川拘置支所が7月15日から設置された。
  - e 矯正審議会令の一部を改正する政令(昭和29年7月30日政令第220号同日施行)
    - 中央刑務審議部会の名称を中央矯正審議部会に、地方刑務審議部会の名称を地方矯正審議部会に改めた。
  - f 少年院及び少年鑑別所組織規程の一部改正(昭和29年9月1日法務省令第105号同日施行)
    - 多摩少年院の分院二葉学園が9月1日から廃止された。
  - g 昭和25年法務府告示第98号(少年院種別表に関する告示)の一部改正(昭和29年9月1日法務省告示第935号同日施行)
    - f項の改正に伴い関係告示を改正したもの。
- 2 矯正施設にの巡閲等について  
巡閲及び監査計画に基づき本年度実施したもの次のとおり。



a 巡閲のもの

豊多摩刑務所	大阪刑務所	神戸刑務所	滋賀刑務所
岐阜刑務所	鳥取刑務所	福岡刑務所	宮崎刑務所
札幌刑務所	旭川刑務所	網走刑務所	水戸少年刑務所
松本少年刑務所	奈良少年刑務所	盛岡少年刑務所	

b 監査のもの

茨城農芸学園	有明高原寮	奈良少年院	宇治少年院
神戸再度山学院	鈴蘭台学園	愛知少年院	岐阜少年院
新光学院	福岡少年院	大分少年院	人吉農芸学院
置賜学院	盛岡少年院	北海少年院	千歳少年院
浦和少年鑑別所	千葉少年鑑別所	長野少年鑑別所	大阪少年鑑別所
鳥取少年鑑別所	熊本少年鑑別所	札幌少年鑑別所	

3 「矯正資料」の刊行について

犯罪人の矯正に資するため、昭和29年中次の資料を編さん刊行した。

号	題名	著・訳者	刊行月日	頁数	型体
6	犯罪と遺伝	小林 靖彦	7.20	80	A 5
7	少年矯正教育の歴史的研究	副島 和穂	7. 1	68	"
8	矯正施設におけるグループ・ワークの研究	稲田 俊秀	8.20	107	"
9	看守戒護訓練方法の研究 一九五二年国際刑法刑務会議	吉田 猛	9.20	231	"
10	欧州地域協議会記録	花川 律之訳	10.20	186	"

4 矯正審議会について

(8) 矯正審議会の項参照

5 巢鴨刑務所の一般的運営について

昨年（昭和28年）中は巢鴨刑務所について、特記すべき事項はなく、その運営も、概ね順調であり、一般在所者は一応落着を示している。しかし、第三国人在所者（韓国人20名、台湾人38名）は、彼らに対する出所後の援護措置が、「日本在所者と均衡を欠いており、差別待遇である」と称し、出所後の就職並びに住宅の斡旋及び生活資金の支給又は貸与を、政府に強く要求している。現在までは、個々の出所者について関係各省その他の団体と密接な連絡をとりつつ、解決して来たが、将来、仮出所その他にて、第三国人在所者の出所者が多くなるに従い、今後の問題の一つとなることが予想される。

また、本年中の出所者は合計138名（うち死亡者3名）で、その内訳は、極東3名、米国54名、英国4名、仏国2名及び濠州12名である。

なお、昭和29年12月31日現在の裁判国別在所人員は次のとおりである。

国別	極東	米国	英国	和蘭	濠州	計
人員	9	264	93	142	156	664

将来の方針

現在研究中のもの及び研究を要するものは、次のとおりである。

- 1 少年鑑別所法案の作成に関する事項
- 2 監獄法の改正に関する事項
- 3 少年法及び少年院法の改正に関する事項
- 4 極東国際軍事裁判所及び連合国戦争犯罪法廷によつて刑を科せられた者に関する資料の収集
- 5 矯正に関する外国の資料の収集、研究

ハ 保安課

法務省組織令第24条

目的

- 1 矯正施設における収容、紀律、拘禁、移送、保安、（火災、地震、暴動及び逃走等の事故に関する措置を含む）及び満期釈放その他の釈放に関する事項をつかさどる。
- 2 矯正職員の点検礼式及び非常訓練に関する事項をつかさどる。
- 3 矯正施設の保安面における科学的設備の充実、拘禁力確保のための施設の廃置分合並びに施設の充実について関係課に対する意見具申に関する事項をつかさどる。

業務の実施内容

1 法令の解釈とその運用に関する指導監督

監獄法及び少年法並びに少年院法の運用殊に収容、自由刑及び釈放等に関する事項の内には、法令で明示されない部分、或いは法令の運用について疑義のある場合が多いので、かかる事案に対する質疑に応じて解釈し又は運用の適否に関する監督指導に当たっている。

2 矯正施設における被収容者の拘禁について

a 全国各矯正施設にどのような種類の者を収容するかということについて、行刑施設に関しては各矯正管区受刑者収容分類規程の認可の事務、並びに他の管区にまたがって特殊な収容者を特殊な施設に拘禁することについては、その収容区分の指定に関する事務を行い、また少年院に関しては少年院の種別指定の事務をとつている。

b 全国的に見て行刑施設の拘禁率は112%で、昭和28年の116%のそれに比較しやや減少し、安定の傾向を辿っているが、しかし地域的にみれば福岡矯正管区134%、名古屋矯正管区79%と収容状況と不均衡を生じており、これが是正のためと一方刑務作業（特に泊込構外作業場）の運営のためほぼ3000名に及ぶ多数の収容者の移



送を立案指示し又は認可している。又行刑施設のみに限らず少年施設において保安上憂慮される集团的犯則、或いはボスの収容者の発生することがあり、これに対して当該矯正管区内にはその措置に困る場合においても、拘禁の確保と保安の維持のため他の矯正管区に移送する指示又は認可を与えている。

### 3 矯正施設における紀律維持及び保安について

- a 各施設の紀律状況並びに保安状況について常に注意を払い、現場各施設の状況に応じて臨機にこれが原因の探究、対策に対する指示を行い、その原因が各施設に通じて陥り易い事案と認められるときは、これをもとにして、各施設に対処方を指示し、矯正施設全般の運営を全からしめるよう指導監督に当たっている。
- b 保安意識の昂揚と事故防止のため昭和25年12月訓令行刑施設の保安成績表彰基準による無事故刑務所の表彰式（昭和29年1月23日）を行い、また随時保安上功績のあつた者に対しては、その表彰方について関係課に意見を具申している。
- c 社会情勢と矯正施設の現況に鑑み、これら施設の警備力の強化並びに施設相互間の協力を増大せしめるため10月6日矯正甲第1014号訓令をもつて行刑警備要綱を全面的に改正し、新に管区機動警備隊を設置するとともに4月3日矯正甲第436号訓令をもつてガス銃の使用を認めることにした。
- d 矯正職員の紀律の弛緩は収容者の紀律維持並びに保安上に影響するところが多いので常に厳正な勤務態度並びに服装について監督を厳にし、このような見地から矯正職員の点検規則並びに監獄礼式の改正、矯正職員執務準則の設定について研究を進めている。
- e 矯正職員の護身術の訓練は保安に対する志気の昂揚と有事に備える唯一の方法であるので、これが訓練について各現場庁を督励し、本省においても春秋二回（昭和29年6月20日より2日間、並びに10月24日）にわたつて柔剣道の大会を挙行政した。一方本年より刑務職員拳銃射撃大会（9月22日）を挙行政し、拳銃の使用訓練に遺憾なきを期している。
- f 保安上必要な訓練として武器使用の訓練、並びに消火訓練、護身術訓練その他保安幹部の研修を始め、実務研修について中央矯正研修所又は地方矯正研修所に依頼して研修の実施に努めている。
- g なお昭和28年中において保安上の事項に関して管区第2部長会議を1月、5月、9月の3回に亘り開催した。

### 【統計資料】

#### 1 最近における事故の趨勢

##### a 刑務所、少年刑務所及び拘置所

種別	年別	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
		逃走	952	738	587	374	256	171	141	93
年間人員	その他	27	39	65	49	53	56	57	47	49

備考 火災事故はその件数を計上す。以下同じ。

##### b 少年院、少年鑑別所

種別	年別	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
		少年院	246	282	777	2,049	2,231	1,547	873	950
年間人員	少年鑑別所	—	—	—	754	204	273	120	64	71

#### 2 昭和28年中及び昭和29年中における刑務事故月別件数人員表

##### a 逃走事故

年別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		昭和28年	人員	1	6	5	10	7	25	9	8	6	9	5
	件数	1	4	4	7	6	5	8	6	5	8	5	2	61
昭和29年	人員	12	5	8	5	3	3	3	9	7	6	3	6	76
	件数	5	3	6	5	3	3	6	8	5	6	2	6	58

##### b 逃走以外の事故

年別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		昭和28年	人員	5	4	6	3	7	5	2	2	4	6	2
昭和29年	人員	5	3	3	8	7	2	4	6	3	5	1	3	49

#### 3 昭和28年中及び昭和29年中における保護少年の逃走事故月別件数人員表

##### a 少年院

年別	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		昭和28年	人員	65	61	77	79	85	60	77	85	98	66	66
	件数	24	32	32	35	38	34	39	52	38	24	29	44	421
昭和29年	人員	85	60	59	47	57	95	55	184	69	60	70	42	883
	件数	26	31	26	26	34	35	34	47	29	28	29	26	371



b 少年鑑別所

年 別	月 別	月 別												計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
昭和28年	人 員	6	3	8	3	5	4	5	1	11	1	6	5	58
	件 数	3	2	5	3	2	4	4	1	7	1	4	5	41
昭和29年	人 員	3	9	5	15	8	8	5	1	2	4	3	5	68
	件 数	3	3	2	9	3	5	2	1	2	4	2	5	41

二 作業課

法務省組織令第25条

業務の内容

刑務作業は受刑者の社会復帰後における自立更生のための職業補導を強力に実施するとともに、行刑費の償却を図りもつて国家財政に寄与することをその目的としているが、当課は刑務作業全般についての企画、指導及び運営に関する業務を掌っている。

業務の実施状況

1 事務連絡

A 第二部長協議会

全国矯正管区第二部長を本省に招集して重要事項について協議するとともに、当局の方針の徹底を図った。

期 日	協 議 事 項
第1回 昭和29年1月26、27日	(1) 昭和28年度の歳入歳出予算の最終調整について (2) 昭和29年度の管区別内示額の設定について
第2回 昭和29年5月13、14日	(1) 作業用機械器具の整備について (2) 拘禁分類と作業賦課の関連性について
第3回 昭和29年9月6～8日	(1) デフレ対策について

B 矯正管区作業課長協議会

全国矯正管区作業課長を本省に招集して作業実施上の諸点について協議するとともに、当局の方針の徹底を図った。

期 日	協 議 事 項
昭和29年12月14、15日	(1) 昭和28年度の作業成績について (2) 刑務作業規程実施状況及び質疑について (3) 昭和29年度歳出予算の過不足調整及び歳入見込額について

期 日	協 議 事 項
	(4) 昭和30年度作業計画の編成について (5) 事務処理上の諸連絡及び当面の諸問題について

2 昭和29年中通牒で指示した事項

- 業種表の追加について(昭29.1.27.事務次官通牒矯正甲第127号)
- 業種表の一部改正について(昭29.2.22.法務大臣訓令矯正甲第162号)
- 刑務作業による未収入金の防止について(昭29.3.17.矯正局長通牒矯正甲第244号)
- 昭和29年度刑務作業運営方針について(昭29.3.29.矯正局長通牒矯正甲第401号)
- 受刑者の構外作業就労に対して支払われる金額の認証について(昭29.4.30.矯正局長通牒矯正甲第536号)
- 作業製品の部内利用について(昭29.4.30.矯正局長通牒矯正甲第539号)
- 構外作業カードの提出について(昭29.5.14.矯正局長通牒矯正甲第583号)
- 作業用印刷機械の更新について(昭29.5.26.矯正局長通牒矯正甲第628号)
- 計算賃金決定の件依命通牒(昭29.6.16.事務次官依命通牒矯正甲第696号)
- 構外作業場における経理夫の賃金について(昭29.7.3.矯正局長通牒矯正甲第734号)
- 事務用紙の購入について(昭29.7.5.矯正局長通牒矯正甲第719号)
- 作業用主要機械カード品目表の追加について(昭29.9.29.矯正局長通牒矯正甲第996号)
- 作業月表の記載方について(昭29.10.25.矯正局長通牒矯正甲第1,069号)
- 指定事務用紙の改正について(昭29.12.14.矯正局長通牒矯正甲第1,223号)
- 作業賞与金の計算について(昭29.12.18.矯正局長通牒矯正甲第1,240号)
- 価格更生増の場合の認可申請について(昭29.12.23.矯正局長通牒矯正甲第4,122号)

【統計表】

最近10年間の刑務所の経費と作業収入額 単位1000円

区 分	収 容 費 A	作業収入に よる償却率 $\frac{C}{A} \times 100$	作 業 費 B	作業費に対 する回収率 $\frac{C}{B} \times 100$	作 業 収 入 額 C
昭和20年	29,652	127	14,838	254	37,788
21	114,463	69	24,889	318	79,369
22	592,254	51	108,441	279	303,484
23	1,848,282	41	309,466	247	765,615
24	2,411,535	53	842,689	152	1,281,822
25	2,947,446	55	1,216,192	133	1,622,593
26	3,043,479	60	1,194,414	153	1,838,962
27	2,942,477	65	1,152,450	166	1,919,106
28	2,737,576	77	1,020,123	208	2,126,938
29	2,825,131	72	964,367	210	2,027,609



作業製品需要先別調 単位1,000円

年度	区分	部内自給 A	官公需 B	民需 C	計	%		
						A	B	C
27		357,316	399,451	1,251,355	2,008,122	18	20	62
28		326,052	390,923	1,409,963	2,126,938	16	18	66
29		236,696	374,906	1,407,833	2,019,435	12	19	69

就業状況

A 就業人員 58,429人

業種	就業人員	業種	就業人員	業種	就業人員
木工	3,803	化学工業	153	薬工	2,566
印刷	2,756	製紙	248	食品加工	59
洋裁	2,689	紙細工	6,735	雑工	833
金属	3,104	編物袋物	2,272	その他	675
農耕牧畜	1,830	メリヤス	5,068	構外作業	2,474
伐木製炭	232	窯業	291	経理夫	8,806
造林	—	革工	1,201	営繕夫	3,749
漁業	230	紡績	5,820	請願作業	1,228
鉱業	—	竹工	1,607	合計	58,429

B 不就業人員 7,540人

区分	作業上の都合による一日平均人員	病気その他の理由による一日平均人員	合計
人員	207	7,333	7,540

備考 本表は昭和29年3月末日現在の人員である。

ホ 医療分類課

法務省組織令第26条

A 医療衛生

1 健康管理

死亡、執行停止は、昨年同様低率でこの面から見た健康管理は依然として好調といえる。しかし年間230の刑務所死亡を検討すると、約3に近い70件はいわゆる突発死で、うち26件は自殺、災害死、工業薬物の誤飲であるが、44件は心臓麻痺、脳溢血の診定のもとに急死している。

いまやこれらの突発死が注目されるまで、一般疾病の死亡が激減してきたことは喜ばしいことといい得るが、同時にこれら突発死の死因の解明に一層の努力を致し

その予防につとめるべく具体策を考究中であり、その一端として医療センターと見做される施設に対して眼底血圧計、心電計の配置整備を計画中である。

刑務所の休養ならびに非休養患者数は社会経済情勢を反映してか漸増のすう勢にある。

表1 刑務所各月死亡数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
受刑者	(27) 18	(18) 25	(22) 15	(17) 16	(21) 22	(16) 23	(12) 16	(14) 8	(12) 12	(14) 17	(14) 14	(16) 16	(202) 202
被告人	(3) 3	(3) 1	(1) 3	(3) 1	(1) 2	(1) 4	(4) 2	(5) —	(5) 2	(2) 3	(3) 4	(1) 3	(32) 28
刑死	(2) 2	(4) 2	(5) 3	(5) 1	(—) 9	(—) 1	(1) 1	(—) —	(4) 2	(2) —	(1) —	(—) —	(24) 21

( ) 28年

表2 各月少年死亡数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
少年院	(2) 1	(—) 2	(4) 2	(1) —	(2) 2	(1) 2	(—) —	(4) 2	(—) 2	(—) 2	(2) 2	(4) —	(20) 17
少年鑑別所	(—) —	(—) —	(—) 1	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —	(—) 1

( ) 28年

表3 刑務所各月刑ならびに勾留執行停止数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
受刑者	(21) 17	(24) 18	(26) 22	(19) 19	(11) 20	(25) 24	(19) 16	(19) 19	(16) 22	(18) 16	(16) 21	(21) 17	(235) 231
被告人	(12) 18	(16) 9	(16) 10	(16) 13	(18) 10	(13) 17	(23) 9	(14) 10	(22) 10	(16) 21	(14) 11	(11) 16	(141) 154

( ) 28年

表4 刑務所月末患者数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休養患者	(2868) 3158	(2859) 3124	(2859) 3100	(2855) 3153	(2826) 3028	(2834) 3094	(2840) 3146	(2871) 3171	(2923) 3091	(2978) 3153	(2866) 3221	(2902) 3177
非休養患者	(2398) 2133	(2488) 2208	(2305) 2184	(2189) 2186	(2396) 2047	(2375) 2092	(2361) 2207	(2397) 2250	(2303) 2314	(2149) 2231	(2195) 2302	(1924) 2084

( ) 28年



2 矯正医学

実施2年目をむかえた矯正医学研究は着々と進んでおり、その研究題目は

刑務所	96件	226名
少年院	30件	52名
少年鑑別所	35件	91名

におよんだ。

なお、これら研究発表のため、矯正医官の防救事務打合せ会議に引続いて、7月9日虎の門共済会館大講堂において第1回矯正医学会総会を開催、会員聴衆500余名におよび、盛大裡に終った。演題64、なかでも在京各施設と東大精神科、松沢病院との共同研究「老人受刑者の精神医学的研究」は宿題報告として発表され多大の反響を呼んだ。

この総会の状況をアメリカ矯正医学会長リンク博士に通知したところこれの紹介ならびに批評が同会機関誌「Social Therapy」創刊号に数頁に亘つて掲載された。

3 防 救

伝染病予防については各施設ともとくに意を用いているが、一般社会の汚染、給水設備の腐朽、未完成などから次表のようにかなりの件数の発生をみている。

とくに、東京ならびに大阪拘置所、久里浜少年院に赤痢の集団発生をみた。

	刑 務 所			少 年 院			少 年 鑑 別 所		
	件数	患者	保菌者	件数	患者	保菌者	件数	患者	保菌者
赤 痢	26	95	163	9	100	150	8	6	2
腸 チ フ ス	3	1	2	—	—	—	—	—	—
パ ラ チ フ ス	2	—	2	1	2	—	—	—	—
猩 紅 熱	—	—	—	—	—	—	1	1	4

B 分類鑑別

1 収容者の科学的分類処置

a 受刑者の級別分類処置について

- (1) 東京、広島、福岡、仙台、札幌、高松の6矯正管区より上申があつた受刑者分類規程の改正7件は社会情勢の変化にともなつてより分類処置の効果をあげるため、6件を認可した。
- (2) 広島矯正管区分類協議会規程の制定を認可した。
- (3) 精神薄弱受刑者を収容する施設として岡崎刑務支所を指定した。同所ではH級に該当する比較的重症なものを除き、20以上30才未満の精神薄弱受刑者に対し特に専門的知識を活用し一般刑務所においては実施困難な精神治療及び特殊教育を認め、その社会復帰を容易ならしめることを目的としている。
- (4) 本年は分類制度打合会を4回開催し、分類結果を処遇面に活用するための方策を討議し、A級B級それぞれに適応した教育保安生活指導など処遇の基本方針に成果があつた。

b 保護少年の分類処遇について

- (1) 高松矯正管区保護少年分類規程が定められた。
- (2) 少年院における分類技術向上のため、国家公務員6級心理職合格者6名及び心理職未受験の心理学専攻者2名が採用された。
- (3) 分類制度打合会において精神薄弱少年及び精神病質少年の処遇に関して実情を検討するとともに、処遇のあり方について討議を行つた。

C 保護少年の鑑別について

- (1) 鑑別器材の充実については、予算の効果的な活用を考えて本年は脳波測定装置を京都、仙台などの少年鑑別所などに設置した。
- (2) 鑑別月表の様式を一部改正し鑑別判定と審判決定との関係のより明確な資料が得られるようにした。
- (3) 29年6月以降の法務統計月報に鑑別取扱人員、鑑別結果、などについての資料を毎月掲載することにした。

2 矯正施設における覚せい剤嗜癖者の調査

29年6月に次の如き収容者について調査を行つた。

- (1) 29年6月中に刑が確定して入所した成人受刑者全員
- (2) 29年6月1日現在少年刑務所に収容されていた少年受刑者全員
- (3) 29年6月1日現在少年院に在院した少年全員
- (4) 29年6月中に少年鑑別所に入所した少年全員

性別、施設別の覚せい剤使用率は付表8の通りである。

付表1 分類級別施設数

種 類	比較的単一級の男子施設									
	A	G	A・G	B	C	D	E	D・E	D・B甲	D・G
昭和29年現在	30	5	3	21	2	5	1	1	1	3

女子施設	特殊男子施設						混合男子施設			計
	H	L	H・K	H・L・N	K	M	A・B	B・C	A・B・C	
J	5	1	1	1	1	1	3	5	1	92

- 註 A級 おおむね初犯者で、比較的改善容易なもの、累犯者でも偶発性のもの、(福岡管区ではH、B甲、B乙以外のもの)
- B級 おおむね累犯者で改善やや困難なもの、初犯者でも習慣性又は職業性なもの、(福岡管区ではB甲—意志薄弱性格傾向を主とするもの；B乙—偏執性格の傾向を主とするもの)
- C級 長期、D級少年、E級準少年(23才未満)
- G級 A級のうち25才未満のもの、 H級 精神薄弱者及び精神低格者
- J級 女子、 K級 老年、 L級 身体疾患者、 M級 外国人
- N級 H級を除く精神障害者



付表 2 各種分類調査別取扱人員 (昭29.1~12)

管区別 区分	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	計
入所時調査	28,501	15,652	4,238	4,444	9,991	4,941	2,565	2,840	73,172
定期再調査	9,319	14,740	3,649	792	10,239	4,344	6,630	4,496	54,209
累進処遇の調査 のための調査	43,421	25,072	12,332	16,291	21,099	4,693	11,560	8,811	143,279
仮釈放の調査 のための調査	61,585	20,602	11,901	10,444	31,897	4,930	7,411	6,773	155,533
移送の調査 のための調査	8,207	3,276	1,831	3,088	14,657	1,643	1,521	1,013	35,236
処遇上必要な ための調査	33,860	6,831	10,607	8,464	12,797	639	3,161	5,477	81,836
その他	10,807	635	7,357	1,693	5,692	97	2,195	1,348	29,824
延人員	195,700	86,808	51,915	45,216	105,372	21,277	35,043	30,758	573,089
月平均	16,308	7,234	4,326	3,768	8,864	1,773	2,920	2,563	47,757

付表 3 現在収容者級別人員 (昭29.12.末日現在)

管区別 級別	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	計	
A	3,927	2,064	890	989	1,541	844	1,037	584	11,876	
B	8,630	5,574	3,104	3,789	甲6,094 乙1,113	7,207	2,514	2,721	2,350	35,889
C	1,354	841	268	470	851	416	236	163	4,563	
D	452	141	—	307	305	105	42	—	1,353	
E	—	645	—	—	—	—	—	—	646	
G	2,010	737	598	642	—	443	383	149	4,962	
H	252	16	—	—	411	—	—	8	687	
J	309	405	242	1	201	—	19	—	1,178	
K	—	—	—	37	107	—	—	—	144	
L	169	—	—	—	—	—	—	—	169	
M	60	—	—	—	—	—	—	—	60	
小計	17,163	10,425	5,102	6,235	10,588	4,321	4,438	3,254	61,527	
級別未済者	629	454	183	280	488	87	133	51	2,275	
労役人員	170	234	41	55	86	25	17	15	642	
計	17,962	11,123	5,326	6,571	11,122	4,433	4,588	3,320	64,444	

付表 4 構外作業適格者調 (昭29.12.31現在)

区分	人員	百分率	28年末現在百分率
適格者	6,232	10.5	11.5
やや適格者	27,873	47.0	45.7
不適格者	25,143	42.4	42.8
計	59,248	99.9	100.0

付表 5 分類級別による受刑者再入調 (昭29.12.31現在)

	A	(A)	B	B甲	B乙	C	D	E
仮釈放	30.0	27.6	50.1	57.7	44.5	27.5	55.1	45.6
満期釈放	37.3	37.9	56.2	46.7	53.1	35.5	50.4	56.3

	F	G	H	J	K	L	M	その他	平均
	15.6	36.8	62.1	63.3	41.2	38.2	—	42.8	40.4
	29.2	52.5	51.1	26.0	38.7	30.2	—	38.0	47.9

註 この表は25年に仮釈放、及び満期釈放されたもので昭29.12.31までに再入したものを集計した結果である。

付表 6 保護少年精神状況調

診断	性		計			
	男子	女子	男子	女子		
	鑑別所 在所少年	少年院 在院少年	鑑別所 在所少年	少年院 在院少年	鑑別所 在所少年	少年院 在院少年
正常	4,185 (27.2)	3,889 (41.5)	363 (21.7)	232 (19.9)	4,548 (26.6)	4,121 (39.1)
準正常	7,678 (49.7)	2,912 (31.1)	798 (47.6)	361 (30.9)	8,476 (49.6)	3,273 (31.1)
精神薄弱	1,877 (12.2)	821 (8.8)	349 (20.8)	163 (14.0)	2,226 (13.0)	984 (9.3)
精神病質	1,384 (9.0)	1,433 (15.3)	33 (8.0)	332 (28.4)	1,517 (8.9)	1,765 (16.6)
神経症	107 (0.1)	234 (2.5)	15 (0.9)	61 (5.2)	122 (0.7)	295 (2.8)
その他の精神障害	180 (1.1)	80 (0.8)	16 (1.0)	19 (1.6)	196 (1.1)	99 (0.9)
診断困難なもの	10 (0.1)	—	—	—	10 (0.05)	—
計	15,421	9,367	1,674	1,168	17,095	10,535



付表 7 鑑別受付及び終了人員調

	鑑別所 収容者	在宅	その他	法務省 関係	一般依頼	計
受付	31,146	560	101	90	1,526	33,423
終了	27,825	531	96	29	1,492	29,942

付表 8 性別、施設別、覚せい剤使用者調 (昭29.6)

	男			女			計		
	非使用者	使用者	小計	非使用者	使用者	小計	非使用者	使用者	計
刑務所	1,900 (74.2)	661 (25.8)	2,561	54 (65.1)	29 (34.9)	83	1,954 (73.9)	690 (26.1)	2,644
少年刑務所	1,568 (71.7)	618 (28.3)	2,186	—	—	—	1,568 (71.7)	618 (28.3)	2,186
少年院	7,152 (70.3)	3,028 (29.7)	10,180	823 (72.6)	310 (27.4)	1,133	7,975 (70.5)	3,338 (29.5)	11,313
少年鑑別所	2,056 (75.6)	664 (24.4)	2,720	193 (74.8)	65 (25.2)	258	2,249 (75.5)	729 (24.5)	2,978
計	12,676 (71.8)	4,971 (28.2)	17,647	1,070 (72.6)	404 (27.4)	1,474	13,746 (71.9)	5,375 (28.1)	19,121

欄内下段の数字は%を示す。

C 給養改善状況

1 収容者の給養改善について引続き努力を払われているが、29年度においても薬代は据え置かれたので、来年度予算要求にそなえて、薬代増額の必要についての実証的科学的的研究を行うとともに薬代使用効率増進のための給食管理上のムダを見出す研究に重点をおいたが、主なる実施事項は次のとおりである。

a 給養改善のための調査研究

(イ) 食糧の廃棄率の調査

給食管理上のムダ発見の一つの調査として、食糧を調理する場合の廃棄率がどの位であるかを調査して、その適正をはかった。

(ロ) 食事分配量に関する調査

食事分配が適正に行われているかどうか個々の収容者に分配された皿上の食事を化学分析してその分配の適正化の資料とした。

(ハ) 収容者の消化吸収率について

収容者の食物の消化吸収率は社会人に比し劣っていないかを調査するため消化吸収試験を行った。その結果社会人より吸収率が低く、特に脂肪の吸収率の著しく低い事を見とめた。又人造米の消化吸収率の調査をも併せ行った。その結果米と同じ栄養価を含有せしめるため脱脂大豆粉を10%加えた人造米を混炊した主食は現在の米麦飯より消化吸収率の劣ることがわかった。

b 食糧担当職員の資質向上

各矯正管区別に食糧担当職員の資質向上のための研修を実施した。

C 収容者の炊事施設状況の調査

給食管理の合理化の一つとして、炊事設備の改善をはかるため炊事設備の現状調査を全施設について行った。

矯正施設における収容者栄養摂取量 (1人1日当)

(イ) 刑務所、拘置所、少年刑務所

区分	栄養成分					ビタミン			
	総蛋白質 g	動物性 蛋白質 g	脂肪 g	熱量 Cal	カルシ ウム mg	A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食	59.7	—	11.1	2,288	142	15	1,893	0,532	—
副食	37.0	14.9	12.2	545	803	7,099	0,534	1,442	134
計	96.7	14.9	23.3	2,833	945	7,114	2,427	1,974	134

(ロ) 少年院

区分	栄養成分					ビタミン			
	総蛋白質 g	動物性 蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	カルシ ウム mg	A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食	59.8	—	10.9	2,292	138	10	1,986	580	—
副食	41.0	16.1	14.7	575	886	6,659	0,566	1,695	123
計	100.8	16.1	25.6	2,862	1,024	6,669	2,552	2,275	123

(ハ) 少年鑑別所

区分	栄養成分					ビタミン			
	総蛋白質 g	動物性 蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	カルシ ウム mg	A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食	58.5	—	10.0	2,234	130	9	1,860	506	—
副食	37.4	18.5	13.3	537	891	7,600	0,582	1,530	133
計	95.9	18.5	23.3	2,771	1,021	7,609	2,442	2,036	133

◇ 指 紋

昭和29年中における指紋事務に関する文書収発合計件数 233,911件

内 訳

収 受 件 数 164,154件  
 発 送 件 数 69,757件  
 1 カ月平均収発合計件数 19,499件



指紋対照並びに前科発見その他十年比較

昭和29年

種別	昭和20年	同21年	同22年	同23年	同24年	同25年	同26年	同27年	同28年	同29年	平均
対照数	5,870	6,538	6,946	6,232	11,082	20,455	52,426	48,589	50,538	64,060	27,273
前科発見総数	2,892	2,999	4,125	4,584	8,614	9,279	15,035	17,255	18,310	24,351	10,744
新に受けたる原紙	23,305	26,732	53,956	54,105	41,260	34,581	29,458	25,563	23,079	19,995	33,203
廃棄原紙	784	2,275	3,359	7,139	3,965	5,808	3,349	2,044	1,722	4,398	3,484
年末現在原紙	671,589	696,046	746,643	793,609	830,904	859,677	885,786	909,305	930,662	946,259	827,047
受刑追加人員	7,091	10,519	22,290	28,022	39,059	39,619	42,102	37,504	38,947	34,107	29,925

指紋法は明治41年10月16日より施行せられ大正6年までは懲役受刑者のみなりしもその後禁錮受刑者を又同7年共通法施行の結果台湾及び朝鮮において受刑せる内地人を含むこととし同13年より陸海軍刑務所における受刑者昭和9年より関東局及び南洋庁において受刑せる内地人受刑者にも施行せしめ昭和20年8月終戦後は本土受刑者のみに施行せられるに至つた。

指紋対照による前科発見百分比十年比較

昭和29年

種別	昭和20年	同21年	同22年	同23年	同24年	同25年	同26年	同27年	同28年	同29年	平均
対照数	5,870	6,538	6,946	6,232	11,082	20,455	52,426	48,589	50,538	64,060	27,273
発見数	2,854	2,846	3,228	2,651	5,557	7,236	13,127	16,044	17,266	23,323	9,413
対照百に対する前科発見数	48	41	46	42	50	35	25	33	34	36	34

指紋対照及び前科発見並びに指紋原紙取扱最近十ヶ年比較表

昭和29年

種別	刑務所より照		裁検所又ははり照		警察署より照		その他より照		合計		指紋原紙					
	対照数	発見数	対照数	発見数	対照数	発見数	対照数	発見数	対照数	発見数	前科発見総数	新に受けたる原紙	廃棄原紙	年末現在原紙	受刑追加人員数	
昭和20年	1,998	1,745	93	81	3,013	649	766	379	5,870	2,854	2,892	23,305	784	671,589	7,091	
同21年	2,724	1,986	55	12	3,674	775	85	73	6,538	2,846	2,999	26,732	2,275	696,046	10,519	
同22年	2,237	1,844	145	65	4,460	1,228	104	91	6,946	3,228	4,125	53,956	3,359	746,643	22,290	
同23年	1,597	1,227	799	244	3,740	1,096	96	84	6,232	2,651	4,584	54,105	7,139	793,609	28,022	
同24年	3,057	1,963	2,428	852	4,853	2,422	334	320	11,082	5,557	8,614	41,260	3,965	830,904	39,059	
同25年	2,043	2,546	10,044	2,362	4,941	1,901	534	427	20,455	7,236	9,279	34,581	5,808	859,677	39,619	
同26年	1,908	2,659	39,181	7,945	4,353	1,215	1,625	1,308	52,426	13,127	15,035	29,458	3,349	885,786	42,102	
同27年	1,211	3,317	37,044	9,801	5,413	2,677	298	249	48,589	16,044	17,255	25,563	2,044	909,305	37,504	
同28年	1,044	2,430	42,733	12,725	3,678	2,030	97	81	50,538	17,266	18,310	23,079	1,722	930,662	29,925	
同29年	1,028	2,095	54,979	17,158	3,071	1,987	2,200	2,083	64,060	23,323	24,351	19,995	4,398	946,259	34,107	
自昭和29年	18,707	25,136	202,765	50,473	319,101	129,443	47,800	26,735	630,778	241,787	260,494	1,163,836	216,557	946,259	780,999	
明41年																
至																



## へ 教育課

法務省組織令第27条

### 目的

- 1 教科教育及び特殊教育（心身に障害を有する者に対する教育，特殊能力を有する者に対する特別指導，新収容者に対する教育，釈放前の教育，作業の遂行に直接関係のない職業教育）通信教育，並びに訓練に関する事項 と
- 2 厚生及び教化に関する事項 とをつかさどる。

### 内容

- 1 国民の祝祭日，記念日等における教化行事を通じて収容者の自覚と反省を促し道徳心の昂揚につとめている。
- 2 外来講師を招へいして講演講話を実施し，収容者の教養をたかめ社会常識の涵養をはかっている。
- 3 部外宗教家による宗教教誨を聴聞させ宗教的情操を養うとともに自由な信仰心を助長させている。
- 4 篤志面接委員による助言指導を勧奨し，収容者の精神的煩悶を解決し趣味を向上させ教養をたかめるなど将来の生活設計に資するよう指導している。
- 5 出所後の職業生活に必要な知識と技能とを修得させ併せて勤労の精神を培養するために各種の職業教育を行つている。
- 6 教科教育は成人に対しては文盲者を対象とした教育を主眼とし少年に対しては教育基本法並びに学校教育法の主旨に則つて実施している。
- 7 通信教育は昭和24年3月以来特別の指導を実施し，漸次向上の一途を辿り最近は顕著な成績をあげている現状であり，教育の機会均等の趣旨を徹底させている。
- 8 その他生活指導（レクリエーション指導を含む）及び訓練に関する指導を行つている。

### 業務の実施事項

- 1 収容者が宗教に関する健全な常識と豊かな情操を養いその自由な信仰心を伸ぶことができるようにつとめている。このために部外宗教家の篤志により各宗各派の教誨が実施されており，本年度末においては675名の教誨師がこれに奉仕している。最近宗教教誨に対する民間宗教家の熱意が高まり組織的な機構を整えようとしている。即ち本年4月15日大阪市四天王寺において大阪府宗教教誨委員会主催による第1回全国教誨師大会が開催され，6月4日九州宗教教誨師連盟，11月5日近畿教誨師連盟，11月8日名古屋矯正管区宗教教誨師連盟，12月9日四国教誨師連盟がそれぞれ発足し，全国教誨師連盟の結成を見ようとする機運にある。
- 2 昨年5月26日篤志面接委員制度が制定せられ民間篤志家の専門的知識と経験に基いた助言指導とを要請し着々実績をあげている。年度末現在で刑務所1,088名，少年院409名である。
- 3 職業教育を実施する施設として下記刑務所を指定した。

- (1) 自動車運転者並びに整備士養成訓練 松本，岩国，盛岡各少年刑務所
- (2) 理容師養成訓練 佐賀，奈良各少年刑務所
- (3) 珠算及び簿記訓練 新潟，京都各刑務所

従来，特別に職業教育を実施している施設は下記のとおりである。

- (1) 理容 東京拘置所
- (2) 美容 和歌山，笠松両刑務所
- (3) ラジオ修理技術 奈良少年刑務所

資格又は免許を取得するための試験が各地で行われている現状に鑑み収容者を施設外の試験場へ出席させることについて通牒で指示した。

- 4 通信教育受講者は年々増加の傾向にあつて本年度の延受講人員は少年1,455名，成人2,077名となつている。一般に成績は良好で本年度の文部省社会教育局長の表彰を受けたものは26名を算えるに至つた。
- 5 少年院における教科教育は少年院法第4条及び第5条の趣旨に則り各種少年院で実施している。昨年8月教科教育に関する研究報告書を提出した9カ庁の資料を基礎とし種々検討を加え目下教科指導基準の成案を考慮している。大体の構想としては義務教育課程社会教育課程及び特殊教育課程の3コース制を基盤としている。
- 6 少年院における職業補導は昭和24年制定の「少年院職業補導基準」によつて実施し相当の成果をおさめている。
- 7 教育上の事項について昭和29年度中訓令又は通牒で指示した主な事項は次のとおりである。

資格又は免許を取得するため収容者を施設外の試験場へ出席させることについて  
(29.6.1矯正甲第669号)

宗教放送の聴取について (29.8.11矯正甲第880号)

読書週間行事の実施について (29.10.21矯正甲第1068号)

教育原簿の様式及び取扱いについて (29.11.18矯正甲第1183号)

自衛隊員採用試験の応募について (29.12.22矯正甲第1253号)

未決拘禁者の著作について (29.12.24矯正甲第1263号)

### 将来の方針

- 1 少年受刑者に対する教科教育に関する規程の制定
- 2 矯正図書館基準の制定
- 3 宗教教誨実施基準の制定
- 4 少年院における教科指導基準の制定
- 5 少年院職業補導事務規程の制定



## (5) 保 護 局

法務省設置法第3条第1項、第9条  
法務省組織令第28条～第33条

### 業務の内容

保護局の所掌事務は次の通りであり、これらの所掌事務は、法務省組織令の定めるところにより、保護局に分課として置かれている総務課、調査連絡課、観察課、恩赦課及び特別調査課の5課によつて分掌処理している。その具体的な事務内容については、各課において記述するところによる。

- 1 恩赦に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 保護観察に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 6 保護司及び更生保護事業に関する事項
- 7 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 8 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
- 9 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

### 業務の実施状況

保護局の業務実施の具体的内容については、各課の項においてそれぞれ記述するところによるが、その他特に記載すべき事項を挙げれば次の通りである。

#### 1 執行猶予者保護観察法の制定について

刑の執行猶予者に対する保護観察の実施については、昨昭和28年の第16回国会において成立し、同年12月1日より施行の刑法等の一部を改正する法律（昭和28年法律第195号）により、その一部（再度の執行猶予者に対する保護観察）についてのみ実施されてきたが、なお更に同法案可決の際における衆議院及び参議院の両法務委員会が行つた附帯決議（初度目の執行猶予者についても必要ありと認めるときは保護観察に付することができるよう速やかに適切な法案を準備し国会に提案すべきであるとの主旨）の趣旨に基き、保護観察機構の充実強化に努力を傾注するとともに、引続き右法案の準備を進め、更に第19回国会に初度目の執行猶予者に対しても保護観察に付し得る制度等を定めた刑法の一部を改正する法律案及びこの保護観察の実効を収めるため、これに適合する保護観察の内容手続を定めた執行猶予者保護観察法案の両法案を提案するに至つた。両法案はいずれも国会の全面的な賛意を得て3月31日それぞれ可決、翌4月1日前者は法律第57号、後者は法律第58号をもつて公布され、6月26日政令第167号をもつて公布の「刑法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により7月1日より実施された。ここに犯罪対策の上に極めて画期的な試みである執行猶予者に対する保護観察制度は一応その態勢の整備確立をみるにいたつた。

#### 2 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律の制定

平和条約第11条による極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷により刑を科せられた者、即ち巣鴨刑務所在在者等の釈放については、全面的釈放の早期実現に対する熾烈な国民感情を考慮し、前年度に引続き関係諸国に対し折衝を継続し、本問題の早期解決のために努力してきたが、更にその強化促進を図るため、その事務分掌機関である中央更生保護審査会の委員の定員3名を5名に増員する犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を第19回国会に提案した結果、同法案は3月31日可決、即日法律第18号をもつて公布、4月1日より施行された。

#### 3 新法実施に伴う諸会同の開催

4月1日にそれぞれ公布された刑法の一部を改正する法律（昭和29年法律第57号）及び執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）の実施（7月1日施行）に備え又その実施経過の状況等に鑑み、新法運営に関する諸問題等について次の会同を開催し、新法実施に伴う指令の徹底、保護観察の強化等その運用について遺憾なきを期した。

- 1 地方更生保護委員会委員長 会 同  
同 事務局長  
期 日 昭和29年6月3日～4日 2日間  
協議事項 新法実施に関する諸問題その他7項目について
- 2 地方更生保護委員会委員長 会 同  
保 護 観 察 所 長  
期 日 昭和29年11月29日～30日 2日間  
協議事項 仮釈放及び保護観察制度の運営強化に関する事項等

#### イ 総 務 課

法務省組織令第29条

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理については、前年に引続きこれら各庁における事務運営の効率的な運用に留意し実施してきたが、特に刑執行猶予者の保護観察制度の実施に備え、また実施後の運用経過等より考慮し、各庁の事務量及び事務処理状況の実情把握に努めるとともにこれが実情に基き、組織機構の整備充実、人員の適正効率的な配置及び任免、予算の編成及び配付並びにこれらの事務運用方針に関する必要な省令、訓令、通牒及び通達を立案し、また執行猶予者保護観察法の実施に関する諸問題並びに仮釈放及び保護観察制度の運営強化について、6月3、4日の2日間地方更生保護委員会委員長、同事務局長会同、11月29、30日の両日に地方更生保護委員会委員長、保護観察所長の会同を開催し、これら事務運用方針の指令徹底を図り、また必要ある時は随時に事務監査を実施する等地方更生保護委員会及び保護観察所の管理運営に遺憾なきを期した。

2 更正保護に関する一般的企画並びに法令案の作成について、昭和29年において保護局において立案し、または立案に参画した公布の法令は次に掲げる通りである。

#### (イ) 法 律

刑法の一部を改正する法律（昭和29年4月1日）  
（法律第57号）